米国ビザ申請の手引き (Ver. 21.1)

2024年12月株式会社グリーンフィールド・オーバーシーズ・アシスタンス

Overseas Assistance

目次

I. はじめに	6
II. ビザの基本	6
1. アメリカのビザ	6
2. ビザの有効期限と滞在期限の違い	7
3. 滞在期限の付与	8
4. ビザ種別によるビザの有効期間と滞在期限の違い	10
5. Automatic Revalidation	11
6. 商用と就労	11
7. ビザなしでの入国	13
(1) ビザウェーバープログラム(ビザ免除プログラム)	13
(2) グアムー北マリアナ諸島連邦のビザウェーバープログラム	18
(3) ビザなしでの入国のリスク	18
III. 商用に必要なビザ	19
1. B ビザとは	19
2. Bビザの有効期間と滞在許可期間	20
3. 商用では認められない作業ができるBビザ(エンジニアの取得するBビザ)	20
(1) B-1 (industrial worker)	20
(2) B-1 in lieu of H-1B	22
IV. 就労に必要なビザ	23
1. E ビザ	23
(1) E ビザとは	23
(2) E ビザの種類	25
(3) E ビザの申請条件	25
(4) E ビザの有効期間と滞在許可期間	38
(5) グリーンプログラム	39
(6) E ビザの更新	39
(7) E ビザカンパニーの子会社での就労	39
(8) E ビザに対する誤解	40
(9) 家族のビザ	40
2. Lビザ	41
(1) L ビザとは	41
(2) L ビザの種類	41
(3) L ビザの申請条件	41
(4) 追加書類の要求	45

(5) Lピサの発給の時期、人国ができるタイミング、有効期間と滞在許可期間	46
(6) L ビザの延長	46
(7) Blanket L ビザ	47
(8) 家族のビザ	50
3. H-1Bビザ	50
(1) H-1B ビザとは	50
(2) H-1Bビザの申請条件	51
(3) 追加書類の要求	53
(4) H-1B ビザの有効期間と滞在許可期間	53
(5) H-1B ビザの延長	54
(6) 雇用主の変更	54
(7) 家族のビザ	55
4. 4 つの就労ビザのメリットとデメリット	55
(1) E ビザのメリット	55
(2) E ビザのデメリット	57
(3) Lビザのメリット	58
(4) Blanket L ビザのメリット	58
(5) Lビザのデメリット	58
(6) Blanket L ビザのデメリット	59
(7) H-1B ビザのメリット	59
(8) H-1B ビザのデメリット	59
V. 就学に必要なビザ	61
1. F ビザ	61
(1) F ビザとは	61
(2) 申請手続き	61
(3) 出入国	62
(4) 転校	62
(5) 就労	63
VI. 研修に必要なビザ	65
1. H-3ビザ	65
(1) 概要	65
(2) 家族のビザ	65
2. Bビザ	66
3. Jビザ	66
(1) J ビザとは	66
(2) J ビザの一般的な申請条件	67

	(3) 業務研修のJビザの申請条件	67
	(4) 業務研修のプログラム	68
	(5) J ビザの有効期間と滞在許可期間	69
	(6) J ビザでの出入国	69
	(7) J ビザの更新	70
	(8) J ビザの再申請	70
	(9) Two-Year Rule	70
	(10) J ビザ申請の注意点	70
	(11) J ビザへのステータス変更	71
	(12) J ビザから就労ビザへのステータス変更	71
	(13) 家族のビザ	72
VII	[. ビザの選定	72
1	L. 短期間のアメリカへの派遣	72
	(1)装置の売買契約に作業が含まれているケース	72
	(2) 客先で作業が発生するケース	73
	(3) 研修が目的のケース	74
2	2. 若い社員のビザ	74
	(1) H-1B ビザの取得	75
	(2) 研修ビザの取得	75
	(3) E(TDY)ビザの取得	75
3	3. 就労ビザの選定	75
VII	II. 企業の統合・合併などへの対応	77
t	ケース1:社名変更	77
5	ケース 2:アメリカの現地法人 2 社の統合	77
1	ケース 3: 日本本社がホールディングカンパニーに移行	78
5	ケース 4: 日本本社の統合に伴い、アメリカの現地法人も統合	78
IX.	新しい会社のビザ申請	79
1	1. E-2ビザの可能性はないか?	79
2	2. E-1 ビザの可能性はないか?	79
3	3. L-1ビザの可能性はないか?	79
4	4. Blanket L-1 ビザの可能性はないか?	80
5	5. H-1Bの可能性はないか?	80
X	永住権	80
1	1. 永住権とは	80
2	2. 雇用ベースの永住権 (Employment-Based Immigration)	81
	(1) FR-1	Q1

	(2) EB-2	82
	(3) EB-3	82
	(4) EB-4	82
	(5) EB-5	83
3.	永住権の取得に必要なプロセス	83
	(1) 第一ステップ:PERM 申請	83
	(2) 第 2 ステップ:移民申請(I-140 申請)	85
	(3) 第 3 ステップ:永住権へのステータス変更・移民ビザ(Immigrant Visa)の取得	86
4.	カテゴリー別申請ステップ	87
	(1) EB-1:卓越した能力(Extraordinary Ability)を有する人	87
	(2) EB-2:非常に優秀な能力を有する人、又は、専門職従事者で、修士号、もしくは、等	学士
	号を保持し該当分野での5年の職務経験を有する人	87
	(3) EB-3:専門職従事者で学士号を有する熟練労働者又は非熟練労働者	87
	(4) EB-4:宗教活動家等、特別移民の申請条件を満たす人	88
	(5) EB-5:新しく米国事業に投資する人	88
	(6) Eビザの managerial position、L-1A の永住権申請(EB1-3)	88
	(7) E ビザの essential skill、L-1B、H-1B 保持者の永住権申請(EB-2 または EB-3).	88
5.	永住権へのステータス変更中の転職(永住権スポンサーの変更)	88
6.	雇用ベースの永住権申請の費用とスケジュール	89
	(1) 雇用ベースの永住権にかかる費用	89
	(2) 雇用ベースの永住権申請のタイミング	90
7.	家族ベースの永住権申請(Family-Based Immigration)	90
	(1)年間割り当て数に制限がないカテゴリー	90
	(2)年間割り当て制限がある永住権カテゴリー	91
	(3) 家族ベースの永住権申請の流れ	91
	(4) 家族ベースの永住権申請にかかる費用	92
8.	DV プログラム (Electronic Diversity Visa Lottery)	92
9.	その他の永住権の取得	93
10	O. 再入国許可証(Re-entry Permit)	93
11	1. 市民権	94
XI.	ビザの申請	94
1.	申請場所	94
2.	面接	95
3.	必要書類	95
	(1) Bビザ	95
	(2) Eビザ	95

	(3) L ビザ	99
	(4) Blanket Lビザ	100
	(5) H-1B	101
	(6) Jビザ	102
	(7) Fビザ	103
	(8) 家族後日	103
	(9) 外国籍	103
XII.	面接	.104
1.	E ビザ: Executive / Supervisory Employee の場合	105
2.	E ビザ: Essential Employee の場合	106
3.	Blanket L-1A ビザの場合	109
4.	Blanket L-1B ビザの場合	. 111
5.	B-1ビザ:通常の商用の場合	.113
6.	B-1(industrial worker)の場合	115
7.	B-1 in lieu of H-1Bビザの場合	.117
8.	J ビザ:企業研修の場合	.119
3.	英語での面接について	121
XIII.	. その他	121
1.	入国審査	121
2.	ビザのキャンセル	122
3.	二重国籍	122
4.	家族の就労	123
5.	不法滞在	124
6.	逮捕歴•犯罪歴	124
7.	同居の実態	124
8.	両親の家族ビザ	125
9.	緊急事態での入国	125
10	. ビザを申請する際に必要なパスポートの残存期間	125
11	. パスポートの切り替え	125
12	. 長期間商用での米国滞在後の再渡米	126
13	. アメリカの国民と市民権	126
	. パスポートを紛失または盗難された場合の対応	
15	. 非営利団体の就労ビザ	127
XIV.	Q&A	127
Y V 1	ファレンス	156

Overseas Assistance

I. はじめに

- 本資料に記載されている情報は米国移民国籍法(INA: Immigration and Nationality Act)、Foreign Affairs Manual (FAM)、Code of Federal Regulation (CFR)、国務省、移民局、在日アメリカ大使館のホームページ、アメリカ大使館(総領事館)からの指導、移民法弁護士からの情報、そしてグリーンフィールドの過去の経験や日常的に収集されるノウハウなどに基づいています。
- 本資料では最新かつ正確な情報の記載を心がけておりますが、運用の変更などにより古い情報が含まれている場合もあります。またグリーンフィールドの業務と関連の低い項目については、割愛している場合があります。
- 本資料の情報が原因でトラブル等が発生いたしましても責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。
- ・本資料は著作権法により保護されています。本資料の著作権は株式会社グリーンフィールド・ オーバーシーズ・アシスタンスにあります。書面による事前許可を得ずに本資料の一部、また は全部を複製および転載することを一切禁じます。

II. ビザの基本

1. アメリカのビザ

- 多くの国は自国の雇用を不当に奪う疑いのある人や自国の安全をおびやかす恐れのある人などの入国を防ぐため、そして入国時の審査を簡素化するため、事前に国外にある大使館、領事館などの在外公館でチェックを行い、入国許可証を発行します。この入国許可証がビザ(香証)です。
- アメリカのビザには非移民ビザと移民ビザの 2 種類があります。非移民ビザは駐在や留学など一時的な滞在のためもので、滞在目的終了後は帰国することが求められます。一方移民ビザはアメリカに定住する意思のもと、更新すれば永久的にアメリカに居住することが許されます。そして移民ビザで入国後取得するのが永住権(グリーンカード)です。
- 非移民ビザには、A~V ビザ、NAFTA ビザ、NATO ビザがあり、さらに同じローマ字のビザでも H ビザのように H-1B、H-2、H-3、H-4 と分類されているビザもあります。この中で一般的な企業が必要とするビザは主に B ビザ(商用)、E ビザ(就労)、F ビザ(就学)、H-1B ビザ(就労)、J ビザ(研修)、L ビザ(就労)です。

```
アマチュア・プロフェッショナルを問わず、スポーツ選手(賞金獲得のみを目的とするスポーツ選手) B-1
スポーツ選手、芸術家、芸能人
                                                   Р
オーストラリア人労働者―専門分野
                                                   E-3
国境通過カード(BCC):メキシコ
                                                   BCC
商用
                                                   B-1
乗組員(米国内の船舶・航空機に乗務している方)
                                                   D
外交官および政府職員
                                                   Α
使用人または乳母(外国人の雇用主に同行していること)
                                                   B-1
指定国際機関の職員、および NATO
                                                   G1-G5, NATO
交流訪問者
```

Overseas Assistance

交流訪問者-オペア	J-1
交流訪問者-J-1 保持者の子供(21 歳未満)または配偶者	J-2
交流訪問者-教授、学者、教員	J-1
交流訪問者-国際文化	J, Q
婚約者	K-1
米国駐在の外国軍人	A-2 , NATO1-6
科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツの分野で卓越した能力を持つ外国人	O-1
自由貿易協定(FTA)の専門職員:チリ	H-1B1
自由貿易協定(FTA)の専門職員:シンガポール	H-1B1
情報報道関係者(報道関係者、ジャーナリスト)	I
企業内転勤者	L
治療、訪問者	B-2
NAFTA の専門職労働者:メキシコ、カナダ	TN/TD
医療従事者が不足している地域に出向く看護師	H-1C
医師	J-1 , H-1B
宗教活動家	R
高度な専門知識を必要とする分野での専門職	H-1B
学生-中高生、大学生 (語学学校を含む)	F-1
学生の同行家族 - F-1 保持者の同行家族	F-2
学生-専門	M-1
学生の同行家族 - M-1 保持者の同行家族	M-2
派遣労働者-季節的農業	H-2A
派遣労働者-非農業部門	H-2B
観光	B-2
雇用を主目的としないプログラムでの研修	H-3
投資駐在員	E-2
貿易駐在員	E-1
米国通過	С
人身売買被害者	T-1
犯罪行為被害者	U-1
米国内でのビザ更新-G、A、および NATO	A1-2 , G1-4 ,
	NATO1-6

非移民ビザの種類し

• ビザは入国の目的によってそれぞれ使い分けられ、申請条件が異なります。そのため確実なビザの取得にはそれぞれのビザの申請条件を正確に把握しそのプロセスも理解した上で、それらが条件を満たしているかどうかを的確に判断する必要があります。

2. ビザの有効期限と滞在期限の違い

- ビザの有効期限は、そのビザで認められた目的でいつまでアメリカに"入国"できるかを示します。一方滞在期限はいつまでアメリカに"滞在"できるかを示します。
- ビザの有効期限を決めるのはビザを発行する国務省(U.S. Department of State)に所属するアメリカの在外公館(大使館・領事館)の領事です。一方滞在期限は国土安全保障省(U.S. Department of Homeland Security)の下にある移民局(USCIS: U.S. Citizenship and Immigration Services)と、空港で入国審査を行う入国審査官が所属し、同じく国土安全保障省の下にある税関国境警備局(CBP: U.S. Customs and Border Protection)に決定権があります。入国審査官にはビザ保有者を滞在させない(入国させない)権限があります。あくまでもビザはそのビザで認められた目的での入国審査を受けるための権利を与えるものであり、入国を保証するものではありません。

¹ https://www.ustraveldocs.com/jp/ja/list-of-niv-visa-types

Overseas Assistance

- 基本的にはビザの有効期限が過ぎていても滞在許可が有効であれば、合法的に滞在し続けることができます。ただし一度出国すると滞在許可は失効し、再入国するためには有効なビザが必要になります。
- 滞在期限を過ぎて滞在し続ければオーバーステイになります。ビザなしで渡航する際に認証が必要な ESTA の質問の中に、オーバーステイの経験の有無があります。(「あなたはこれまでに、米国政府が許可した滞在許可期間を超過して、米国に滞在したことがありますか?」)オーバーステイの経験がある場合は ESTA の認証はまず通らず、その場合渡米するためにはビザを取得しなければなりません。またオーバーステイの理由によってはビザの取得も困難です。
- オーバーステイが 180 日を超えると 3 年間、さらに 1 年以上になると 10 年間米国に入国できなくなります。また 1 年以上不法滞在した後に入国許可などなく再入国しようとした場合、永久に入国禁止になります。 2
 - Unlawful presence is any period of time when you are present in the United States without being admitted or paroled, or when you are present in the United States after your "period of stay authorized by the Secretary" expires. Unless an exception applies, you will be found inadmissible based on your accrual of unlawful presence if you:
 - ✓ Seek admission again within 3 years of leaving the United States before removal proceedings begin, after you accrued more than 180 days but less than 1 year of unlawful presence during a single stay;
 - ✓ Seek admission again within 10 years of leaving or being removed from the United States, after you accrued 1 year or more of unlawful presence during a single stay; or
 - ✓ Reenter or try to reenter the United States without being admitted or paroled after you accrued more than 1 year of unlawful presence, in total, during 1 or more stays in the United States.
- オーバーステイすると、入国の際に利用したビザは無効になり、ビザは取り直す必要があります ³。
 - (1) In the case of an alien who has been admitted on the basis of a nonimmigrant visa and remained in the United States beyond the period of stay authorized by the Attorney General, such visa shall be void beginning after the conclusion of such period of stay.

3. 滞在期限の付与

• 米国の入出国記録は I-94 と呼ばれています。また入出国記録を記載した入国カード自体 も I-94 と呼ばれています。

² https://www.uscis.gov/laws-and-policy/other-resources/unlawful-presence-and-inadmissibility

³ INA 202 (g) Nonimmigrant visa void at conclusion of authorized period of stay (https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title8-section1202&num=0&edition=prelim)

Overseas Assistance

- 滞在期限は入国時に入国審査官によって付与されます。パスポートにスタンプが押され、滞在ステータスと滞在期限が記入されます。
- 陸路やワシントン州とカナダの間のフェリーでの入国などでは、例外的に入国審査の際に入国カードがパスポートに貼り付けられ、滞在ステータスと滞在期限が書かれます。ビザありの入国カードは白色(フォーム番号 I-94)、ビザなしは緑色(フォーム番号 I-94W)です。
- 税関国境警備局のサイト からも I-94 を確認することができます。パスポートの記載が間違っていることもあるので、入国後に念のため確認することをお勧めします。I-94 に間違いがあり修正が必要な場合、地域の Deferred Inspection Site⁵(追加審査場)、Port of Entry⁶(入国した空港、港)で修正の手続きを行ないます⁷。
- 与えられる滞在期限はビザ種別によって定められる期間とパスポートの有効期間のどちらか 短い方まで滞在許可が与えられます。またパスポートの有効期間が十分であっても入国審 査官の判断によって、本来許可される期間よりも短くなることもあります。
- 入国カードなしで入国した場合、航空会社や船舶会社より提供されるデータに基づき出国 記録が入力されます。一方入国カードがパスポートに貼り付けられた場合は出国の際に回 収され、税関国境警備局に送られることにより出国記録が入力されます。通常空港のチェッ クインカウンターもしくは国際線の搭乗ゲートで航空会社のスタッフが回収します。
- I-94 が回収されずに出国した場合は記録上アメリカに滞在したままになり、不法滞在として 記録が残る可能性があります。その場合は税関国境警備局に出国した証拠とともに送付し ます ⁸。

送付先

アメリカの郵便サービスを使う場合

Coleman Data Solutions

Box 7965

Akron, OH 44306

Attn: NIDPS (I-94)

USA

FedEx または UPS を使う場合

Coleman Data Solutions

3043 Sanitarium Road, Suite 2

Akron, OH 44312

Attn: NIDPS (I-94)

USA

出国の証拠の例

- ✔ アメリカを出国した際の搭乗券の原本
- ✓ アメリカ出国後の出入国のスタンプの押されたパスポートのコピー(写真のあるデータ面を含む全ページ。ただし完全にブランクのページは除く)

⁴ https://i94.cbp.dhs.gov/home

⁵ https://www.cbp.gov/about/contact/ports/deferred-inspection-sites

⁶ https://www.cbp.gov/about/contact/ports

⁷ https://www.uscis.gov/i-9-central/form-i-94

⁸ https://www.help.cbp.gov/s/article/Article-1431?language=en_US

Overseas Assistance

- ✓ アメリカ出国後にアメリカ国外で就労していたことを証明する給与明細のコピー
- ✔ アメリカ出国後にアメリカ国外で銀行を通して行った取引の記録のコピー
- ✔ アメリカ出国後にアメリカ国外で就学していたことを証明する書類のコピー
- ✔ アメリカ出国後にアメリカ国外で使用したクレジットカードの使用記録のコピー

4. ビザ種別によるビザの有効期間と滞在期限の違い

- H-1B ビザでは入国審査の際に発行される滞在期限は、通常 I-797 の期限、ビザの残りの 有効期限のいずれとも一致します。
- L ビザは通常 5 年間有効なビザが発給されます。そのため滞在期限は通常 I-797 (Blanket L の場合は I-1298) に記載される期限と一致しますがビザの有効期限とは一致しません。ただし Blanket L ビザの場合、Blanket I-797 の有効期限(初めは 3 年間有効。延長することにより無期限になる。) に準ずることや、I-1298 の 2 ページ目にある就労予定期間に準ずることもあります。
- E ビザは入国の都度、通常 2 年間の滞在許可が与えられます。ビザの有効期間が 2 年を切っても通常 2 年間の滞在が認められます。ただしビザの残存期間が短い場合などは、ビザの有効期限までしか滞在許可が与えられないこともあります。
- Jビザ(研修ビザ)で入国するとパスポートには D/S と書かれます。これは Duration of Status の略で研修の許可証である DS-2019 が有効である限りアメリカに合法的に滞在できることを示しています。例えば入国時に DS-2019 の有効期限が 1 年後であれば滞在期限も 1 年後ですが、DS-2019 を延長すれば滞在期限も自動的に延長されます。ただしビザの有効期限を過ぎれば再入国には新しいビザが必要になります。
- ビザの有効期間は国籍によって異なります。例えば日本人の B ビザの有効期間は通常 10 年ですが、ベトナム人は通常 1 年です。またビザの申請を審査する領事の判断によって本来認められている期間より短くなることがあります。国籍によるビザの有効期間は国務省のサイト 9で確認することができます。

ビザ 種別	ビザ有効期間	滞在許可期間	ビザの更新が 可能な回数	最長連続 滞在許可期間
Е	5年	入国の都度2年	何回でも可	継続的に更新すること により半永久的
L-1A	5年	I-797(Blanket L ビザは I-1298)に 準ずる	滞在期間が累積で 7年になるまで	7年
L-1B	5年	I-797(Blanket L はビザ I-129S)に 準ずる	滞在期間が累積で 5年になるまで	5年
H-1B	3年	I-797 に準ずる	滞在期間が累積で 6年になるまで	6年
J	DS-2019 に記 載される期間	DS-2019 に記載されるプログラム 終了日+30 日 ¹⁰	DS-2019 による	参加プログラムによる

https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/Visa-Reciprocity-and-Civil-Documents-by-Country.html

10 "grace period"と呼ばれる帰国猶予期間。旅行をすることもできる。ただし、この期間に一度出国すると有効など ザがないため、再入国はできない。

Overseas Assistance

F	I-20 に記載される期間	I-20 に記載されるプログラム終了 日+60 日 ¹⁰	I-20 による	5年
В	10年	6か月	何回でも可	1年

ビザ種別ビザ期限・滞在期限(日本人の場合、例外あり)

• L ビザ、H ビザなどでは実際にアメリカに滞在していた期間をもとに滞在許可が延長されます。例えば 2024 年に H-1B ビザを取得すると継続した場合は 2029 年までしか滞在できませんが、間に 2 年間日本に帰国していればその期間は滞在期間に含まれないため、ビザは 2029 年が有効期限であっても、滞在許可の延長をすれば 2031 年まで滞在することができます。またその期間をカバーするビザを申請することもできます。

5. Automatic Revalidation

- 非移民ビザが無効であっても I-94 が有効であれば、下記の条件を満たすことによりアメリカ へ再入国し、I-94 の有効期限までそのまま滞在することが可能です ¹¹。これを"Automatic Revalidation"といいます。ただし以下に該当する場合はビザが必要です。
 - 新しいビザを申請したが、まだ発給されていない。
 - 新しいビザを申請したが却下された。
 - 米国外に30日以上滞在している。
 - カナダ、メキシコ、または隣接する島以外の国に渡航したことがある。
 - イラン、シリア、スーダンを含むテロ支援国家指定国の国民である。
 - F 学生ビザまたは J 交流訪問者ビザを所持し、キューバに渡航したことがある。
 - M 学生ビザを所持し、カナダおよびメキシコ以外の米国外に渡航したことがある。

6. 商用と就労

- 国務省のサイト 12では、商用を以下のように説明しています。
 - 商用一取引先との会合、科学、教育、専門、ビジネス分野の会議への参加、財産の処理、 契約交渉
- また FAM¹³では以下のような活動が商用に該当すると説明しています。
 - Engage in commercial transactions which do not involve gainful employment in the United States (such as a merchant who takes orders for goods manufactured abroad) (米国内での有給雇用を伴わない商取引に従事する(海外で製造された商品の注文を受ける商人など))
 - Negotiate contracts (契約の交渉)
 - Consult with business associates (ビジネス関係者との相談)

https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/visa-information-resources/visa-expiration-date/auto-revalidate.html

 $^{^{12}}$ https://ustraveldocs.com/jp/ja/visa-waiver-program/

¹³ 9 FAM 402.2-5(B)

- Litigate (訴訟)
- Participate in scientific, educational, professional, or business conventions, conferences, or seminars (科学的、教育的、専門的、またはビジネス上の大会、会議、セミナーへの参加)
- Undertake independent research (独自の研究を行う)
- 他にプロフェッショナルなアスリート、米国企業の取締役会のメンバーなど、特殊な目的に関する説明はありますが、FAM でも一般的な商用に関して明確に定義されているわけではありません。
- 具体的な状況を想定するとイメージしやすくなります。
 - 現地法人のスタッフがすべき作業(活動、オペレーション)を日本からの出張者が行えば 就労とみなされる可能性が高くなります。例えば米国に現地法人があり、顧客を訪問し、 見積書などを作成するのはその現地法人の営業スタッフの行うべき活動の場合、それを 日本からの出張者が代わりに行えば就労とみなされる可能性が高くなります。
 - 営業活動でも、製品の専門的な情報を提供したり、日本の生産プロセスや品質に関して の説明をしたり、現地法人の営業スタッフに同行し、サポートするのであれば、就労とみ なされる可能性が低くなります。
 - 本社の事業部長が現地法人のトップを兼務しているような場合、それが現地法人のトップとしての活動なのか、本社の担当部門の責任者として活動なのか、必ずしも明確ではありません。基本的に現地法人の運営をオフィサーに任せており、年に数回のオフィサーとのミーティングで状況を確認し、指示を出す程度であれば、現地法人のトップはタイトルだけであくまでも本社の担当部門の責任者の立場でミーティングに参加しているとして、商用と主張するのは可能だと考えます。
 - アメリカで同様のサービスが提供されている場合、就労とみなされる可能性があります。 例えば日本からのツアーであってもハワイでインストラクターとしてヨガの指導をすれば、 米国のインストラクターでもできる仕事をしているとして就労とみなされる可能性があります。
 - 自ら手を動かす場合は就労とみなされる可能性が高くなります。現場で自ら装置を操作、調整すればアメリカのエンジニアのすべき作業を代わりにしているとして、就労とみなされる可能性が高くなります。一方現場の立ち会い、口頭での指示、アドバイスや、手本を見せる程度であれば装置を操作しても就労とみなされる可能性は低くなります。ただし現場に入るスーパーバイズ業務では入国トラブルも増加していることから、通常は商用では認められない作業ができるBビザの取得が推奨されています。
 - システムエンジニアが現地法人のスタッフと並んでシステム開発をしていれば、就労を疑われる可能性があります。ただし現地法人のパソコンを使っていたとしてもそのシステム開発が日本の業務であれば、商用の範囲とみなされるべきと考えます。

Overseas Assistance

- 製品の製造に携わっても、試作品の作成をサポートする程度であれば商用とみなされる 可能性があります。
- コンサルティング業務の場合、アメリカでは情報収集や分析などの部分的な作業だけで、 主な作業が日本で行われるのであれば、商用とみなされる可能性があります。一方アメリ カのオフィスが受注したプロジェクトにメンバーとして日本オフィスから派遣されるような場 合は、就労とみなされる可能性が高くなります。
- これらの状況を整理すると、以下の質問に答えることで判断できることが分かります。
 - 実際に手を動かす(hands on) 作業か?
 - 間接的な作業か、直接的な作業か?
 - 現地のスタッフの行うべき作業を代わりに行う(アメリカ人から仕事を奪う)か?
 - 間接的な作業か、直接的な作業か?
 - 実際の製品やサービスのためのオペレーションを担うか?
- ただしこれらの質問を組み合わせても判断が難しいことは珍しくありません。また商用の範疇とみなすことができるかについては移民法弁護士の間でも意見が分かれることは少なくありません。実際は入国審査官や、トラブルとなり移民局が判断を下さなければはっきりしません。
- コンプライアンスが重視される中で、ばれなければいいと言うものではありませんし、不法就 労と分かっていながら社員にビザなしで渡米させるのも問題です。重要なのはどこまでを商 用と考え行動するか、そのガイドラインを明確にすることです。就労を疑われた場合でもその ガイドラインに基づく判断であると、少なくとも説明ができます。そしてそのガイドラインを渡米 する社員にきちんと理解させることが重要です。

7. ビザなしでの入国

- (1) ビザウェーバープログラム(ビザ免除プログラム)
 - 日本人が短期(90 日以下)の観光や商用、通過でアメリカに入国する際ビザを必要としないのは、1988 年から日米間で実施されているビザウェーバープログラムという相互的な特例措置があるためです。
 - ・ビザウェーバープログラムが適用されるのは、2024 年 11 月現在 Andorra (1991)、Australia (1996)、Austria (1991)、Belgium (1991)、Brunei (1993)、Chile (2014)、Croatia (2021)、Czech Republic (2008)、Denmark (1991)、Estonia (2008)、Finland (1991)、France (1989)、Germany (1989)、Greece (2010)、Hungary (2008)、Iceland (1991)、Ireland (1995)、Israel (2023)、Italy (1989)、Japan (1988)、Korea、Republic of (2008)、Latvia (2008)、Liechtenstein (1991)、Lithuania (2008)、Luxembourg (1991)、Malta (2008)、Monaco (1991)、Netherlands (1989)、New Zealand (1991)、Norway (1991)、Poland (2019)、Portugal (1999)、Qatar (2024)、San Marino (1991)、Singapore (1999)、Slovakia (2008)、Slovenia

Overseas Assistance

(1997)、Spain (1991)、Sweden (1989)、Switzerland (1989)、Taiwan (2012)、United Kingdom (1988)(カッコ内は開始年)¹⁴の 42 か国の国籍保有者です。

- これらの国以外の国籍保有者は、たとえ数日の商用や観光目的であってもアメリカに入国 するにはビザが必要となります。
- ・以下国務省の HP15より(一部修正)
 - ビザウェーバープログラムを利用してビザなしで米国に 90 日以下の渡航をするためには、以下の条件を満たす必要があります。
 - ✔ ビザウェーバープログラム参加国の国籍であること。
 - ✓ チップが内蔵された有効なパスポート(e-passport)を所持していること。
 - ✓ 電子渡航システム(ESTA)により渡航認証が承認されていること。
 - ✔ 渡航の以下のいずれかの目的であること。
 - ▶ 商用─取引先との会合、科学、教育、専門、ビジネス分野の会議への参加、財産の処理、契約交渉。
 - ▶ 観光・旅行-旅行、休暇、娯楽、友人や親族の訪問、休養、治療、同窓会や社交、奉仕活動など、及び報酬を伴わない音楽やスポーツなどイベント或いはコンテストのアマチュア参加。
 - ▶ 通過一米国の通過。
 - 空路または海路で入国する場合は、さらに以下の条件を満たす必要があります。
 - ✓ 往復または次の目的地までの航空券・乗船券を所持していること。(最終目的地がメキシコ、カナダ、バミューダ、カリブ諸島の場合はそれらの国の合法的居住者でなければならない。)
 - ✓ 米国国土安全保障省と協定しているビザウェーバープログラム参加航空会社または船会社で渡航する。(個人所有や公用の飛行機・船舶には適用されない。)
 - 以下の条件に該当する場合、ビザウェーバープログラムでの渡航資格がないため、渡 米前にビザを取得する必要があります。
 - ✓ 2011 年 3 月 1 日以降に北朝鮮、イラン、イラク、リビア、ソマリア、スーダン、シリア またはイエメンに渡航また滞在したことがある。(ただし、ビザウェーバープログラム 参加国の軍または正規政府職員として公務を遂行するためにこれらの国に渡航し た場合は、例外とする。)
 - ✓ 2021 年 1 月 12 日以降にキューバに渡航または滞在したことがある。(ただし、ビザウェーバープログラム参加国の軍または正規政府職員として公務を遂行するためにこれらの国に渡航した場合は、例外とする。)
 - ✔ ビザ免除プログラム参加国の国籍と、キューバ、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン、 またはシリアのいずれかの国籍を有する二重国籍者。

¹⁴ https://www.dhs.gov/visa-waiver-program-requirements

 $^{^{15}}$ https://ustraveldocs.com/jp/ja/visa-waiver-program/

- 公用または外交パスポートで渡米する場合
 - ✓ 公用または外交パスポート所持者が観光または通過の目的で渡米する場合、ビザウェーバープログラムを利用することができる。ただし公務で渡米する場合は90日以下の滞在であっても、公用または外交ビザを取得しなければならない。
- 国土安全保障省長官が法執行機関や米国の国家安全保障上の利益になると判断した場合には、上記の制限を免除することがあります。免除を受けられるかどうかは、個々に審査されます。以下の条件を満たす渡航者は免除に該当する可能性があります。
 - ✓ 国際機関、地域機関、政府機関の代表として公務を遂行するためにイラク、イラン、 北朝鮮、シリア、スーダン、リビア、ソマリアまたはイエメンに渡航した人。
 - ✓ 人道支援を行う NGO を代表して任務を遂行するためにイラク、イラン、北朝鮮、シリア、スーダン、リビア、ソマリアまたはイエメンに渡航した人。
 - ✓ ジャーナリストとして、報道目的のためにイラク、イラン、北朝鮮、シリア、スーダン、 リビア、ソマリアまたはイエメンに渡航した人。
 - ✓「包括的共同作業計画」(2015年7月14日)の合意後に合法的な商用目的のためイランに渡航した人。
 - ✔ 合法的な商用目的でイラクに渡航した人。
- 有罪判決の有無にかかわらず逮捕歴のある人、犯罪暦(恩赦や大赦などの法的措置がとられた場合も含む)がある人、重い伝染病を患っている人、過去に米国への入国を拒否されたり強制送還された人、ビザウェーバープログラムで入国し、オーバーステイしたことがある人は、ビザウェーバープログラムを利用することはできません。渡米するためには、ビザを取得しなければなりません。ビザを持たずに入国しようとすると入国を拒否されることがあります。
- 逮捕や有罪に至らないような交通違反の場合は、その他のビザウェーバープログラム の条件を満たしていればこのプログラムの利用が可能です。米国滞在中に交通違反を 犯し、罰金未払いあるいは法廷審問に出頭しなかったような場合は、逮捕状が出され ている可能性もあり、入国審査で問題になることが予測されます。
- 米国での留学や就労のために渡米する場合、90 日を越えて滞在する場合、または滞在期間を延長することや滞在資格を変更する予定がある場合には、ビザウェーバープログラムを利用することはできません。入国地で、ビザ免除渡航者の渡米目的が留学や就労、あるいは 90 日を越えて滞在するであろうと移民審査官が判断した場合、入国は許可されません。
- ビザウェーバープログラムによる米国通過
 - ✓ ビザウェーバープログラムの条件を満たしている人は、ビザ無しで米国を通過する こともできるが、ESTA 渡航認証 が必要。米国を通過してカナダ、メキシコ、近隣 諸島に旅行する場合は、通過およびカナダ、メキシコ、近隣諸島での滞在を含む

Overseas Assistance

全期間が90日を超えないことを条件に、交通手段を問わず帰路米国に再入国することができる。カナダ、メキシコ、近隣諸島以外の国に行くために米国を通過し、帰路米国に再度入国する場合は、ビザ免除協定会社の飛行機や船を利用しなければならないが、90日以内である必要はない。そのため、入国に際して新たにI-94Wの記入が必要。米国を通過してメキシコ、カナダ、バーミューダ、カリブ諸島に居住するために米国を通過する旅行者は、それぞれの国の合法的居住者でなければならない。

- ビザウェーバープログラムでの滞在の場合は、WB: Waiver for Business、または WT: Waiver for Tourism とパスポートに記載されます。
- ビザウェーバープログラムを利用してアメリカに滞在する場合 90 日を超えて滞在する理由が発生しても、移民局での滞在許可の延長や滞在ステータスの変更はできません。(ただし、米国市民の immediate relative であれば、adjustment of status の申請をすることができます。またビザウェーバープログラムの他、C ビザ、D ビザ、K-1 ビザ、K-2 ビザ、S ビザ、ビザなしのトランジットも滞在許可の延長はできません 16。)
- ビザウェーバープログラムを利用してアメリカに入国する際は、飛行機や船舶に搭乗する 前にオンラインで ESTA (Electronic System for Travel Authorization:電子渡航認証システム)の渡航認証を受けなければなりません。
 - ESTA とは、渡航者がビザウェーバープログラムの条件を満たしているかを事前に判定 するシステムです。(ESTA で渡航すると言う人もいますが、正確には"ESTA の認証を 受けてビザなしで渡航する"です。また ESTA はビザではありません。)
 - 判定は 72 時間以内に出ます。認証の期限は取り消し措置が取られない限り 2 年間、 もしくはパスポートの有効期限までです。
 - ビザなしで渡航する場合、この渡航認証を受けていないと飛行機に乗ることができません。また渡航認証が受けられなかった場合、ビザを取得しなければ入国できません。
 - ESTA の渡航認証には 21 ドルの手数料が必要です。ただし渡航認証が拒否された場合は処理費用の 4 ドルのみ請求されます。
 - ESTA の質問項目 ¹⁷
 - ✓ あなたは身体もしくは精神の疾患がありますか、あるいは薬物乱用または中毒者ですか、あるいは現在次の疾病のいずれかを患っていますか?
 - ▶ 軟性下疳
 - 淋病
 - ▶ 鼠径部肉芽腫
 - ▶ ハンセン病
 - ▶ 鼠径リンパ肉芽腫

 $^{^{16}\} https://www.uscis.gov/sites/default/files/document/guides/C1en.pdf$

 $^{^{17}}$ https://esta.cbp.dhs.gov/

▶ 梅毒

- ▶ 活動性結核
- ✓ あなたはこれまでに、他者または政府当局に対して、所有物に甚大な損害を与えるか重大な危害を加えた結果、逮捕または有罪判決を受けたことがありますか?
- ✓ あなたはこれまでに、違法薬物の所持、使用、または流通に関連するいずれの法規に違反したことがありますか?
- ✓ あなたはテロ活動、スパイ行為、破壊工作、または集団虐殺に参画しようとしたり、 あるいは参画したことがありますか?
- ✓ あなたはこれまでに、あなた自身または他者用のビザを取得するため、あるいは米 国に入国するため、詐欺行為または不正代理行為を犯したことはありますか?
- ✓ あなたは現時点で、米国での就労を模索していますか、または過去に米国政府の 許可なく、米国で雇用されていたことがありますか?
- ✓ あなたはこれまでに、現在使用中あるいは過去に使用していたパスポートを用いて米国ビザを申請した際、否認されたことがありますか、あるいはこれまでに米国への入国を拒否、あるいは米国入国地での入国申請を取り消されたことがありますか?
- ✓ あなたはこれまでに、米国政府が許可した滞在許可期間を超過して、米国に滞在したことがありますか?
- ✓ 2011 年 3 月 1 日以降、イラン、イラク、リビア、北朝鮮、スーダン、シリア、イエメン に旅行したことがありますか?
- 上記の質問に Yes と回答しても、渡航認証が受けられることがあります。
- 以下の場合、再度渡航認証を受ける必要があります。
 - ✔ 渡航者が新しいパスポートを発行されている場合
 - ✔ 渡航者が改名した場合
 - ✔ 渡航者が性転換した場合
 - ✓ 渡航者の国籍が変わった場合
 - ✓「はい」または「いいえ」の回答を要する ESTA 申請書の質問に対する渡航者の以前の回答の基となる状況が変わった場合
- ESTA の入力を間違えた場合、国務省のサイト 18には以下のように書かれています。
 - ✓ 「当 Web サイトでは、パスポート番号の再確認を含め、申請者が申請書を提出するのに先立ってデータを確認及び修正することができます。必要とされる支払い情報を含む申請書を提出する前に、パスポート番号、パスポート発行国、国籍保有国、及び生年月日を除く全ての申請データ分野を修正することができます。申請者がパスポート又は経歴情報を間違えた場合、申請者は新しい申請書を提出する必要があります。関連する料金は、提出された新しい申請書ごとに請求されます。

-

¹⁸ https://esta.cbp.dhs.gov/faq?lang=ja

Overseas Assistance

その他のいずれかの間違いは、"ESTA ステータスの確認"の下の"個人ステータスの確認"をクリックすることにより修正又は更新することができます。旅行者が資格に関する質問に誤って回答した場合には、各ページの下部にある CBP 情報センターのリンクをクリックしてください。」

- ・陸路で入国する場合、ESTA の認証を受ける必要はありません。また、ビザウェーバープログラムを利用することができる国の人がカナダのバンクーバー、ビクトリア(BC)とワシントン州の間のフェリーで米国に入国する場合、陸路での入国と同じように扱われます。
- (2) グアムー北マリアナ諸島連邦のビザウェーバープログラム
 - 2009 年 11 月 28 日から北マリアナ諸島連邦にも米国移民法が適用されました。それに伴い、グアム-北マリアナ諸島連邦ビザウェーバープログラム(Guam-CNMI VWP)が実施されています。詳しくは国土安全保障省のサイト ¹⁹をご参照下さい。
- (3) ビザなしでの入国のリスク
 - 就労目的であるにも関わらず「短期間の滞在だから」「ビザの取得が間に合わないから」という理由でビザなしで渡米するケースが見受けられます。確かによほど頻繁に渡米しているか、または過去に複数回の長期滞在がなければ、"商用"としての入国を疑われることはまずありません。しかしながらこれは虚偽の申告であり、判明した場合のペナルティは大きなものとなります。また企業が就労と分かっていながら社員にビザなし(商用)で入国させている場合、不法就労を黙認または強制させていることになり、コンプライアンス的にも大きな問題です。
 - ビザなしで入国拒否を受けた場合、そのまま日本に帰国しなければなりません。一度入国 拒否を受けると ESTA の入国拒否の質問に「はい」と回答することになり、まず間違いなく ESTA の認証を受けることができなくなります。観光目的のハワイ旅行であってもビザの取 得が必要となり、ビザを取得しようとしても入国拒否の記録はビザの取得を難しくします。現 時点ではいつ以降の入国拒否に関してという申告の期限が設定されていません。そのた めいつまた ESTA の認証が受けられるようになるかは分かりません。
 - 同じ会社からまとまって渡米する場合、入国拒否を受けるとすでに入国審査を済ませた同僚も入国が認められなくなることがあります。また会社名がデータベースに登録され、後日入国する同僚に影響を与えることもあります。空港によっては所属する会社名を告げるだけで別室での審査になることもあります。
 - 通常就労とみなされる活動も条件によってはビザなしでの入国が認められる一方で、ビザなしでの入国が適切かどうか、ビザ申請をしないため事前に領事の判断を仰ぐことができません。ビザなし渡航は手軽と思われていますが、商談のような一般的な商用でない場合は慎重に判断すべきと考えます。

-

¹⁹ https://www.dhs.gov/guam-cnmi-visa-waiver-program

III. 商用に必要なビザ

- 1. Bビザとは
 - 日本人の場合、B ビザは 90 日を超えてアメリカに滞在が必要な観光目的または商用のためのビザです。ただし、ビザウェーバープログラムを利用できない人は滞在日数に関わらず、商用には B-1 ビザが必要となります。アジアでビザウェーバープログラムが利用できるのは、ブルネイ、日本、シンガポール、韓国および台湾だけです 20。
- 一方通常の観光目的や商用は入国目的としてハードルが高いわけではありませんが、通常はビザを必要としない日本人は、あえてビザが必要であることを領事に納得させる必要があります。
- トランジットなどでアメリカを通過する場合は通常 C ビザですが、B ビザをすでに保有している場合は B ビザで通過(トランジット) することができます ²¹。
 - If you already have a valid visitor (B) visa, you may be able to use it to transit the United States. If you are a citizen of a participating country, you may be able to transit the United States on the Visa Waiver Program.
- B ビザには商用の B-1 ビザと観光目的の B-2 ビザがあります。日本人の場合はどちらを申請しても、通常 B-1/B-2 ビザとして発給されるのが一般的で、商用でも観光でも利用できます。
- 以下の職種・活動に対して、FAM では例外的に商用の滞在を認めています ²²。ただしそれ ぞれに条件があります。
 - Members of Religious Groups
 - Participants in Voluntary Service Programs
 - Members of Board of Directors of U.S. Corporation
 - Professional Athletes
 - Yacht Crewmen
 - Coasting Officers
 - Investor Seeking Investment in United States
 - Equestrian Sports
 - B-1 Visa for Transit or Travel to the Outer Continental Shelf (OCS)
- 入国の目的がビザ申請時と異なる場合、通常そのビザで入国すべきではありません。一方 B ビザは商用の B-1 ビザを申請しても観光もできる B-1/B-2 としてビザが発行されるように、 必ずしも申請時の目的には限定されません。商用、観光目的であり、有効期間内であれば、 そのビザでの入国が可能な特殊なビザです。申請時の目的が同じでなければならないので あれば、10 年間もの有効期間は与えられないと考えることもできます。

²⁰ https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/tourism-visit/visa-waiver-program.html

²¹ https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/other-visa-categories/transit.html

²² 9 FAM 402.2-5(C) Applicants Coming to United States to Pursue Employment Incidental To their Professional Business Activities

Overseas Assistance

• 滞在期間が 90 日以下であっても渡米の頻度が高い場合や長期間の滞在の場合、入国審査で就労を疑われることがあります。このようなトラブルを避けるためとして、本来ビザを必要としない 90 日以下の滞在であっても B ビザは発給されています。

2. Bビザの有効期間と滞在許可期間

- ビザの有効期間は国籍によって異なります ²³。日本人の場合 B ビザは 10 年間有効なものが発行されます。ただし領事の判断によって短縮されることもあります。
- ビザが有効であれば入国の都度通常 6 か月の滞在許可が与えられます。ただし入国審査官の判断によってそれより短くなることもあります。
- 移民局に申請することにより滞在期間を 6 か月間延長(Extension of Stay)することができます。以前の国務省のサイトでは「滞在期間の延長は、突然またはやむを得ぬ人道的理由がある場合にのみ認められます。」となっていましたが、実際はビジネス上の理由でも延長が認められています。ただし 2 度以上の延長は認められないようです。また滞在許可の延長申請中は合法的にアメリカに滞在することができます。

3. 商用では認められない作業ができるBビザ(エンジニアの取得するBビザ)

(1) B-1 (industrial worker)

- FAM に以下のように書かれています²⁴。
 - a. An applicant coming to the United States to install, service, or repair commercial or industrial equipment or machinery purchased from a company outside the United States or to train U.S. workers to perform such services. However, in such cases, the contract of sale must specifically require the seller to provide such services or training and the visa applicant must possess unique knowledge that is essential to the seller's contractual obligation to perform the services or training and must receive no remuneration from a U.S. source.
 - b. These provisions do not apply to an applicant seeking to perform building or construction work, whether on-site or in-plant. The exception is for an applicant who is applying for a B-1 visa for supervising or training other workers engaged in building or construction work, but not actually performing any such building or construction work.
- 設備や装置などでは、据付、試運転なども含めてメーカー側の責任で行われることは珍しくありません。アメリカの企業からすればそういった作業(サービス)も含めて購入することで、 設備や装置の本来の能力を発揮させることができます。そのため装置や設備の販売に伴

https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/Visa-Reciprocity-and-Civil-Documents-by-Country.html

 $^{^{24}}$ 9 FAM 402.2–5(E)(1) Commercial or Industrial Workers

Overseas Assistance

う作業(サービス)が売買契約書に含むことが明記されている場合、通常であれば商用の 範疇を超える作業であっても商用の範囲として認められます。

- 商業装置、産業装置でありアメリカ外から購入されていること。
- 作業に装置などのインストール、サービス、修理、トレーニングなどが含まれること。
- 売買契約書の中にこれらの作業が必要とされることが明記されていること。
- 派遣される技術者が契約に基づく作業を行うのに必要な特別な知識を有すること。
- 作業に対して、アメリカを源泉とする報酬を受け取らないこと。
- 建設実務ではないこと。ただし実作業を含まない、作業員の監督(supervise)やトレーニングは認められる。
- 国務省のサイトにも「技術者はこれらのサービス提供に必要な専門知識を有し」とあります。 単なる"作業員"では申請は認められない可能性があります ²⁵。
 - 技術者が、日本の企業の米国の購入者に販売した商工業用機械・機器の設置、サービス、または修理等を行う目的で渡米予定で、それらが売買契約に明記されている場合は商用としての B-1 ビザが該当します。ただし、"技術者はこれらのサービス提供に必要な専門知識を有し"、米国を源泉とする報酬を受けることはできません。また、企業はこれらのサービス提供に対し当初の売買契約書に定められたもの以外の支払いを受けることはできません。予定される活動が記載されていない場合は就労ビザが必要です。なお、B-1 ビザは建築や建設業務には該当しませんので、契約書にそうしたサービスを提供することが含まれていても就労ビザが必要です。
 - B-1 ビザは上述の商工業設備および機器の設営、サービス、修理のために米国人の 研修を行う目的で渡米する技術者にも該当します。このような場合も報酬は日本の企 業から支払われ、研修が行われることが売買契約書に明記されていなければなりませ ん。
- ・装置の売買契約は日本の法人とアメリカの顧客の間で直接結ばれるとは限りません。例えばアメリカの現地法人が日本本社から機器を仕入れ、アメリカの顧客に販売。顧客との間で結ばれたメンテナンス契約については対応ができないため、日本本社との間で業務委託契約を結ぶということもあります。このような場合もそれぞれの間で契約が交わされ、契約の輪が繋がっていれば日本から技術者を派遣しその作業をさせることができます。間に商社などの資本関係のない会社が入っていても申請は認められています。
- ・大型の装置などの場合、設置作業に自社やグループ会社だけでなく、資本関係のない協力会社からも派遣が必要になることもあります。このような場合でも協力会社との間で業務委託契約が結ばれていれば申請は認められています。またアメリカの顧客までのつながりを示す契約書を全て提出できなくても、サポートレターのなかでその関係性や役割を明確に説明することで、申請が認められているケースもあります。

-

²⁵ https://ustraveldocs.com/jp/ja/business-visa/

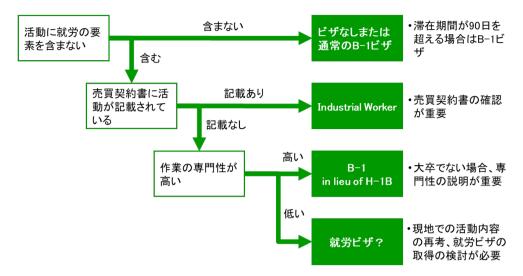
Overseas Assistance

- ・親会社と子会社間などの取引の場合、売買契約書が結ばれていないことは少なくありません。そのような場合売買契約書でなくても、設備、サービスそれぞれの発注書でも申請は認められています。その代り設備や装置のためのサービスであることが、例えば設備の名称がサービスの発注書に記載されているなど、それらの発注書で示すことが必要と考えます。
- 入国審査時に認められるBビザでの滞在期間は 6 か月であるため、それ以上の滞在は移 民局への滞在許可の延長申請をするか、あるいは一度出国し、再度渡米する必要があり ます。
- 通常日本人には 10 年間有効な B-1 (industrial worker)が発給されますが、有効期間が半年または1年に限定されることもあります。

(2) B-1 in lieu of H-1B

- B ビザでありながら H-1B で認められる就労に該当する作業ができるビザです。
 - There are cases in which applicants who qualify for H1 or H3 visas may more appropriately be classified as B-1 visa applicants in certain circumstances, e.g., a qualified H1 or H3 visa applicant coming to the United States to perform H1 services or to participate in a training program. (9 FAM 402.2-5(F)a.)
- 一般的な B-1 ビザの条件に加え、以下の条件を満たすことが求められます。
 - 現地での業務内容が H-1B の specialty occupation に該当すること。
 - ✓ specialty occupation:大学の学部レベルで得られる特殊な知識(大学の卒業資格がない場合は3年間の就労経験を大学の1年とみなし、12年以上の経験がそれに準ずる)を用いる職種。
 - 申請者の学歴、職歴が H-1B の条件を満たすこと。
 - 一時的な就労であること。
 - ✓ Bビザに準ずる滞在期間(6か月)
- 売買契約にその活動が含まれていなければならない B-1 (industrial worker)と異なり、B-1 in lieu of H-1B は理系の大学卒、高卒でも十分な経験のあるエンジニアであれば、多くの場合条件を満たします。派遣先を問わず specialty occupation に該当する業務を行うことができます。ただし現地での業務内容が、生産設備の設置、試運転、改造、修繕などでも、生産プロセスや設備の構造を理解した上で指示を出すエンジニアに対して、指示を受ける作業員の場合、specialty occupation に該当しないとみなされる可能性があります。
- エンジニア以外でも事業開発のスペシャリストとして B-1 in lieu of H-1B を取得した実績もあります。
- 通常日本人には 10 年間有効な B ビザが発給されますが、B-1 in lieu of H は多くの場合、 有効期間が半年または 1 年に限定されます。

Overseas Assistance



エンジニアのビザの選定プロセス

IV. 就労に必要なビザ

• ここでは企業が利用する一般的な就労ビザである、E ビザ、L ビザ (Blanket L ビザ)、H-1B ビザについて説明します。

1. Eビザ

(1) Eビザとは

• E ビザはアメリカとの間で商業と航海に関する条約が結ばれた 84 か国 ²⁶の国籍保有者に対して発給が認められているビザです。日本人に対しては日米友好通商航海条約に基づき、1953 年 10 月 30 日より有効になっています。アメリカの移民局へのペティション申請 ²⁷が必要ないことが大きな特徴です。そのため日本人の E ビザは申請作業を日本国内で完結させることができます。その代わり大使館(総領事館)に対し、米国の拠点の E ビザカンパニーとして登録(E ビザ登録)、登録内容の更新を求められます。

26

²⁶ 2024 年 11 月現在。Albania, Argentina, Armenia, Australia, Austria, Azerbaijan, Bahrain, Bangladesh, Belgium, Bolivia, Bosnia and Herzegovina, Brunei, Bulgaria, Cameroon, Canada, Chile, China (Taiwan), Colombia, Congo (Brazzaville), Congo (Kinshasa), Costa Rica, Croatia, Czech Republic, Denmark, Ecuador, Egypt, Estonia, Ethiopia, Finland, France, Georgia, Germany, Greece, Grenada, Honduras, Ireland, Israel, Italy, Jamaica, Japan, Jordan, Kazakhstan, Korea (South), Kosovo, Kyrgyzstan, Latvia, Liberia, Lithuania, Luxembourg, Macedonia, Mexico, Moldova, Mongolia, Montenegro, Morocco, Netherlands, New Zealand, Norway, Oman, Pakistan, Panama, Paraguay, Philippines, Poland, Portugal, Romania, Senegal, Serbia, Singapore, Slovak Republic, Slovenia, Spain, Sri Lanka, Suriname, Sweden, Switzerland, Thailand, Togo, Trinidad Tobago, Tunisia, Turkey, Ukraine, United Kingdom. Yugoslavia (https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/visa-information-resources/fees/treaty.html)

²⁷ペティション: 嘆願書とも訳される。L ビザ、H-1B ビザなどは、まず移民局に対するペティション申請が許可され、I-797 が発給されなければビザの申請ができない。

- 韓国企業の E ビザ新規申請は東京大使館で受け付けられ、ビザも発給されました。また 日本企業の E ビザ新規申請がペルーで受け付けられたケースがあります。会社の国籍と 同じ国で申請しなければならないというわけではありません。
- E ビザ登録(新規申請)は、東京大使館、または大阪総領事館どちらかで行います。また E ビザ登録は個人のビザ申請とセットで行い、E ビザ登録だけを行うことはできません。
- 新規申請では現地法人が E ビザの条件を満たすかの書類審査があり、約 4~8 週間かかります。大企業の方が審査時間が短い傾向がありますが、ケースによっては 3 か月以上かかることもあります。また追加書類の要求が出た場合はさらに時間がかかります。書類審査の後、面接について指示が出ます。
- 原則としてビザはどこの国の米国在外公館でも申請が可能です。しかしながら新規申請をした大使館に情報がある E ビザは、新規申請をした国で申請するのが一般的です。そのため日本人は日本でビザの申請をすることになります。日本以外で申請する場合、国によってその国の居住者に制限しているところもあるので、事前に確認が必要です。また申請を受け付けても日本の大使館/総領事館と情報のやり取りが発生するため時間がかかることがあり、E ビザ登録をした国での申請をお勧めします。
- 以前は1年に1回、DS-156E Part 1,2と直近の財務諸表、Tax Return²⁸を提出し、Eビザカンパニーの基準を満たし続けていることを証明しなければなりませんでしたが、現在は申請の際に最新のDS-156E Part 1,2と、直近の単体の財務諸表または Tax Return を提出ます。そのためビザ申請がなければ E ビザ登録の更新をする必要はありません。また以前は DS-156E Part 1,2の更新は年に1回でしたが、今は申請の都度、最新のものにアップデートすることが求められます。
- 5年間 E ビザ申請がないか、または米国で就労している E ビザ保有者がいなくなると E ビザ登録が取り消されます。 E ビザは基本的にビザの有効期限にかかわらず 2年間の滞在期間が与えられるため、滞在期間中に E ビザ登録が取り消されることがあります。 その場合は滞在期限まで合法的な就労が認められています。
- 交替のタイミングのずれなどで、E ビザ保有者が不在の期間が一時的な場合は E ビザ登録が抹消されないこともあります。
- あるお客様で、現地法人の唯一の E ビザ保有者のビザの有効期限は 6 月でしたが、滞在 許可は 9 月までありました。そこで 9 月までに E ビザの更新申請をして認可されれば、E ビザ登録は引き続き有効なのではないか、という問い合わせに対し、滞在許可と E ビザ登 録の有効期限は関係がなく、原則としてビザの有効期限と E ビザ登録の期限は同じとのこ とでした。ただし運用上はケースによって状況を考慮されることもあります。別のあるお客様 のケースでは、E ビザを保有する唯一の駐在員の方が急逝され E ビザ保持者がいなくなり ましたが、半年以内の新しい E ビザの申請で E ビザ登録は維持されるとのことでした。

²⁸ Tax Return: Form 1120 とも呼ばれる法人税申告書。添付書類は不要。また、General Partnership の場合は Form 1065。

Overseas Assistance

(2) Eビザの種類

- E ビザには貿易駐在員用の E-1 ビザと投資駐在員用の E-2 ビザの 2 種類があります。アメリカの現地法人が主に日米間の貿易を行っている場合は E-1 カンパニーとして、アメリカに投資を行っている場合は E-2 カンパニーとして登録されます。貿易駐在員、投資駐在員という言葉から、貿易を担当している、投資を担当している駐在員が取得するビザと誤解されることもありますが、E ビザカンパニーとして登録されればその会社のどのポジションでも E ビザを申請することは可能です。
- 派遣先にとって初めての E ビザ申請では派遣先の E ビザ登録を同時に行う「新規申請」となります。またその他、更新: E ビザ保有者が引き続き E ビザで就労する場合、交替: 前任者が E ビザを保有している場合、増員: 新たに人材を派遣し、E ビザ保有者の人数が増える場合、の 3 つのタイプがあります。実質的には交替でも前任者が L ビザを保有している場合は E ビザ保有者の人数が増えるため、増員として申請します。
- 更新・交替は増員に比べれば審査基準のハードルが低くなります。グリーンフィールドでは 以前は申請理由を単に「定期的な人事異動のため」としていましたが、現在は引き続き日 本から派遣した人材が業務を行わなければならない必然性を詳しく記載しています。
- アメリカでの新しい事業の立ち上げやプロジェクトに参加するなど目的と期間が限定される場合(short-term needs の場合)、ordinarily skilled workers でも申請は認められます ²⁹。
 - Short-term need The employer may need the skills for only a relatively short (e.g., one or two years) period when the purpose of the employee(s) relate(s) to start-up operations (of either the business or a new activity by the business) or to training and supervision of technicians employed in manufacturing, maintenance and repair functions.
- 以前はビザ面に"TDY"と記載されていたため、TDY(Temporary Duty)とも呼ばれています。現在はその記載がなくなったためいう表記がなくなったため TDY はもう存在しないとする移民法弁護士もいますが、その概念は現在も有効です。業務経験が 2~3年という経験が浅い若手のスタッフでは、通常の E ビザの取得が困難ですが、上述のように目的と期間を限定することで、Eビザに求められる essential skill のハードルを下げることができます。
- ただしあくまでも E ビザカンパニーへの派遣である必要があります。日本本社がアメリカの クライアントから直接技術者の派遣を要請され、就労とみなされる業務を行う場合、関与していない現地法人のビザで就労することは適切ではないと考えます。また就労ビザを取得する以上、短期間であっても派遣先となる現地法人と雇用関係があることが必要と考えます。

(3) Eビザの申請条件

- ① 派遣先の条件
 - 派遣先は申請者と同じ国籍でなくてはなりません。日本人を派遣するのであれば派

²⁹ 9 FAM 402.9-7(C) Essential Employees

Overseas Assistance

遺先の株式の最低 50%を日本人(永住権を持つ日本人を除く 30)または日本企業であることが求められます。L ビザと異なり E ビザは必ず 50%以上でなければなりません。

- ✓ 親会社がある国の株式市場にのみ上場されている場合、その国をその会社の国籍とみなすことができるとされています³¹。日本の上場企業の場合、有価証券報告書に外国法人等として所有株式数の割合が記載されていますが、日本人の株式の保有が50%を下回っていても日本企業と判断するという見解を大使館は出しています。
- ✓ 株主の国籍の証明が難しいこともあります。
 - ▶ 学校法人の場合寄付によって設立され株主が存在しないため、意思決定を行う理事の国籍でその法人の国籍を主張しました。
 - ▶ ファンドの場合、出資しているのはファンドが管理する投資事業有限責任組合ということもあります。その場合投資事業有限責任組合に出資している個人または法人の国籍を示す必要があります。実際は守秘義務があり開示されないことがあるため、ファンドの50%以上が日本国籍の個人または法人であることを記した書面を提出しました。(ただし組合の投資家リストおよびそれぞれの日本国籍を示す書類を求められたこともあります。)
 - ▶ 従業員持株会の場合も会員のパスポートのコピーの提出は現実的ではありません。理事長など持株会の責任ある立場の方の署名を入れて、50%以上が日本国籍の社員であることを記した書面を提出しました。
- ✓ E ビザカンパニーとして認められていても、海外の投資家や外資系のファンドの資本参加で日本人の株式保有比率が50%を切ると、E ビザの資格を喪失します。 その場合 E ビザでの滞在ができなくなり、家族も含め他のビザの滞在ステータスへの変更と新しいビザの取得が必要となります。
- FAM には E-2 ビザは非営利団体では認められないと記載されています 32 。また E-1 ビザも commercial trade であることが求められています 33 。非営利団体の行う貿易は

³⁰ 9 FAM 402.9-4(B) e. U.S. LPR Status of Trader or Investor: A trader or investor with the nationality of a treaty country but who holds U.S. LPR status does not qualify to bring in employees under INA 101(a)(15)(E). Moreover, stock shares owned by U.S. LPRs cannot be considered in determining the nationality of the business.

³¹ 9 FAM 402.9–4(B) b. Country of Incorporation: The country of incorporation is irrelevant to the nationality requirement for E visa purposes. In cases where a corporation is sold exclusively on a stock exchange in the country of incorporation, however, one can presume that the nationality of the corporation is that of the location of the exchange. The applicant should still provide the best evidence available to support such a presumption. In the case of a multinational corporation whose stock is exchanged in more than one country, the applicant must satisfy you that the business possesses the nationality of the treaty country. In view of the complex corporate structures in these cases, seek Departmental guidance when necessary, by submitting an advisory opinion (AO) request to L/CA.

³² 9 FAM 402.9-6(C) Commercial Enterprise Must Be Real and Active "The investment must be a commercial enterprise; it must be for profit, eliminating non-profit organizations from consideration."

³³ 9 FAM 402.9–5(B) Trade for E-1 Purposes c.Trade Must be International: "The purpose of these treaties is to develop international commercial trade between the two countries."

Overseas Assistance

commercialではないと考えます。

- 米国拠点は支店や駐在員事務所でもかまいません。ただし州政府への届け出がなされ、かつ実体がなければなりません。またその場合日本本社を E ビザカンパニーとして登録します。そのため日本本社が E ビザの条件を満たす必要があります。日本本社は E-2 カンパニーとしての登録はできないとする移民法弁護士もいますが、グリーンフィールドでは E-1、E-2、いずれも日本本社を E ビザカンパニーに登録した実績があります。
- E ビザを保有する人数には特に制限はありません。しかしながら日本人の割合が多い場合、E ビザが発給されないケースもあります。グリーンフィールドではビザを保有する日本人の駐在員の人数がその他の社員の3 倍を超える場合、状況を確認するようにしています。
 - ✓ どの程度の人数で問題になるかは単純に人数や割合では決まりません。設立当初の会社であれば日本人 4 人、現地採用 1 人と、日本人が数倍いることも珍しくありません。一方数百人の従業員がいる生産拠点で日本人が現地採用の 4倍ということは通常ありえません。
 - ✓ E-1 カンパニーは数名でも年間数十億円、数百億円の貿易を行うことができるため、現地採用の人数が問題になることはあまりありません。一方 E-2 カンパニーは行った投資でビジネスが成長することが求められ、必然的にローカル採用の増加も求められます。
 - ✓ アメリカの社会インフラ系のプロジェクトに技術を提供する会社の場合、米国拠点は日本人の技術者が十数名に対してローカル採用ゼロでした。しかしながらそのプロジェクトの推進により地元経済と雇用創出への貢献は少なくないと説明することで E ビザは発給されました。
- 赤字が続いている会社は、面接で黒字化にどれぐらいかかるかを問われ、その期間で黒字化を達成したらビザを更新するとして、有効期間を制限されたケースもあります。
 - ✓ 事業立ち上げから数年間の赤字や一部事業撤退による一時的な赤字で、今後黒字化が見えている赤字なのか、何年にもわたって事業が低迷し、ローカル採用も増えない赤字なのか、領事はその理由を考慮し判断していると考えます。
- 雇用も業績もビザ審査上の基準はそのビジネスの種類や成長のステージによって異なるべきです。重要なのは現在の状況はどのような理由によるものなのか、そして将来的にはどうなるのか、例えばローカル採用の少ないケースでは採用計画を示すなど、領事が納得できるストーリーを準備することです。そして面接の際に質問を受けても、それを申請者がきちんと説明できるようにすることです。

② E-1 カンパニーの条件

- 相当額の定期的・継続的な貿易実績があり、その 50%以上が日米間の貿易であることが求められます。

- ✓ アメリカの拠点の行う貿易は、①日本→アメリカ、②アメリカ→日本、③第三国→アメリカ、④アメリカ→第三国、の4つがあります。日米間の貿易が50%ということは、日米間の貿易額(①と②の合計)が全貿易額(①~④の合計)の50%以上ということです。
- お金や人、さらに情報といったものも貿易に含まれます。例えば航空会社の旅客や、 ウォールストリートから配信される金融情報も貿易とみなされます。
 - ✓ シリコンバレーには、ベンチャー企業や最先端の技術情報を収集し、日本本社に 送ることが目的である米国拠点もあります。米国拠点と日本本社との間で業務委 託契約が結ばれ、定期的かつ米国拠点が運営できる十分な費用が支払われてい る場合は、グループ会社間でも E-1 ビザの貿易として認められています。
- サービスも貿易として認められます。日本にいたままアメリカでしか受けられないサービスの提供を受け、その対価が日本からアメリカに支払われているのであれば、サービスが海を越えて提供されたとみなされています。
 - ✓ アメリカの投資用不動産の購入代行のサービスであれば、日本の投資家はアメリカで行われる不動産の購入手続きを日本にいたまま行うことができ、手続き代行というサービスを日本に輸出したとみなすことができます。この場合貿易額は不動産の購入額ではなく、購入代行サービスの手数料になります。
 - ✓ 新薬の承認を得るために行われる臨床試験を米国の現地法人が行うことがあります。医薬品開発業務受託機関(CRO)を管理し、臨床試験の結果を出していきます。臨床試験の結果を日本に送ることが貿易であるという主張もできましたが、定期的な貿易ではありませんでした。そのため、アメリカで行われる臨床試験の管理を米国拠点に委託することで、親会社は日本にいたまま管理することができるとして、サービスの貿易として申請し、認められました。
 - ✓ 親会社が投資実行の意思決定をするために、米国子会社がスタートアップ企業などの投資案件を見つけ出し、情報収集や事業性評価を行い、これら結果を親会社へ定期的に提供するとして情報の貿易を主張。また投資実行に関わる投資契約交渉、実行後の投資先企業のモニタリングやマネジメントといった活動を代行するとして情報とサービス両方の貿易を主張したケースでも E-1 カンパニーの申請が認められました。
- ただしサービスの貿易は概念的に理解されにくいためか、認められないケースもあります。何をもって貿易と主張するのか、何の対価が発生するのかを明確に説明できることが重要です。
- 年に数回数億円という貿易よりも、高額でなくても継続的に行われている方が E-1 カンパニーの貿易には適しています。
 - ✓ 貿易が毎月発生している必要はありませんが、ある程度の頻度は必要と考えます。 ビジネスの特性を主張し、四半期に1回の貿易で認められたことがあります。

Overseas Assistance

- E-1 カンパニーとして認められる貿易額に規定があるわけではありません。年間 1 億円あればまず問題ないと判断しますが、1,000 万円に満たなくても認められた個人経営の会社もあります。FAM では従業員とその家族を養えるだけの十分な収入が貿易から得られることを条件としています ³⁴。つまり貿易によって E-1 カンパニーのビジネスが成り立たなければなりません。逆に言えば、人件費などのコストのかかる大きな会社であれば 1 億円でも貿易額として不十分とみなされる可能性があります。
 - ✓ b. The smaller businessman should not be excluded if demonstrating a pattern of transactions of value. Thus, proof of numerous transactions, although each may be relatively small in value, might establish the requisite continuing course of international trade. Income derived from the international trade that is sufficient to support the treaty trader and family should be considered favorably when assessing the substantiality of trade in a case.
- 情報のように仕入れにコストがほとんどかからないものもあります。同じ貿易額でもそこから得られる利益は扱うものによって大きく異なります。例えば日本にモノを送る場合、その貿易によって生み出される利益は仕入額を考慮する必要があります。一方情報を日本に提供している場合、仕入額がほとんどかからないこともあります。
- 貿易額が十分かどうかは貿易から得られる利益(粗利)を算出し、その拠点の経費を カバーできるかどうかで議論すべきです。必ずしも黒字である必要はありませんが、 日本本社から資金が供給されなければ続かないビジネスであれば、E-1 カンパニー の条件を満たさないと判断される可能性があります。
- 貿易を行う対象が日米間で移動しなければなりません。中国や東南アジアの生産拠点からアメリカに直接モノが輸出される場合、仮に請求書が日本の会社からアメリカに送られたとしても、モノが日本からアメリカに移動したわけではないため、日米間の貿易とはみなされません。E ビザ登録ではモノの場合、貿易の証拠として Bill of Ladingや Air Waybill など、貿易対象が日米間を移動したことを証明する書類の提出を求められます。
- アメリカの拠点が受注し、支払いを受けても、モノは日本から直接アメリカ以外の第三国に送られることがあります。このような場合、モノがアメリカ国内に入らないため、E-1カンパニーとしての貿易にはカウントすべきではないと考えます。日本や第三国と第三国間の貿易を除外した結果、残りの貿易が日米間 100%であったとしても、その貿易額が少ない場合、E-1カンパニーに求められる、日米間の貿易によって成り立っている会社としては認められない可能性もあります。
- ただし中国で生産されたモノの所有権が日本に移った場合、仮にモノが中国からアメリカに送られたとしても、実質的には日本からアメリカへの輸出だと主張することはできる、と考える移民法弁護士もいます。

.

³⁴ 9 FAM 402.9-5(C) Substantial Trade

Overseas Assistance

- E-1 ビザは貿易実績が申請の条件を満たし続けなければなりません。申請の際に提 出する DS-156E Part 1,2 には毎年の貿易の実績を記載します。製造拠点を日本か ら海外に移し日米間の貿易が 50%を下回った場合は、DS-156E Part 1,2 にその情 報が記載されることになります。その場合は E ビザカンパニーの資格を喪失したと判 断される可能性があります。
- E ビザカンパニーの資格を喪失すると E ビザのステータスで滞在する駐在員は就労 ができなくなり、速やかにアメリカを出国することを求められます。このため一度投資を 行えばその資産を売却しない限り申請条件を満たし続ける E-2 に比べると、E-1 ビザ の方が不安定と言うこともできます。ただし投資した資産などを売却した場合は E-2 ビザでもその登録が抹消される場合があります。

③ E-2 カンパニーの条件

- 事業を行うに足る十分な投資がなされていることが条件となります。ここでいう投資に は金融商品など流動性の高いものへの投資などの"すぐに撤退が可能なもの"は含ま れません。工場のための土地や設備の購入など、後戻りのできない、またはビジネス がうまくいかなかった場合価値を大きく毀損するような、リスクを取った投資でなけれ ばなりません 35。同じ不動産であってもオフィスビルの場合売却ができるため、それだ けでは E-2 カンパニーに求められる投資としては認められない可能性があります。
 - ✓ c. Investment Connotes Risk: The concept of investment connotes the placing of funds or other capital assets at risk, in the commercial sense, in the hope of generating a financial return. E-2 investor status must not, therefore, be extended to non-profit organizations. See 9 FAM 402.9-6(C) below. If the funds are not subject to partial or total loss if business fortunes reverse, then it is not an "investment" in the sense intended by INA 101(a)(15)(E)(ii)³⁶.
- アメリカに設立した子会社の資本金が 1 億円以上あれば E-2 カンパニーとして認め られると主張する移民法弁護士がいますが、実際はそれだけでは認められません。 子会社への出資は資本金を引き上げることができるため、リスクがあるとはみなされま せん。その資本金を何かに使うことが求められます。
- 企業の買収は投資とみなされます。日本企業がアメリカ企業を買収すればその買収 した企業を E-2 カンパニーとすることができます。アメリカにある子会社がアメリカ企業 を買収した場合は、アメリカ企業を買収したその子会社も E-2 ビザカンパニーとする ことができます。ただしアメリカ企業を買収した子会社自体がその買収(投資)によっ て成長することを示す必要があると考えます。
- 投資先はアメリカである必要は必ずしもありません。工場の設備をアメリカのメーカー

³⁵ 9 FAM 402.9-6(B) E-2 Applicant Must Have Invested or Be in Process of Investing

³⁶ solely to develop and direct the operations of an enterprise in which the alien has invested, or of an enterprise in which the alien is actively in the process of investing, a substantial amount of capital (https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title8-section1101&num=0&edition=prelim)

Overseas Assistance

以外から購入することもありますし、日本企業の米国現地法人を買収した場合でも E-2 ビザは認められています。

- ホールディングカンパニーは子会社の株式を保有しています。この株式もって E-2 ビザカンパニーの投資として認められるかどうかはその経緯によると考えます。買収や新規設立した場合はリスクの主張は可能ですが、組織再編でホールディングカンパニーを後から設立して子会社にしたのであれば、リスクの主張は難しくなります。またホールディングカンパニー自体に組織や業務があり、なおかつ成長を示す必要があります。リソースの配分のためのホールディングカンパニーなどの場合は、所属する社員もほとんどおらず、その実体がないとみなされる可能性があります。
 - ✓ 人事や経理、総務といった業務をホールディングカンパニーに集約(シェアドサービス)している場合があります。また買収などを繰り返し、参加の子会社を増やす戦略部門がある場合もあります。これらのような実体が求められ、さらにその組織が拡大するストーリーを描く必要があります。
- 50%を切る資本参加は、前述のような流動性の高い金融資産である株式投資と同じ とみなされる可能性があります。
 - ✓ 資本参加比率は 40%でしたが、ビジネスパートナーとして役員を派遣したり協業 の実態を主張することで E-2 ビザが認められたことがあります。その会社の事業に どの程度コミットしているかが問われます。
- 設備の購入や買収など、まとまった投資である必要はありません。会社設立にかかった費用もそのビジネスがうまくいかなかった場合取り戻すことができないため、投資として認められています。さらに売り上げが経つまで数年かかるようなビジネスの場合、それまでにかかった人件費も投資として認められるべきと考えます。
 - ✓ 人件費や家賃、光熱費といったランニングコストは、発生する売上から支払われる として、リスクとある投資としてみなされないと思われます。逆に売り上げがない場合は、ビジネスが成功しない限り回収できないリスクのあるコストと主張します。
- 貿易を行う米国拠点が E-2 カンパニーとして認められる可能性もあります。例えばアメリカで売れるかどうかわからない日本製品を大量に在庫として積み上げれば、リスクのある投資として認められるべきものです。一方商流が出来上がっており、一時的に滞留しているだけの在庫であれば、リスクのある投資と主張するのは難しいと考えます。
- E-2 ビザに求められる具体的な最少投資額は決められていません。その代わりその 事業が発展することが見える額であることが求められます。このコストは事業の特性に よって大きく異なります。コンサルティング業といったサービス業では比較的低く、その コストがいくらであるかは E-2 の資格があるかどうかの判断には影響されないとされて います ³⁷。

٠

³⁷ 9 FAM 402.9-6(D) c.(4) The value (cost) of the business is clearly dependent on the nature of the enterprise. Any manufacturing business, such as an automobile manufacturer, might easily cost many millions of dollars to

- 事業に必要な投資額によって投資が完了していなければならない割合が異なります (proportionally test)。10 万ドルのコストの事業であれば 100%かそれに近い投資が 必要とされています 38。
 - ✓ c. Proportionality Test: The proportionality test determines whether an investment is substantial by weighing the amount of qualifying funds invested against the cost of the business. If the two figures are the same, then the investor has invested 100 percent of the needed funds in the business; such an investment is substantial. Most cases involve lesser percentages. proportionality test can best be understood as a sort of inverted sliding scale. The lower the cost of the business the higher a percentage of investment is required. On the other hand, a highly expensive business would require a lower percentage of qualifying investment. There are no bright line percentages that exist for an investment to be considered substantial. Thus, investments constituting 100 percent of the total cost would normally qualify for a business requiring a startup cost of \$100,000, for example. At the other extreme, an investment of \$10 million in a \$100 million business may be considered substantial, based on the sheer magnitude of the investment itself."
- 投資が完了していれば小さなビジネスでもどれだけの投資の実行割合が必要かはケース・バイ・ケースですが、国務省によって示されているガイドラインは以下の通り 39です。
 - ✓ 50 万ドル未満:75%以上
 - ✔ 50 万ドル以上 3 百万ドル未満:50%
 - ✓ 3 百万ドル以上:30%
- E-2 ビザに求められる投資に何が含まれるか、またいくら必要かは、グリーンフィールドも移民法弁護士事務所も、それぞれこれまで扱ったケースでの経験などによって異なる基準を持っています。
 - ✓ グリーンフィールドでは訳ありケースで 8 万ドルで申請したことがありますが、投資額が不十分としてビザの有効期限は 1 年間、1 年以内に追加投資がなければ更新しないという判断でした。そのため 10 万ドルあれば投資額として十分と言う移民法弁護士のコメントは実績に基づくものと考えます。
 - ✓ 会社設立の初期投資の 14 万ドルで E ビザ登録が認められた企業の再登録申請 (E ビザホルダーが一人もいなくなったことにより登録が抹消)では、過去の 14 万

either purchase or establish and operate the business. At the extreme opposite pole, the cost to purchase an ongoing commercial enterprise or to establish a service business, such as a consulting firm, may be relatively low. If all the other requirements for E-2 status are met as described in 9 FAM 402.9-6, the cost of the business per se is not independently relevant or determinative of qualification for E-2 status.

 $^{^{38}}$ 9 FAM 402.9–6(D) Investment Must Be Substantial

³⁹ Immigration Procedures Handbook (2016-2017), Thomas Reuters/West

Overseas Assistance

ドルに加え、事業拡大による引っ越し費用 20 万ドルの投資があることを示しました。 しかしながら引っ越し費用に関わる支払いの証明が追加で求められました。確度 を上げるには 30 万ドル以上、できれば 40 万ドル以上の投資が必要と考えます。

- E ビザ登録の際は領収書や銀行の振込みの明細など、契約書などとともに実際にお 金が使われたことを証明することが求められます。しかしながら契約により将来的にお 金使われることが確定している場合は、投資済み相当という主張も可能と考えます。
 - ✓ 設立から何十年もたった米国拠点をEビザ登録する場合、契約書等の投資の証明がないこともあります。そのような場合、資産台帳やバランスシートで過去に投資した資産の保有を示すことだけで、申請は認められています。
- 投資して購入した資産を売却したような場合を除き、E-1 カンパニーが貿易額の変化によりその資格を喪失するようなことは E-2 カンパニーではありません。そのためどちらの条件も満たす場合は、より安定した E-2 カンパニーとして登録します。また会社に十分な投資があるとみなされ、特に投資の証明などを提出することなく E-1 カンパニーから E-2 カンパニーに登録が変更されることがあります。

④ 申請者の条件

- 申請者と会社の国籍が同じでなくてはなりません。会社の国籍が日本であれば、申請者も日本国籍であることが求められます。ただし家族は日本国籍でなくてもかまいません。
 - ✓ アメリカの国籍も持っている(二重国籍など)場合、ビザは取得できません。取得するためにはアメリカ国籍を放棄する必要があります。
- 申請者は役員・管理職などであるか、またはスペシャリストとして現地法人での業務を遂行するために十分な知識と経験(essential skill:必要不可欠なスキル。)を有していなければなりません。
- ビザ審査のガイドラインである Foreign Affairs Manual(FAM)には Executive / Supervisory Employee を以下の要素に考慮して審査するように書かれています 40。
 - ✓ 申請者が就くことになっているポジションの役職、その会社の組織構造の中での位置づけ、役職の職務、申請者が会社の全体運営もしくはその主要な構成要素に対して持つ最終的な権限及び責任の程度、申請者が監督する従業員の人数及び能力水準、申請者の給与水準及び申請者が条件を満たす役員もしくは監督者の経験を有しているかどうか。
 - ✓ ポジションの役員または監督者の要素が、二次的または付随的な機能ではなく、 主要な機能であるかどうか。例えば、そのポジションが主に管理能力を必要とする もしくは会社の運営の大部分に対して主要な監督責任を持ち、付随的にスタッフ の実質的な日常定型業務のみを行う場合は、一般的に E のカテゴリーが適切で あると考えられます。逆に、そのポジションが主に日常定型業務を伴い、二次的に

_

⁴⁰ 9 FAM 402.9-7(B) Executive and Supervisory Employee Responsibility

Overseas Assistance

のみ下層従業員の監督を伴う場合、そのポジションは役員または監督者とは呼べません。

- ✓ 特定の要素の重みは場合によって様々である為、それぞれで対応する必要があります。例えば、申請者が多数の従業員を抱える大規模な事業所に来ている場合、「副社長」や「マネージャー」という役職は、役職の監督的性質を評価するのに役立つかもしれません。しかし、申請者が2人だけの小さな事務所に来ている場合は、そのような肩書きはそれ自体があまり重要ではないでしょう。
- タイトルが Manager でも部下の人数が少なかったりスタッフレベルだけであればスペシャリストとして申請することもあります。一般的に E ビザの managerial(executive を含む)ポジションは、部長、または事業部長クラスなど、Manager を部下にもち、担当する部門の収益責任や人事権があるような意思決定を伴う管理職であることが求められます。managerial ポジションでは、業務マネジメントやスタッフの育成などが役割として求められます。また組織の大きさにもよりますが、組織図上は高い位置にありタイトルは Vice President であっても、部下を持たず経営トップのブレインとして現地法人に派遣されたような場合は essential skill を有するスペシャリストとして申請することもあります。
- Essential Employee について FAM では以下の様に説明しています 41。
 - ✓ 特別な資格を有する従業員が企業の効率的な運営に必要不可欠なサービスを提供する場合に E ビザカテゴリーの資格を与えます。従って、従業員は、専門的なスキルを有していなければならず、同様に、そのようなスキルは企業が必要とするものでなければなりません。
 - ✓ 事業が特定のスキルセットの必要性を確立したら、そのスキルが専門的なものであるかどうかを判断しなければなりません。その場合、ビザ申請者がこれらのスキルを保有していることを証明しなければなりません。求められているスキルの専門性と、申請者がこれらのスキルを保有しているかどうかを判断する際には、以下の点を考慮する必要があります。
 - ▶ 該当するスキルを習得する為に必要な経験及びトレーニング
 - ▶ 該当するスキルの独自性
 - ▶ 該当するスキルを保有する米国労働者の有無
 - ▶ 該当する特別な専門的知識が見込める給与
 - ▶ 専門分野における外国人(申請者)の証明された専門的知識の程度
 - ▶ 外国人(申請者)が担当することになっている職務
 - ✓ 通常の技能労働者 (skilled workers) が essential employee として評価される場合 もあり得ますが、これはほぼ例外なく、事業立ち上げやトレーニング目的に必要と されるケースです。新規事業や米国で新分野への拡大を試みている既存の事業

-

⁴¹ 9 FAM 402.9-7(C) Essential Employees

Overseas Assistance

者が、短期間に亘り通常の技能労働者を必要とする場合もあるでしょう。このような労働者の場合、その必要性(essentiality)は海外事業の熟知度により決まるものであり、保有する技能の特性により必要度が認められるわけではありません。技能の専門性は、雇用主の事業実施に求められる知識の特殊性に依存しており、ビザ申請者の有する決まり切ったやり方の技能によるものではありません。

- ✓ E ビザ企業による過去の雇用:海外事業の熟知度をもって専門知識 (specialized knowledge) を持つと評価される通常技能労働者の場合を除き、必要不可欠な従業員 (essential employee) は該当の企業と過去に雇用関係を持っている必要はありません。不可欠性 (essentiality) の核となるのは、不可欠スキルの事業的必要性及び申請者が該当するスキルを有しているか否かという点です。企業は現時点で一定のスキルを持つ従業員が在籍していなくても、事業運営の為に技能を必要とすることもあります。
- essential skill としてみなされるかはそのスキルの特殊性と習得に要する期間によります。例えば一般的な営業職であれば、5,6年の就労経験があってもEビザの取得は容易ではありません。一方同じ営業職で同じ在籍期間でも、世界でその会社しか製造しておらず、その販売には深い製品知識が必要であるなど、商材、商流、顧客が特殊であれば essential skill と認められる可能性は高くなります。同様に技術者であれば業務内容の専門性が高くその特殊性が比較的分かりやすいため、3、4年の在籍期間でも申請条件を満たすことがあります。また大学院での研究内容が現在の業務に直接関連していれば、さらに短い在籍期間でもビザが発給されているケースがあります。グリーンフィールドでは年齢、米国で行う業務と同じ業務領域の経験年数、学歴(卒業資格と業務に関連する専攻)などを勘案して、essential skill を有しているかどうか判断しています。
- essential skill を有するスタッフとして申請する場合でも、Manager であれば当然マネジメント能力が求められます。ところが日本企業の場合、現地法人で経験を積めばよいとしてマネジメント経験なしで Manager のポジションに赴任させるケースが少なくありません。このような場合はたとえ役職についたことがなくても、チームリーダーやプロジェクトリーダーとしての経験などにより、Manager に求められるマネジメント能力を十分有することを説明しなければなりません。
- 現在の会社における在籍期間は申請の条件に含まれません。前職での業務経験が managerial position または essential skill の条件を満たせば、採用直後に派遣することが可能です。
- プロジェクトなどで資本関係のない協力会社から人を派遣することがあります。その場合は日本本社に出向するなど、雇用関係を結ぶことによりビザの申請が可能になります。現地法人と直接雇用関係を結ぶことができれば、申請者は必ずしも日本の法人からの派遣の体裁をとる必要はありません。また雇用契約が結ばれていれば、雇用前

Overseas Assistance

でもビザの申請は可能です。

- 給与は日本から支払われても現地で支払われてもかまいません。ただし雇用されて いるにもかかわらず雇用主から給与を一切の支給を受けなくても税務上、経理上問 題はないか、米国公認会計士にお問い合わせください。

(5) TDY (short-term need)

- "short-term need"のための TDY は期間と目的を限定した派遣のため、申請者に対 する審査基準のハードルは低くなります42。
 - ✓ スキルが不可欠であり続ける期間:最初の申請時及びその後の各申請時におい て、ビザ申請者は自身が必要とされる専門的なスキル (specialized skills) を有して いること、且つ当該の専門的なスキルが必要とされる期間を明確に提示しなけれ ばなりません。スキルによっては事業が運営している期間はずっと必要不可欠で ある場合もあります。しかしながらその他のスキルは、例えば立ち上げの場合のよ うに、短期間で必要性が無くなるケースもあり、短期間であれば、企業が事業を成 功させるために必要な専門的なスキルを米国人従業員に訓練することができるこ とは合理的であると考えられます。スキルが不可欠と主張される期間を評価する際 は、従業員のオンボーディング(従業員を組織に、迅速に熔けこませ機能させるこ と)に必要な時間及び計画している職務を遂行する時間を考慮します。今日、高 度で特殊且つ独自性があるとされているスキルが、数年後も同じであるとは限りま せん。以下に記載する例の様に、短期間から長期間に亘る雇用の必要性は多岐 に亘りますが、下記の例が E ビザに関する視点を養うのに役立つはずです:
 - ▶ (1) 長期的に必要な場合:その従業員が製品改善のための継続的な開発、 品質管理、または不在の場合特定のサービスの提供が滞る職務に従事して いる場合など、雇用主が継続してそのスキルを必要としていることがあります。
 - ➤ (2) 短期的に必要な場合(short-term need): その従業員の目的が立上げ業 務(事業そのもの若しくは事業による新しい活動)に係る場合、または製造、 維持、修理などの職務に従事する技術者のトレーニングや監督であった場合、 雇用主は比較的短い期間(1~2年)のみそのスキルを必要としていることが あります。
- essential skill が求められることには変わりはありませんが求められるスキルの領域を かなり限定しても認められます。そのスキルの習得にかかる期間が短くて済むため、 通常のEビザよりも経験の少ない若手のスタッフでもビザの発給を受けられることにな ります。
 - ✓ 短期間(short-term)というのがポイントとなりますので、長くても派遣期間は2年 以内が適当と考えます。
- ✓ グリーンフィールドでは入社 2 年目の社員の TDY を複数取得した実績があります。

⁴² 9 FAM 402.9-7(C) Essential Employees

Overseas Assistance

- TDY ではストーリーが重要になります。以下に例を示します。
 - ✓ 米国拠点で発生した生産トラブルの対応のために、日本の同じ生産ラインを担当 し、オペレーションを熟知している若手のスタッフを半年間派遣する。
 - ✓ グローバルな人事制度を米国拠点に導入するにあたり、入社 3 年目ではあるが新 しい人事制度のプロジェクトメンバーである若手をサポートのため 1 年派遣する。
 - ✓ アメリカで店舗を増やすにあたり店舗オペレーションのノウハウをローカル採用の スタッフに移管するため、高卒20代前半の店長経験者を1年間派遣する。

⑥ essential skill とは

- E ビザで求められる essential skill の定義は、必ずしも明確ではありません 43。
 - ✓「この規定は特別な資格を有する従業員が企業の効率的な運営に必要不可欠なサービスを提供する場合に E ビザカテゴリーの資格を与えます。従って、従業員は、専門的なスキルを有していなければならず、同様に、そのようなスキルは企業が必要とするものでなければなりません。申請者が会社の米国事業の有効性に不可欠な特別な資格を有していることを証明する責任は会社及び申請者にあります。」
- essential skill では技術、製品、業務プロセスなどに関し、具体的かつ必要不可欠なものであることが求められ、単なる知識ではなく業務を効率化するなど、現地法人の現状に変化を与えられるようなスキルが求められています。そのため業務経験が短い場合は、「それだけの期間で essential なスキルを得られるはずがない」とみなされるか、逆に「それだけの期間で得られるスキルは essential であるはずがない」とみなされる可能性が高くなります。
- E ビザの申請条件にその会社での在籍期間が含まれないことからも分かるように、申請者に求められる特殊なスキルは必ずしもその会社固有のものである必要はありません。
- 営業、経理、総務などは essential skill が認められにくい職種です。それぞれ essential skill を必要とする業務ももちろんありますが、アメリカの労働市場から採用可能なスタッフで代替可能とみなされやすいため、日本からの派遣の必然性の説明が申請上重要なポイントとなります。
 - ✓ 現地法人に経理システムを導入のため、本社のシステムに精通したメンバーとして派遣されるような場合は、その会社固有の経理システム、処理プロセスに関する知識と経験は essential skill とみなされる可能性があります。
- 英語力が派遣者の選定で重視されることがありますが、日本語がネイティブと変わらない日系アメリカ人はたくさんいますので、語学力で essential skill を主張するのは難しいと考えます。一方研究者、技術者の場合は特殊な領域に関する知識と能力を有するため、比較的 essential skill であることは認められやすいと言えます。

-

^{43 9} FAM 402.9-7(C) Essential Employees

Overseas Assistance

- 会社固有の専門スキルとして社内ネットワークも挙げられます。日本の本社、生産拠点、研究拠点、物流拠点と連携しながら生産管理をする、というスタッフの場合、円滑な運営には信頼関係を伴うコミュニケーション能力と人的ネットワークが必須であり、これも一朝一夕には習得できるスキルではありません。アメリカ市場のニーズを日本本社に送り、また日本本社から製品情報をローカルのセールススタッフに提供するマーケティングスタッフも同様です。
- 会社固有の専門的スキルでも日本固有の専門的スキルでも、本来ローカル採用のスタッフがやるべき業務である場合は、essential skill であっても認められないことがあります。もちろんスキルの移管後もシニアスタッフとしてまたはスーパーバイザーとして常駐の必然性が説明できれば、ビザが発給される可能性はあります。
 - ✓ 生産ラインの操作や品質管理は会社固有の専門的スキルですが、技術やノウハウの移管が可能で教育することによりローカルスタッフでも行える業務であれば、そのために日本からスタッフを派遣し常駐させることは認められない可能性があります。
 - ✓ 連結決算のために経理業務であっても、必要な日本の会計ルールに関する知識 をローカルスタッフに教育すれば日本からのスタッフは不要とみなされる可能性が あります。

(4) E ビザの有効期間と滞在許可期間

- E ビザの有効期間は通常5年です。
- TDY はあくまでも短期間の目的のために発給されるビザのため、ビザの有効期間はその目的によります。インフラ系の大型プロジェクトであれば 3、4 年ということもあります。一方生産ラインの調整不良による品質トラブルへの対応であれば、半年の滞在期間でもそれだけの期間の滞在の必然性を問われるかもしれません。
- 申請された期間が必ずしも認められるわけではありません。3 年で申請しても領事が 1 年 しか認めない場合もあります。逆に 1 年しか申請していないのに、通常のビザと同様に 5 年間有効なビザが発給されることもあります。
- アメリカでの滞在予定期間が短い場合は E(TDY) ビザが発給されず、代わりに B-1 in lieu of H ビザが発給されることがあります。
- E ビザは L ビザ、H-1B ビザと異なり、何度でも間隔を空けずに継続的に更新することが可能です。
- 入国時に与えられる滞在許可は 2 年間です。残りのビザの有効期間が 2 年を切っていて も、通常 2 年間の滞在許可が与えられます。そのためビザが有効であるにも関わらず滞在 許可期間を過ぎている、逆にビザの有効期間を過ぎているにも関わらず滞在許可は有効 という状態が発生しうるビザです。

Overseas Assistance

- ビザと同様に滞在許可も何度でも間隔を空けずに継続的に更新することが可能です。移 民局での滞在許可の延長申請を続けることにより、半永久的に継続してアメリカで就労す ることが可能です。
- ・パスポートの有効期限が2年に満たない場合は、他のビザと同様に、パスポートの有効期限までしか滞在許可は与えられません。

(5) グリーンプログラム

- 以下の3つの条件のうちいずれか1つでも満たす場合、グリーンプログラムに登録することが認められ、サポートレターと組織図の提出を省略することができます44。
 - E ビザ登録企業(Eビザ登録済みの米国グループ企業も含める)が、米国籍並びに永 住権を持っている従業員を合計 500 人以上雇用している。
 - E ビザ登録企業 (Eビザ登録済みの米国グループ企業も含める) が、合計 10 億ドル(\$1 billion)の貿易取引額(E-1)または、10 億ドル (\$1 billion) 以上の売上高 (E-2) がある。
 - E ビザ登録企業(Eビザ登録済みの米国グループ企業も含める)の資産合計額が 1 億ドル以上ある。
- 書類を省略することにより審査に必要な情報が不足していると判断された場合(経験の少ない申請者や中途採用の申請者など)、追加書類が求められることが考えられます。グリーンフィールドでは書類の省略が審査に影響を与える可能性が低いと判断できる場合を除き、書類の省略はお勧めしていません。

(6) Eビザの更新

- E ビザはビザ期限の前後 1 年間は更新として申請することができます。1 年以上経つと通常の E ビザ申請(増員)になります。
- E ビザは更新であっても日本の米国在外公館で手続きをすることをお勧めいたします。
- 特定の条件を満たす場合郵送で申請することができます。その場合面接は免除されますが、審査結果によっては面接を求められることもあります。

(7) Eビザカンパニーの子会社での就労

- E ビザカンパニーの子会社が E ビザカンパニーの条件を満たす場合、親会社の E ビザカンパニーでの就労のステータスで、その子会社で就労することができます 45。
 - Treaty employees may perform work for the parent treaty organization or enterprise, or any subsidiary of the parent organization or enterprise. Performing work for subsidiaries of a common parent enterprise or organization will not be deemed to constitute a substantive change in the terms and conditions of the underlying E treaty employment if, at the time the E treaty status was determined, the applicant presented evidence establishing:

⁴⁴ https://www.ustraveldocs.com/jp/ja/treaty-traders-and-treaty-investors-visa/

⁴⁵ 8 CFR 214.2(e)(8)(ii) Subsidiary employment. (https://www.ecfr.gov/current/title-8/chapter-I/subchapter-B/part-214)

Overseas Assistance

- ビザ申請時の雇用主(この場合は親会社の E ビザカンパニー)のビザでその子会社で業務を行う場合、その業務はあくまでも親会社の社員の立場ですべきと考えます。しかし該当する Code of Federal Regulation に基づき、その子会社が E ビザカンパニーの条件を満たす場合、その旨申請時にサポートレターに明記することでその親会社の E ビザで、その子会社で親会社とは関係のない業務も可能と考える移民法弁護士もいます。ただしその子会社で就労ビザを取得しない理由説明や、その子会社が E ビザカンパニーの条件を満たすことを証明する書類の提出が求められる可能性があります。
- 移民法弁護士によると、上記の親会社のビザで米国に赴任した後上記の子会社に異動する場合、移民局への amendment は必要なものの Change of Employer の手続きは不要であるとのことです。また親会社名が Annotation に入っている当初のビザと移民局での amendment の手続きの書類とビザを提示することにより、入国は認められ、ビザの取り直しも不要とのことです。

(8) Eビザに対する誤解

- 移民法弁護士はアメリカ国内にある移民局への手続きはエキスパートですが、E ビザのように各国の在外公館に対して行われる手続きに関して十分な経験のない移民法弁護士もいます。申請準備を移民法弁護士に依頼し面接を受けに行ったところ、E ビザ登録がされておらず、グリーンフィールドにお問い合わせをいただいたケースもあります。そのような移民法弁護士が誤った情報を提供したためか、以下のような誤解を持たれていることがあります。
 - Eビザは管理職のためのビザで、管理職以外はLビザが最も適切だ。
 - Eビザカンパニーは資本金が1億円以上でなければならない。
 - E ビザが認められる人数は決まっている。
- E ビザは多くの場合 L ビザ、H-1B ビザよりも、コスト的にも時間的にも、そして運用上のメリットも大きいビザです。もう一度申請基準と照らし合わせ、その可能性をご検討ください。

(9) 家族のビザ

- 家族(配偶者、21 歳未満未婚の子ども)も E-1 ビザ、または E-2 ビザを申請します。ただし予定する滞在期間が短期間であれば、親族の訪問として B-2 ビザの申請も可能です。
- 家族が外国籍の場合、Eビザの有効期限には注意が必要です。
 - 米国の条約国の国籍の場合、その条約国に基づき認められる有効期間か、主たる申請者のビザの有効期間か、どちらか短いほうの期間が与えられます。
 - ✓ 米国との条約国であるタイの場合、E ビザの有効期間 6 か月です。よって日本人の E ビザ保持者に帯同するタイ国籍の家族の E ビザ有効期間は 6 か月です。
 - 米国の条約国でない場合、原則主たる申請者のビザ有効期限までとなります。
- 配偶者や子どもはアメリカで就学することが可能です。
- 子どもが滞在中に 21 歳になった場合は、独立した滞在ステータスを取得する必要があります。例えば大学に通っている場合、21 歳になる前に F ビザに切り替える必要があります。

Overseas Assistance

- 主たる申請者の帰任後も引き続き子どもがアメリカの教育を受けるためには、新たに F ビザを取得する必要があります。また親が子どもの家族として F-2 ビザを取得することはできません。
- ・配偶者は就労することが可能です。

2. Lビザ

(1) L ビザとは

- L ビザはアメリカと、アメリカ以外のグループ企業・拠点間を異動する(Intra-Company Transferees)管理者または専門的な知識を持つ人のためのビザです。
- まず移民局にペティションを申請し、認められれば認可証(I-797)が発行されます。このペティションが認められなければビザの申請はできません。ただし後述する Blanket L ビザは E ビザ同様、申請の都度移民局にペティションを申請する必要はありません。

(2) Lビザの種類

• 主たる申請者の L ビザには L-1A と L-1B があります。 L-1A は managerial position に就く申請者、L-1B は specialized knowledge を有する申請者です。

(3) Lビザの申請条件

① 派遣先の条件

- アメリカにある関連会社または支店への派遣が可能です。子会社に関しては以下のいずれかの条件を満たさなければなりません。46
 - ✔ 出資比率が50%以上で、支配権を有する。
 - ✓ 50-50 のジョイントベンチャーで、対等な支配権と拒否権を有する。
 - ✓ 出資比率が50%より少なくても、実質的な支配権を有する。
- 資本を保有しない契約によるジョイントベンチャー(contractual joint venture)は子会 社に含まれません。
- 日米それぞれの会社のオーナーが同じ場合(兄弟会社)も関連会社とみなされます。
- 企業の国籍は問われず、親会社の外国人株主の比率の変化など、株主構成の変化 の影響を受けません。日本にある外資系企業からアメリカの親会社に人を派遣する時 も利用できます。
- 派遣先は法人である必要はありません。支店や駐在員事務所でもかまいません。ただし州政府への届け出がなされ、かつ実体がなければなりません。
- 派遣先が設立から1年未満の場合は、発給されるI-797の有効期限は1年です。ただし設立されても実質的な活動をしなかった期間はカウントされず、1年たたなけれ

⁴⁶ 8 CFR 214.2(l)(1)(ii)(K) Subsidiary means a firm, corporation, or other legal entity of which a parent owns, directly or indirectly, more than half of the entity and controls the entity; or owns, directly or indirectly, half of the entity and controls the entity; or owns, directly or indirectly, 50 percent of a 50-50 joint venture and has equal control and veto power over the entity; or owns, directly or indirectly, less than half of the entity, but in fact controls the entity.

Overseas Assistance

ば有効期間3年のI-797は発給されません。

② 申請者の条件

- 国籍は問われません。
- 直近3年間(すでにアメリカにいる人の場合はアメリカに来る前の3年間)のうち1年 以上継続的にアメリカ以外の関連会社または支店で、申請するカテゴリーにてフルタ イムで雇用されていなくてはなりません。そのため採用した人をすぐにアメリカに派遣 することはできません。
- 上記の過去 3 年間のうち継続した 1 年の在籍条件を満たせば、現地法人の直接雇用でもかまいません。また申請時点で再雇用前でもかまいません。
- A 社が資本関係のない B 社を吸収合併した場合、B 社での在籍期間を含めて L ビザの申請条件を満たせば、L ビザの申請は可能です。
- アメリカ駐在を前提として中途採用した人が入社から 1 年待って L ビザを申請することがあります。ルールとしては 1 年経てば申請は可能ですが、実際は $+\alpha$ の期間がなければ移民局の審査が通らないことがあります。
- 過去 3 年間のうちの継続した 1 年の間に、商用や観光でアメリカに行ってもかまいません。ただしアメリカに滞在した期間はその 1 年に含みません。そのためビザなしや B-1 ビザでアメリカに滞在しながら 1 年を待つことはできません ⁴⁷。アメリカに滞在した期間だけ申請できる時期が遅れます。
 - ✓ (2) Time spent in the United States working for the foreign employer or a parent, branch, affiliate, or subsidiary thereof, and brief trips to the United States for business or pleasure, do not interrupt the continuity of the one year of continuous employment abroad for L-1 status, but do not count toward fulfillment of that requirement. Such periods spent in the United States may follow the year of employment abroad and immediately precede application for L-1 status, so long as the required one year of qualifying employment during the past three years has been served abroad. Time spent in the United States as a dependent—for example, as an L-2 or E dependent spouse—does not count as working "for" the qualifying organization.
- 給与は日本から支払われても現地で支払われてもかまいません。ただし雇用されているにもかかわらず雇用主から給与を一切の支給を受けなくても税務上、経理上問題はないか、米国公認会計士にお問い合わせください。
- 必ずしもアメリカの組織に常駐する必要はなく、日本に籍を置きながら必要に応じて 一時的に雇用関係を結び、アメリカで就労することも可能です 48。

_

 $^{^{47}}$ 9 FAM 402.12–11d. Employment Abroad

⁴⁸ Interoffice Memorandum, July 28, 2005, U.S. Citizenship and Immigration Services: (1) Intermittent L-1 Status. The limitations on the maximum stay in L status do not apply to aliends whose employment in the United States is seasonal, intermittent, or an aggregate of six months or less per year. In addition, the

Overseas Assistance

- L-1A ビザを申請する managerial position はある部署の責任を持つ Manager 以上 (役員・管理職)のポジションです。
- FAM では Managerial or Executive Capacity として、以下のように説明されています49。
 - ✓ 役員または管理職は INA 101(a)(44)に定義されている「管理能力」および「役員能力」に従って組織内の機能を指揮することができます。申請者が部下の仕事を監督したり管理したりするのではなく、組織内の重要な機能の管理を主に担当している場合、このような状況に当てはまる可能性があります。申請者が必須機能を管理すると主張する場合、必須機能を管理するために実行されるべき職務を詳細に記述した証拠を提供しなければなりません。つまり、機能を具体的に特定し、必須機能を管理することに起因するビザ申請者の日常業務の割合を立証しなければなりません。また、申請者の日常業務の記述はビザ申請者が機能に関連する実務を行うのではなく、機能を管理していることを証明しなければなりません。製品の生産やサービスの提供に必要な業務を「主に」行う従業員は、管理職や役員として「主に」雇用されているとはみなされません。INA 101(a)(44)(A)および(B)を参照のこと(列挙された管理職または役員職の職務を「主に」遂行することを要求する)。
 - ✓ 中小企業が主に役員や管理職を中心とした職位を支援している場合には、L カテゴリーの下で認められます。しかし、役職名や事業の所有権はそれ自体が管理職や役員の能力を示すものではありません。従業員が組織の主要事業を計画、組織化、指揮、管理することを主な職務としている場合、L ビザの目的のために役員または管理職としての資格を得ることができます。
 - ✓ 申請者の役職を評価するのに役立つ要因は直接または間接的に申請者に報告する人の数と職務内容、申請者の上司が会社組織内の上位者であるかどうか、申請者の日常的な職務が管理職や役員として相応しいかどうか(例:他人の仕事を監督する、企業を代表してハイレベルまたは業界の会議に出席するなど)、および・または申請者が会社のために重要な決定を下す権限を持っているかどうかです。
- 申請者は1年以上のその会社での Manager の経験がなければなりません。ただし一般的に部下がいないと managerial position としてみなされません。大卒フルタイムの部下2人以上が目安と言われています。
- 部下は必ずしもその組織に属している必要はありません。専属の契約を結んでいるセールスエージェントや、日本本社のスタッフが部下として認められたケースもあります。
- 経営管理や経営企画など、会社全体の経営に携わる場合、部下がいなくても

limitations do not apply to aliens who reside abroad and regularly commute to the United States to engage in part-time employment. The burden is on the petitioner and the alien to establish that the alien qualifies for an exception.

⁴⁹ 9 FAM 402.12–12(B) Managerial or Executive Capacity

Overseas Assistance

Functional Manager として managerial position 認められるケースがあります。ホールディングカンパニーの Manager が参加の子会社を管理するような場合も、必ずしも直属の部下がいなくても L-1A ビザが認められる可能性があります。

- managerial position に該当しなければ L-1B ビザを申請することになり、アメリカ現地 法人で担当する業務分野における specialized knowledge を有することが求められます。
- specialized knowledge はその会社固有の知識でなければならず、また非常に深いものが求められます。営業系や人事、経理といったアドミ系の申請では、社内で数名しか知らないような知識を有することは少なく、L-1B ビザの申請基準を満たすことは容易ではありません。一方技術者の場合特殊性が比較的認められやすいため、大卒であれば3、4年、大学院卒でなおかつ大学院での研究内容と現在の業務に関連があれば、さらに短い在籍期間であっても可能性があります。
- L-1B でのオフサイトでの勤務に関して、FAM には以下の記載があります 50。
 - ✓ INA 214(c)(2)(F)⁵¹の下では、専門的な知識を必要とする職務に就く申請者で、請願する雇用主またはその関連会社、子会社、親会社以外の雇用主の職場(すなわち、顧客企業などの第3者の職場)に主に常駐する申請者は、以下に該当する場合 L ビザを取得する資格がありません。
 - ➤ その申請者が主にそのような無関係の雇用主によって管理され、監督されているか、または、
 - ➤ 無関係の雇用主の職場に申請者を配置することは、基本的にはその雇用主 に労働力を提供するための取り決めであり、請願する雇用主に特有の専門 知識が必要な製品またはサービスの提供に関連して配置することではない。

3 specialized knowledge 211

- FAM では specialized knowledge 次のように規定しています 52。
 - ✓「専門知識」とは、個人が有する申請企業の製品、業務、研究、設備、技術、経営、 その他事業に関連する事柄および国際市場への応用に関する専門知識、または 組織のプロセスおよび手順に関する高度な知識または専門性を意味します。
 - ✓ 専門知識を有するポジションに就くためには、その申請者の知識が特定の分野に おいて他の従業員が有する通常の知識とは異なる、またはそのレベルを超えてい

⁵⁰ 9 FAM 402.12-10 Third Party Worksites

⁵¹ (F) An alien who will serve in a capacity involving specialized knowledge with respect to an employer for purposes of section 1101(a)(15)(L) of this title and will be stationed primarily at the worksite of an employer other than the petitioning employer or its affiliate, subsidiary, or parent shall not be eligible for classification under section 1101(a)(15)(L) of this title if—(i) the alien will be controlled and supervised principally by such unaffiliated employer; or (ii) the placement of the alien at the worksite of the unaffiliated employer is essentially an arrangement to provide labor for hire for the unaffiliated employer, rather than a placement in connection with the provision of a product or service for which specialized knowledge specific to the petitioning employer is necessary.

 $^{^{52}}$ 9 FAM 402.12–12(C) Specialized Knowledge Capacity

Overseas Assistance

なければならず、また申請企業の組織においてそれまでの意義のある経験によっ て得られたものでなければなりません。専門知識を有する従業員は米国の労働市 場では容易に入手できない、組織のプロセスや手順、または組織の特別な知識に ついての高度な専門知識を有している必要があります。

- ✓ 専門的な知識を有する従業員の特徴としては次のものが挙げられます。
 - ▶ 市場における雇用者の競争力にとって価値のある知識を有していること。
 - ▶ 米国の雇用者に対して、外国の操業状況に関する知識を十分に提供できる こと。
 - ▶ 海外では重要な役割を果たす従業員として活用され、企業の生産性、競争 力、イメージ、財務状況を向上させるような重要な任務を与えられていたこと。
 - ▶ 雇用主の下での豊富な実務経験がなければ得られない知識を有しているこ
- このように specialize knowledge には、その会社固有のものであることが求められます。 そのため顧客である日本企業や市場について熟知しているだけでは、この基準は満 たしません。社内に数名しか知らないレベルの知識を有していることが求められます。
- 仮に社内で数名しか知らないレベルであっても、いわゆる"技能工(skilled worker)"の 有するものは specialized knowledge として認められません 53。
- E ビザの essential skill 同様、研究者や技術者は比較的この条件を満たしやすいと 言えます。若いスタッフも担当する領域に関しては、社内ではエキスパートであること が多いためです。一方営業系、バックオフィス系のスタッフでも、例えば新しい会計シ ステムの開発に会計部門の担当者として携わった、新しいグローバルな人事制度の 策定を任されていた、といった場合、限られたスタッフしか知らない知識を活かし、ア メリカの現地法人にその仕組みを導入するためのスタッフとして派遣するような場合は 認められる可能性があります。

(4) 追加書類の要求

• L ビザの移民局の追加書類の要求(RFE: Request for Evidence)は提出書類では不十分な

ため追加で書類を要求するものです。追加書類の要求が出ると作業量にもよりますが、移 民法弁護士の書類作成に数週間、移民局での審査に特急審査制度(Premium Processing Service)を使っている場合でもさらに最長 15 日かかるため、1か月以上の期間と対応する 移民法弁護士によっては数千ドルの追加料金が発生します。

⁵³ 9 FAM 402.12-12(E) Petitions to accord L status may be approved for persons with specialized knowledge, but not for persons who are merely skilled workers. Being a "skilled worker" (i.e., one whose skill and knowledge enable one to produce a product through physical or skilled labor) does not in itself qualify an alien for the "specialized knowledge" category. Specialized knowledge means special knowledge possessed by an individual of the petitioning organization's product, service, research, equipment, techniques, management, or other interests and its application in international markets, or an advanced level of knowledge or expertise in the organization's processes and procedures. INA 101(a)(15)(L) was not intended to alleviate or remedy a shortage of U.S. workers; the temporary worker provisions of INA 101(a)(15)(H) provide the appropriate means for the admission of workers who are in short supply in the United States.

Overseas Assistance

- 追加書類の提出期限は120日以内です。特急審査制度を使わなければ、書類提出後60 日以内に回答がでます。
- (5) L ビザの発給の時期、入国ができるタイミング、有効期間と滞在許可期間
 - L ビザは I-797 に書かれた就労開始日の 90 日前から申請できます。ただし I-797 (Blanket L ビザの場合は I-129S) に記載されている就労開始日の 10 日前までそのビザ での入国はできません 54。そのため早くビザの発給を受けても、Annotation に"Not Valid Until September 22, 2021"のように、ビザが有効になる期日が記載されます。
 - L ビザの有効期間は通常 5 年です。一方移民局で発給される I-797(の有効期間は初回 3年(会社設立1年目以内の場合は1年)なので、ビザが有効でも I-797 の有効期限以 降は入国できません。I-797 が延長されるとペティション番号が新しくなりますが、古い I-797 のペティション番号が記載されたビザをそのまま利用することができます。 ただしビザ 面の PED (Petition Expiration Date)は古い I-797 の期限になっているため、入国審査でト ラブルとなることがあります。
 - L-1A は滞在期間が通算 7 年になるまで、L-1B は 5 年になるまで 2 年ずつ延長すること ができます。現地法人が設立1年以内の場合は延長回数が1回増えますが、Lビザで就 労可能な通算の期間は同じです。
 - L-1A の 7 年、L-1B の 5 年というのは実際にアメリカに滞在した期間です。そのため赴任 期間中 24 時間以上アメリカを離れた場合、その日数分滞在期間を延ばすことができ、そ れに準じてビザも発給されます。
 - 初めは L-1B ビザを取得しても、L-1A にカテゴリーを変更することにより、滞在期間を 5 年 から 7 年に延長することが可能です。ただしカテゴリーの変更前に管理職としての経験を 有している必要があります。一方 L-1B では管理職としての業務をすることができないため、 部下が付き始めた段階で移民局に対して修正申請を行い、半年以上のマネジメント経験 を積んでから L-1A を申請することになります。

(6) Lビザの延長

- 移民局に対して L ビザの延長のためのペティション申請ができるのは、I-797 の期限の 180 目前からです。
- ペティション申請の書類を移民局に提出すると I-797 の期限を過ぎてもその結果が出るま で合法的に就労することができます。ただし最長 240 日間 55です。追加書類の要求が出 ると就労はできなくなります。
 - Nonimmigrants in other categories may receive extensions of stay if their employers timely file Form I-129 (or Form I-129CW, Petition for a CNMI-Only Nonimmigrant

^{54 「}大使館もしくは領事館は、I-797 に記載された雇用が開始される最大 90 日前より H、L、O、P、Q ビザの申請 手続きを進めることができます。但し、連邦規定に基づきこれらのビザ保有者が渡米し入国審査を受けることが できるのは、I-797 また I-129S に記載されている就業開始許可日の 10 日前からです。」 (ustraveldocs.com/jp/ja/work-visa/)

https://www.uscis.gov/i-9-central/form-i-9-resources/handbook-for-employers-m-274/70-evidence-ofemployment-authorization-for-certain-categories/77-extensions-of-stay-for-other-nonimmigrant-categories

Overseas Assistance

Transitional Worker for CW-nonimmigrants) with USCIS. These employees are authorized to continue working for up to 240 days while USCIS processes their petition, or until USCIS makes a decision on your petition, whichever comes first.

- 申請が却下された場合アピールすることは可能ですが、アピールも却下されると初めに却下された日に遡って不法滞在としてカウントされます。アピール期間中は就労することはできません。
- I-797 が発給された後ビザの延長申請を行います。L ビザは日本以外の大使館・領事館でも申請が可能です。
- 特定の条件を満たす場合郵送で申請することができます。その場合面接は免除されますが、審査結果によっては面接を求められることもあります。

(7) Blanket Lビザ

- アメリカの現地法人数やビザ申請数が多いなど、ある一定の条件を満たせば Blanket L ビ ザの申請も可能です。Blanket L ビザでは派遣先の企業を移民局に Blanket リストとして登録することにより、Blanket リストに記載されている企業間での異動のためのビザ申請に移民局へのペティション申請が必要なくなります。
- 勤務先が変わる場合、Individual の L ビザではビザの取直しが必要なのに対し、Blanket リストに登録されているアメリカ国内の企業、またはその支店への異動では、ビザの切り替えや移民局への修正申請をすることなく就労することができます 56。ただし実質的に業務が変わらないことが条件となります。
 - 実質的に業務が変わらない(virtually the same job duties)というのは、業務内容が50%以上変わるかで判断されます。50%以上変わる場合は移民局に対して修正申請が必要になります。
- Blanket リストには日米以外にある同系企業も登録できます。ただし Petitioner はアメリカに オフィスのある企業でなければなりません。
 - Blanket L ビザを申請する場合、派遣元と派遣先は Blanket リストに記載されているべきと考えます。また支店も、子会社や関係会社と同列に記述されていることからも本来は記載すべきと考えます。
 - ただし Blanket リストに記載されている日本のグループ会社は本社のみでも日本の子会社からの派遣で Blanket L ビザが発給されている会社はあります。
- Blanket L ビザを取得するための会社の条件は、L ビザに求められる条件に以下の条件が加わります。

_

⁵⁶ 8 CFR 214.2(l)(5)(ii)(G) An alien admitted under an approved blanket petition may be reassigned to any organization listed in the approved petition without referral to the Service during his/her authorized stay if the alien will be performing virtually the same job duties. If the alien will be performing different job duties, the petitioner shall complete a new Certificate of Eligibility and send it for approval to the director who approved the blanket petition. (https://www.ecfr.gov/current/title-8/chapter-I/subchapter-B/part-214)

Overseas Assistance

- Petitioner を含む Blanket リストに記載される企業は、commercial trade または service に従事していること。
- Petitioner はアメリカ国内にオフィスを持ち、1年以上ビジネスを行っていること。
- Petitioner は 3 つ以上の支店、または子会社、または関連会社(親会社、兄弟会社などのグループ企業)を、アメリカ国内外に持っていること。
- さらに Blanket リストに記載される米国にある企業全体で、以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ✓ 過去 12 か月以内に 10 人以上の L ビザのペティション申請をしている。
 - ✔ アメリカの子会社または関係会社の売り上げの合計が25百万米ドルを超える。
 - ✓ 1,000 人以上のアメリカ人従業員を雇用している。
- Blanket I-797 は初め 3 年間有効です。その後延長すれば通常有効期限は無期限となります。延長の申請ができるのは有効期限の180 日前からです。
- Blanket I-797 有効期限が短くても、ビザの有効期間は通常 5 年間です。ただし Blanket I-797 が更新されなかった場合、その有効期限以降は就労ができなくなります。
- Blanket I-797 の有効期限に関わらず、ビザ発給時に返却される申請書類 I-129S の 1 ページ目に記載される有効期限は通常 3 年です。(更新の場合 2 年。)またこの I-129S の有効期限と、ビザに記載される PED (Petition Expiration Date)は通常同じ日付です。しかし PED が I-129S の 2 ページ目にある就労予定期間や Blanket I-797 の有効期限に合わせて発行され、本来の期間を得られないこともあります。また入国審査で発給される I-94 の有効期限は I-129S の有効期限(PED の期限)と同じになるべきですが、I-129S の 2 ページ目にある就労予定期間に合わせて発行される場合もあります。I-94 が有効であれば他の書類の有効期限に関わらず就労が認められると考える移民法弁護士もいますが、I-797、I-129S、I-94 のいずれかの有効期限を過ぎたら就労すべきではないと考えます。
- Petitioner が設立後 1 年以内の場合は Blanket L ビザの申請はできません。移民局に Blanket 登録はできても、ビザの申請は 1 年経たないとできません。一方 Blanket リストに 追加登録された企業はその会社の設立 1 年を待つ必要はありません。
 - 米国に子会社の A 社があります。この会社を Petitioner とする場合、設立から 1 年経 たなければ Blanket L ビザは申請できません。
 - しかしこの A 社が設立から 1 年以上の米国企業 B 社を買収し B 社を Petitioner とすれば、Blanket 登録が完了し次第 A 社でも Blanket L ビザの申請ができるようになります。
- L-1B の specialized knowledge に対して Blanket L-1B では、さらに専門的職業 (Profession)であることが求められています。専門的職業とは以下に示される具体的な職種には限定されませんが、資格やアカデミックなバックグラウンドを必要とする専門家であることが求められます。そのため営業職や資格の不要なアドミ系はプロフェッショナルと認められない可能性があります。

Overseas Assistance

- FAM では以下のように説明しています 57 (一部抜粋)。
 - 専門知識を持ったプロフェッショナル: "専門知識を持ったプロフェッショナル"として資格を得るために個人は、1) 上記で定義された専門知識を有し、2) INA 101(a)(32)⁵⁸に準拠した専門職の一員でなければなりません。
 - 包括的な請願規定の下で資格を得るためには、申請者は管理職者、役員、または専門知識を持ったプロフェッショナルでなければなりません。専門知識を持ったプロフェッショナルとして包括的な請願書に基づいて申請する申請者については、前項に記載されている両方の資格を満たしていることを確認しなければなりません。
 - 申請者が専門職の一員であることを証明するには、申請者の独自の状況に応じてそれ ぞれ異なります。以下の例は指針であり、申請者が包括的な L-1B の目的で専門職で あることを証明するための排他的な手段ではありません。この判断は最終的には裁定 者の責任であり、適格な証拠はこれらの例に限定されるものではありません。
 - ✓ INA 101(a)(32)に記載されている専門職を実践するための現実的な前提条件である学士号、または学士号レベルに相当する長期の教育・研究コースの履修。
 - ✓ INA 101(a)(32)に記載されていない職業の場合、その職業に就くためには学士号と学士号レベルの学位を示す証拠が必要となります。職業がこの要件を満たしているかどうかを判断するためには労働統計局が発行し、オンラインで入手できる「職業見解ハンドブック」を参照することができます。
 - ✓ 該当する場合は専門職の管理団体からの証明書、または、
 - ✓ 申請者が働こうとする州または管轄区域で免許が必要とされている場合は医師、 会計士、弁護士、エンジニアなどの関連する職業を実践するための資格。
- I-129S の期限が切れる場合、Blanket L ビザの有効期限が残っていても大使館・総領事館でビザの申請をすることにより、新しい有効期限のある I-129S と新しいビザが発給されます。一方移民局で滞在許可を延長しても、新しい有効期限の I-129S を取得できますが新しいビザは発給されません。ビザの有効期限が残っている限り、新しい I-129S とBlanket I-797を提示することにより入国が認められます。
- 有効期限のあるブランケットの I-797 に準じて PED が記載されても、Blanket I-797 が更新され、I-129S、ビザが有効であればそのビザで入国は可能です。その一方で入国審査官によっては PED が過ぎていることを理由に入国でトラブルになることがあります。その場合新しい Blanket I-797 でビザを再申請することで、PED の日付を延長することができます。
- 主たる申請者が I-129S の延長のため Blanket L ビザを取得しなおした際に家族のビザの 有効期間が残っている場合、家族はビザの再申請は不要です。Blanket I-797 と主たる申 請者の新しい I-129S、ビザ面を携行して入国することになります。ただし家族のビザの

_

⁵⁷ 9 FAM 402.12–12(D) Specialized Knowledge Professional Defined

⁵⁸ The term "profession" shall include but not be limited to architects, engineers, lawyers, physicians, surgeons, and teachers in elementary or secondary schools, colleges, academies, or seminaries.

Overseas Assistance

PED は過ぎているため、入国審査でのトラブルを避けるのであれば家族も一緒に延長の手続きをします。

(8) 家族のビザ

- 家族(配偶者、21 歳未満未婚の子ども)は L-2 ビザ、または Blanket L-2 ビザを申請します。 ただし予定する滞在期間が短期間であれば、親族の訪問として B-2 ビザの申請も可能です。
- •配偶者や子どもはアメリカで就学することが可能です。
- 子どもが滞在中に 21 歳になった場合は、独立した合法的な滞在ステータスを取得する必要があります。例えば大学に通っている場合、21 歳になる前に F ビザの滞在ステータスに切り替える必要があります。
- 主たる申請者が帰任後も引き続き子どもがアメリカの教育を受けるためには、新たに F ビザを取得する必要があります。また親が子どもの家族として F-2 ビザを取得することはできません。
- 配偶者は就労することが可能です。

3. H-1Bビザ

(1) H-1B ビザとは

- H-1B ビザは特殊技能を要する職業(specialty occupation)に従事するためのビザです。 大学の専攻と業務に必要な知識の関連が強い、建築家、エンジニア、医師、会計士など が該当します。
- Specialty occupation means an occupation which requires theoretical and practical application of a body of highly specialized knowledge in fields of human endeavor including, but not limited to, architecture, engineering, mathematics, physical sciences, social sciences, medicine and health, education, business specialties, accounting, law, theology, and the arts, and which requires the attainment of a bachelor's degree or higher in a specific specialty, or its equivalent, as a minimum for entry into the occupation in the United States.⁵⁹
- 大学の専攻と業務に必要な知識の関連が強ければ、就労経験は必要ありません。また E ビザや L ビザのように日本の親会社との資本関係といった条件もありません。E ビザ、L ビザに比べ、企業、申請者いずれの申請条件が最もハードルの低いビザといえます。
- H-1B に必要な移民局のペティション申請には、年間 65,000 件という枠があります 60。そのうちアメリカが自由貿易協定を結んでいるチリとシンガポールの国籍の申請者に対して

⁵⁹ https://www.ecfr.gov/current/title-8/chapter-I/subchapter-B/part-214

⁶⁰ 9 FAM 402.10-7(B)a.(1) Applicants classified as H-1B nonimmigrants, excluding those participating in Department of Defense (DOD) research and development or co-production projects, may not exceed 65,000 in each fiscal year; plus 20,000 additional applicants classified as H-1B nonimmigrants who have earned a master's or higher degree from a public or nonprofit U.S. institution of higher education are exempted from

Overseas Assistance

6,800 件の枠が割り当てられているため、日本人を含むそれらの国籍以外の申請者に対する年間枠は58,200 件となります。ただしアメリカ国内にある教育機関で修士号以上の学位を取得した外国人に対しては、別に20,000 件の枠があります。また高等教育機関またはそれと関連する非営利団体、または非営利研究団体や政府の研究機関に雇用される場合は、上記枠とは関係なく申請ができます61。また過去6年以内にH-1Bを保有していた場合は、年間の枠に関係なくいつでも雇用主の変更および新規申請が可能です。

- 移民局でのペティション申請は4月1日に受付けが開始され、許可されるとその年の10月1日から働くことができます。10月1日以降にペティション申請が許可された場合は、 許可後すぐに就労することができます。
- H-1B のペティション申請が多い年は、年間の枠がすぐに埋まることがあります。以前は 4 月 1 日から 1 週間で受付けが締め切られ抽選が行われましたが、今は 3 月に事前登録を行い、抽選に当選してから 90 日以内に申請するようになりました。これにより登録料として 10 ドル払えば、申請書類を全て完成させたのに落選して申請ができなかった、ということ はなくなりました。
- ・抽選はまず別枠の 20,000 件から行われ、その枠に漏れた修士以上の申請を含め、 65,000 件の抽選を行います。
- 抽選にならない場合は枠が埋まり次第受付が停止されます。そのため H-1B を検討する 場合は枠の状況を把握する必要があります。

(2) H-1B ビザの申請条件

① 派遣先の条件

- E ビザ、L ビザのように日本の親会社との資本関係などの条件がありません。出資比率の少ないジョイントベンチャーや、資本関係のない提携先のアメリカ企業への赴任などの場合にも利用できるビザです。
- 派遣先に雇用され、給与も派遣先の企業から支払われなければなりません。また業務も雇用先で行うことが求められます。ビジネスパートナーのオフィスなど off-site で業務を行う場合は、実体のある雇用関係であるかどうかが厳しく審査されます。
- 申請者の業務は必ずしもアメリカの労働市場で採用できるスタッフでできないものである必要はありません。ただしアメリカの労働者の権利を侵害する物であってはなりません。そのため労働条件の審査(LCA: Labor Condition Application)というプロセスを経る必要があります。ここではそのポジションの平均的な給与以上(地域によって異なる)であること、同じポジションの他のスタッフと同等またはそれ以上の給与を払うこと、オフィスの2カ所以上にLCAを申請したという告知を出すこと、などが必要とされます。

the limitation each fiscal year.

⁶¹ 9 FAM 402.10-7(B)a.(1)(b) Applicants who are employed at (or have an offer of employment from) an institution of higher education, a related or affiliated nonprofit entity, or a nonprofit or governmental research organization are not to be counted against these ceilings.

② 申請者の条件

- H-1B で認められる業務は specialty occupation と呼ばれ、以下のように定義されています ⁶²。
 - ✓ The occupation requires:
 - ➤ Theoretical and practical application of a body of highly specialized knowledge; and
 - Attainment of a bachelor's or higher degree in the specific specialty (or its equivalent) as a minimum for entry into the occupation in the United States.
 - ✓ The position must also meet one of the following criteria to qualify as a specialty occupation:
 - ➤ Bachelor's or higher degree or its equivalent is normally the minimum entry requirement for the particular position
 - ➤ The degree requirement is common to the industry in parallel positions among similar organizations or, in the alternative, the job is so complex or unique that it can be performed only by an individual with a degree
 - > The employer normally requires a degree or its equivalent for the position
 - ➤ The nature of the specific duties is so specialized and complex that the knowledge required to perform the duties is usually associated with the attainment of a bachelor's or higher degree.
 - ✓ For you to qualify to perform services in a specialty occupation you must meet one of the following criteria:
 - Hold a U.S. bachelor's or higher degree required by the specialty occupation from an accredited college or university
 - ➤ Hold a foreign degree that is the equivalent to a U.S. bachelor's or higher degree required by the specialty occupation from an accredited college or university
 - ➤ Hold an unrestricted state license, registration, or certification that authorizes you to fully practice the specialty occupation and be immediately engaged in that specialty in the state of intended employment
- ✓ Have education, specialized training, and/or progressively responsible experience
 that is equivalent to the completion of a U.S. bachelor's or higher degree in the
 specialty occupation, and have recognition of expertise in the specialty through
 progressively responsible positions directly related to the specialty.
- 上述のように H-1B の申請が認められる specialty occupation とは、大学の学部レベルで得られる特殊な知識を用いる職種であることが求められます。そのためマーケテ

-

⁶² https://www.uscis.gov/working-in-the-united-states/h-1b-specialty-occupations

Overseas Assistance

イングスペシャリストは認められても、セールススタッフでは specialty occupation とは認められないことがあります。

- 大学以上の卒業資格、またはそれに準ずるものが必要になります。大学の卒業資格がない場合は3年間の就労経験を大学の1年とみなし、12年以上の経験がそれに準ずるとみなされます。(短大の場合は6年以上の経験。)また、専門学校を卒業している場合は2年間の就業経験としてカウントされることもあります。ただし国から認定されていなければならず、専門学校は通常学歴としては認められません。
- 大学は卒業資格だけでなく、専攻内容が業務内容と関連しなければなりません。ただしマーケティングスペシャリストであれば、商学部、経営学部などを卒業していなければならないというものではありません。実際取得した単位により判断されます。しかしながら経営関係の単位を 60 近く取得しなければビジネス相当とは判断されません。専攻内容が条件を満たすかは学歴査定を行う団体が成績証明書を審査します。
- 大学の専攻に業務との関連が認められなかった場合でも、3,4 年の実務経験があれば H-1B の可能性はあります。これは実務経験を double major の一つとしてカウントしてもらえるためです。
- 管理職も H-1B として認められますが、ビジネスオーナーや取締役は認められません。 (労働局の発行する OOH(The Occupational Outlook Handbook)で専門職として認 められていません。)ただし Minority のオーナーシップであれば可能性はあります。

(3) 追加書類の要求

- L ビザと同様移民局の追加書類の要求(RFE: Request for Evidence)が多く、数 10%を超えます。これは提出書類では不十分なため追加で書類を要求するものですが、異なる案件でも同じ要求であったり、提出済みの書類を再提出するように指示されていることもあります。
- 追加書類の要求が出ると作業量にもよりますが、移民法弁護士の書類作成に数週間、移民局での審査に特急審査制度(Premium Processing Service)を使っている場合でもさらに最長 15 日かかるため、1か月以上の期間と対応する移民法弁護士によっては数千ドルの追加料金が発生します。
- 追加書類の提出期限は最長で 120 日です。特急審査制度を使わなければ、書類提出後 最長 60 日で回答がでます。

(4) H-1B ビザの有効期間と滞在許可期間

- H-1B ビザの有効期間は 3 年です。また滞在期間が通算 6 年になるまでは更新することができます。ただし、国防省が関与する共同プロジェクトなどでは最長 10 年間、雇用ベースの永住権の申請をしている場合は 6 年を超えての延長が可能です。
- H-1B ビザは I-797 に書かれた就労開始日の 90 日前から申請できます。ただし就労開始 日の 10 日前までそのビザでの入国はできません ⁶³。そのため早くビザの発給を受けても

^{63「}大使館もしくは領事館は、I-797 に記載された雇用が開始される最大 90 日前より H、L、O、P、Q ビザの申請

Overseas Assistance

Annotation に"Not Valid Until September 21, 2012"のようにビザが有効になる期日が記載されます。10 月 1 日が就労開始日であれば 9 月 21 日からしかそのビザで入国できません。また就労開始日より前に就労を開始することはできず、それまでの滞在日数は H-1B ビザのステータスでの滞在日数にカウントされません。

- 失効日の翌日には出国しなければなりません。
- 永住権を申請する場合、労働局へ労働認定証(Labor Certification)を電子申請してから 365 日経過していれば1年毎、移民局から雇用ベースの移民申請(I-140申請)の許可が 下りていれば、3年毎の延長ができます。
- ・滞在許可期間の6年というのは実際にアメリカに滞在した期間です。そのため赴任期間中 24時間以上アメリカを離れた場合、その日数分滞在期間を延ばすことができ、それに準じてビザも発給されます。

(5) H-1B ビザの延長

- 移民局に対して H-1B ビザの延長のためのペティション申請ができるのは、I-797 の期限 の 180 日前からです。
- ペティション申請の書類を移民局に提出すると I-797 の期限を過ぎてもその結果が出るまで合法的に就労することができます。ただし最長 240 日間 ⁶⁴です。追加書類の要求が出ると就労はできなくなります。
- 申請が却下された場合アピールすることは可能ですが、アピールも却下されると初めに却下された日に遡って不法滞在としてカウントされます。アピール期間中は就労することはできません。
- I-797 が発給された後ビザ申請を行います。H-1B ビザは日本以外の大使館・領事館でも申請が可能です。
- 特定の条件を満たす場合郵送で申請することができます。その場合面接は免除されますが、審査結果によっては面接を求められることもあります。

(6) 雇用主の変更

• 移民局が Change of Employer の申請を正式に受領し、労働条件の審査(LCA: Labor Condition Application)をパスしていれば、ペティション申請が許可される前に就労を開始することができます。雇用主の変更後も同じビザを使うこともできますが ⁶⁵、Annotation に書かれた会社名と違うため入国審査でトラブルになることもあるので、ビザを取り直すことをお勧めします。

手続きを進めることができます。但し、連邦規定に基づきこれらのビザ保有者が渡米し入国審査を受けることができるのは、I-797 また I-129S に記載されている就業開始許可日の 10 日前からです。」 (https://ustraveldocs.com/jp/ja/work-visa/)

https://www.uscis.gov/i-9-central/form-i-9-resources/handbook-for-employers-m-274/70-evidence-of-employment-authorization-for-certain-categories/77-extensions-of-stay-for-other-nonimmigrant-categories
 9 FAM 402.10-11(A)a.After changing H-1B employers in accordance with USCIS procedures for making such a change, an H-1B visa holder may continue to use his or her original H-1B visa for entry into the United States.

(7) 家族のビザ

- 家族(配偶者、21 歳未満未婚の子ども)は H-4 ビザを申請します。 ただし予定する滞在期間が短期間であれば、親族の訪問として B-2 ビザの申請も可能です。
- •配偶者や子どもはアメリカで就学することが可能です 66。
- 子どもが滞在中に 21 歳になった場合は、独立した合法的な滞在ステータスを取得する必要があります。例えば大学に通っている場合、21 歳になる前に F ビザの滞在ステータスに切り替える必要があります。
- 主たる申請者の帰任後も引き続き子どもがアメリカの教育を受けるためには、新たに F ビザを取得する必要があります。また親が子どもの家族として F-2 ビザを取得することはできません。
- 家族はアメリカでの就労を認められていません。

4. 4 つの就労ビザのメリットとデメリット

• グリーンフィールドでは、E ビザ、Blanket L ビザ、L ビザ、H-1B ビザの順に就労ビザを検討 すべきと考えています。そのため 4 つの就労ビザを E ビザを中心に比較します。

(1) E ビザのメリット

E ビザは移民局へのペティション申請がないため、コスト面で大きなメリットがあります。通 常の L ビザ (Blanket ではない L ビザ)の場合、ペティション申請では 5,000 ドルを超える 弁護士費用の他に、ペティション申請料 460ドル、Fraud Prevention and Detection Fee⁶⁷ として 500 ドルがかかります 68。 さらに社員が 50 名以上でその 50%以上が H-1B や L-1 ビザの保持者の場合、連結歳出法費用(Pub. L. 114-113)として 4,500 ドルかかります。ま た通常プロセスの場合審査に数か月を要するため、15 日以内に回答を得るための特急審 査制度(Premium Processing Service)を使うとさらに 2,500ドル、そして日本でのビザ申請 に必要なコストがかかります。H-1B ではペティション申請では3,000~4,000ドルの弁護士 費用の他にペティション申請料 460ドル、Fraud Prevention and Detection Fee として 500 ドル、ACWIA (American Competitiveness and Workforce Improvement Act) Fee⁶⁹が 750 ドル(従業員数が25名を超える場合は1,500ドル)、社員が50名以上でその50%以上 が H-1B や L-1 ビザの保持者の場合連結歳出法費用として 4,000ドル、学歴査定料が約 200 ドル(専攻科目が条件を満たさず、職歴を学部の一部にカウントする場合は約 400 ド ル)がかかります。さらに追加書類が要求されれば移民法弁護士の追加作業に数千ドルを 支払うことになります。(H-1B でポジションの専門性を問われた場合、別途大学教授から の認定レター(Opinion Letter)に一通に 445 ドル。通常移民局は 2 通以上を要求しま

⁶⁶ https://ustraveldocs.com/jp/ja/work-visa/

⁶⁷ https://www.ustraveldocs.com/jp/ja/work-visa/

⁶⁸ 更新時は必要ありません。(Blanket L ビザの場合は更新の度に支払が必要)

⁶⁹ American Competitiveness and Workforce Improvement Act: アメリカ市民、永住権保持者、職業訓練と低所得者向けの奨学金、そして、数学・工学・科学など、アメリカを豊かにするとされる学科を学ぶ就労者の奨学金にあてられる。

Overseas Assistance

- す。)延長の度にこのペティション申請が必要となります ⁷⁰。一方 E ビザは自社で申請することも可能です。この場合申請にかかるコストは 315 ドルのみです。
- L-1B はその会社固有の深い知識が求められます。業務歴が長くても職種によってはビザ申請が困難なことがあります。一方 E ビザのスタッフに求められるのはスキルであるため、ある程度の業務歴があれば通常職種に関わらず申請が可能です。また専門性の高い知識を持つエンジニアであっても、1 年以上の在籍期間を必要とするため、申請できないことがあります。条件を満たしていても、保有する知識がなぜ specialized knowledge とみなすことができるかをかなり詳しく説明する必要があります。
- マネージャーに関しても L ビザの移民局でのペティション申請に比べれば、E ビザの審査のハードルは低いと言えます。具体的なマネジメントの内容やその割合など、詳細な説明が求められます。また L-1A ビザでは、部下のマネジメントが重視されます。少なくとも複数名の大卒の社員が部下にいることが必要と言われます。部下以外をマネジメントの対象として申請が認められることもありますが、組織の小さな会社では L-1A での申請が認められないことは珍しくありません。
- E ビザは雇用直後に申請することが可能であるのに対し、L ビザは直近 3 年間に 1 年以上アメリカ外の関連会社または支店に勤務することが求められます。アメリカ現地法人で必要とする人材を中途採用しすぐにアメリカに派遣する場合やアメリカ現地法人で直接雇用するケースでは、L ビザを使うことはできません。
- ペティション申請が必要ないため、申請準備に要する時間が短くなります。現地法人を E ビザカンパニーとして登録する新規申請の場合でも追加書類の要求が出るケースを考えると、L ビザ、H-1B ビザの方が必ずしも早いわけではありません。ペティション申請は移民法弁護士による申請準備に約 6 週間、特急審査制度を使って審査に 2 週間、移民局から移民法弁護士の事務所まで約 1 週間かかります。ビザ申請の準備はペティション申請と並行して進めることにより、ビザ受領までは約 2 か月半かかります。追加書類が要求されれば書類作成に 1 か月、審査に最長 15 日さらにかかります。一方 E ビザは弊社の場合ご依頼からビザ受領まで新規申請以外の E ビザの場合、NORMAL サービスのご利用で約 7 週間、FAST サービスをご利用いただければ 5 週間です。
- E ビザ(TDY は除く)の有効期間は通常 5 年であるのに対して L ビザも 5 年ですが、I-797 (Blanket L ビザの場合は I-1298)を延長しなければ 5 年間使い続けられるわけではありません。一方 H-1B ビザは 1 回目、2 回目とも 3 年です。また E ビザは何度でも更新できるのに対して、L-1A は 7 年、L-1B は 5 年、H-1B は 6 年までしか延長できません。その期間が満了しさらに L ビザ、H-1B ビザを取得する場合は、1 年以上アメリカ国外に滞在しなければなりません。

⁷⁰ 米国に滞在中に延長の手続きをする場合は、特急審査制度を使う必要がない場合があります。また、Fraud Prevention and Detection Fee は更新の際は不要です。

Overseas Assistance

- E ビザは L ビザのように関係会社(または支店)が日本になくてもかまいません。また H-1B とは異なりビジネスオーナーも申請することが可能です。日本に会社を作らずアメリカで自らビジネスを立ち上げるような場合は、E ビザを利用することになります。
- H-1B ビザのような発給枠がありません。
- EB-3 など取得に時間がかかる永住権を取得する場合も、継続的に米国での就労を続けることができます。

(2) E ビザのデメリット

- 親会社・オーナーと申請者の国籍、親会社、派遣先企業の資本比率や日米間の貿易額、 アメリカへの投資額といった E ビザカンパニー特有の基準を満たすことが求められ、L ビザ、 H-1B ビザよりも制約があります。
- 新規申請での提出書類には会社設立証明書や定款、資本金の送付記録など、設立時の書類の提出が必要となります。現地法人の設立から長い期間が経過している場合必要書類が見つからず、収集に 1 か月近くかかることもあります。また面接の前に申請書類の事前審査があり、審査期間は約 2 か月ですが、規模の小さな会社などケースによってはそれ以上かかることもあります。そのため新規申請に関していえば、L ビザや H-1B ビザよりも申請から取得まで時間がかかることがあります。ただし派遣先が初めてペティション申請を行う場合は、E ビザ新規申請と同じような書類を揃える必要があります。また、移民局でのペティション申請は追加書類の要求があればその対応に 1 か月以上かかることもありますので、新規申請であっても E ビザのデメリットが必ずしも大きいとはいえません。
- 5 年以上 E ビザの申請がないか E ビザを保有する社員が現地法人で就労していない場合は、原則として E ビザ登録が抹消されます。特に駐在員が少なく E ビザを継続して申請できない会社は E ビザ登録を維持することが難しいことがあります。
- E ビザ登録されていても、その資格を引き続き保有しているか、ビザ申請の都度、審査が 行われます。その結果、E ビザの資格を満たしていないと判断されれば、E ビザ登録が抹 消される可能性もあります。E ビザ登録が抹消された場合は再度 E ビザの新規申請をしな ければなりません。
- E ビザは入国時にもらえる滞在許可が 2 年間であるため、2 年以上継続してアメリカに滞在する場合は移民局に対し滞在許可の延長申請が必要となります。それ以外の方法としては、アメリカ国外に出国し、再入国をすることにより新たに 2 年間の滞在許可が与えられます。ただしカナダ、メキシコ、カリブ海諸国では滞在許可が延長されないこともあります。
- E ビザは滞在期限とビザの有効期限が異なることが多いため、不法滞在にならないように 注意が必要です。主たる申請者は日本などへの出張の度に滞在期限が延長されますが、 家族は長期間アメリカを出国しないことがあるため、不法滞在であることに気付かないこと があります。
- ビザの更新は世界中どこの米国在外公館でもできることになっていますが、E ビザは日本の大使館・総領事館に E ビザ登録がされているため、国によっては申請が可能な国籍が

Overseas Assistance

制限されています。また申請ができても日本の大使館・総領事館とのやり取りが発生する ため、ビザの発給まで時間がかかる場合があります。そのため、日本に帰国して手続きを することが推奨されています。

(3) Lビザのメリット

- •派遣先企業の資本の条件に"日本の"という項目が含まれません。そのため企業の国籍にかかわらず申請が可能です。特にベンチャーの場合、創業メンバーは日本人だけでも、ファンドなどの資本が入ることで日本国籍の条件を満たさないことがあります。また日本法人がアメリカ企業の子会社である場合など、日米の親子関係がどちらでもかまいません。
- E ビザカンパニーのように日米間の貿易やアメリカでの投資が条件に含まれません。
- 現地法人が設立から 1 年以内の場合、会社に実体があり、また会社の成長が見込める事業計画があれば、比較的容易にビザ申請ができます。ただし就労が認められる期間は 1 年間です。
- ビザ取得直後の入国時に与えられる滞在期間は E ビザの 2 年間に対して、最長 3 年間 (I-797 の有効期限まで)です。
- 更新手続きがカナダ、メキシコでなど、日本以外の在外公館でもできます。

(4) Blanket Lビザのメリット

- ・L ビザのメリットに加え Blanket L ビザはペティション申請の必要がないため、E ビザと同じ くらいでのコストと時間でビザ申請をすることが可能です。
- Blanket リストに記載されている企業、またはその支店であれば、ビザを切り替えることなく 異動し、就労することができます。ただし業務内容が大きく変わる場合は移民局への修正 申請が必要です。
- Blanket リストに記載されている企業であれば、兼務が可能です。
- 移民局のペティション申請があるLビザに比べれば、審査のハードルが低いと言えます。

(5) L ビザのデメリット

- 更新時も含め申請には必ずペティション申請が必要となるため、E ビザに比べコストと時間がかかります。
- 新しく会社を設立した場合 1 年有効な L ビザは比較的容易に取得できますが、1 年後に 実際にビジネスが成長したかどうか移民局で厳しくチェックを受けます。成長が認められず 延長申請が却下された場合、申請者は滞在のステータスを失うことになります。
- 会社設立直後に 1 人だけ L-1B の社員を赴任させるとマネジメント業務への関与が不可 欠になり、スペシャリストしての業務ができないとみなされる可能性があります。一方 E ビザ はスタッフではそこまで審査の論点となることはありません。
- E ビザの有効期間が 5 年間、更新の回数が無制限であるのに対して、L-1A のビザは 5 年ですが I-797 は初回 3 年(会社が設立 1 年以内の場合は 1 年)、延長で 2 年の実質的な有効期限は限定されます。また延長しても L-1A は累積 7 年、L-1B は累積 5 年働いた

Overseas Assistance

後は1年間アメリカを離れる必要があります。EB-3のように取得に時間がかかる永住権では、取得まで米国での就労を継続できない可能性があります。

(6) Blanket Lビザのデメリット

- L ビザのデメリットに加え関連会社の数や従業員数など、Blanket の資格を満たすのは規模の大きい企業に限られます。
- specialized knowledge professional であることが求められるため、営業やバックオフィスのポジションなど、業務内容として L ビザでは認められても Blanket L-1B では認められない可能性があります。ただし条件を満たせば、L ビザの移民局でのペティション申請に比べハードルは低いと言えます。
- Petitioner の希望が大きくても、設立から1年経つまで使うことができません。

(7) H-1B ビザのメリット

- E ビザのように赴任先企業に国籍の条件がなく、また L ビザのように日本の親会社と赴任 先の企業の間の資本に関する制限がないため、資本関係のないアメリカの提携先での就 労も可能です。
- 大卒以上で大学での専攻と現地法人での業務内容に関連性があれば、E ビザ、L ビザの ように職歴は問われません。大学卒業直後でも取得できます。また大学の専攻と業務内容 がマッチしていなくても、3,4 年の実務経験があれば取得可能です。その場合の業務経 験も E ビザの essential skill、Blanket L ビザの specialized knowledge professional、L ビザ の specialized knowledge に比べ、申請条件は最も低いといえます。
- EB-3 など取得に時間がかかる永住権を取得する場合も、継続的に米国での就労を続けることができます。

(8) H-1B ビザのデメリット

- 1 年間に発行されるビザの H-1B の数に上限があります。H-1B の枠が埋まる早さはアメリカの経済状況に連動しており、申請できるかどうかが外的要因に影響を受けるビザと言えます。
- 就労開始日に関して制約を受けます。ペティション申請が通っても就労開始はその年の 10 月 1 日を待たなければなりません。すぐに働くことができるのは、10 月 1 日以降にペティション申請が通った場合です。4 月に枠がなくなった年は、ペティションの申請受付が翌年 4 月、就労開始が翌年 10 月と、1 年以上待たなければ働くことができません。
- ・ 労働条件申請 (労働局)、アメリカの高等教育機関から得た学位以外は学歴の査定(査定会社)が必要であり、L ビザ以上にコストがかかることがあります。
- 雇用主側としては労働条件申請の条件として、同等の経験や素質・技能を持っているその 他の従業員よりも高い給与を支払わなければなりません。
- E ビザの有効期間が 5 年間、更新の回数が無制限であるのに対して、H-1B は初め 3 年、 更新は 1 回で通算滞在期間が 6 年までです。その期間が満了しさらに H-1B ビザを取得 する場合 1 年以上アメリカ以外に滞在しなければ再申請することができません。

Overseas Assistance

- H-1B の転職のしやすさは申請者にとってはメリットですが、雇用する側にとってはデメリットといえます。
- E ビザの essential skill、Blanket L ビザの specialized knowledge professional、L ビザの specialized knowledge に比べ申請条件は最も低いといえますが、他方で高等教育のウェイトが高いため、高卒の場合は実務経験が長くても審査が厳しいという傾向があります。

	D.V.IR	1 1 2 1 N (D1 1 1 1 2 1 N)	11 15 18 18
	Eビザ ^	Lビザ(Blanket Lビザ)	H-1B ビザ
親会社と現地法 人の資本関係	○ (50%以上の株式の保有と、実 質的な支配権が必要)	△ (実質的な支配権が必要)	○ (資本関係不要)
申請者の条件(スタッフ)	igtriangle (essential skill)	\triangle (specialized knowledge (professional))	○ (大学の専攻と関係のある 業務、または大学卒業に 相当する業務経験)
発給枠	○ (なし)	○ (なし)	× (日本人が利用できる枠は 年間 58,200)
申請コスト	○ (ペティション不要)	×:Lビザ ○:Blanket Lビザ (ペティション不要)	×
申請スピード	○ (ペティション不要、新規申請 以外)	×:Lビザ ○:Blanket Lビザ (ペティション不要)	×
ビザ有効期間	〇 (5 年)	△ (5年。ただし入国には有効なI- 797 が必要)	× (初回·延長:3 年)
ビザ更新	○ (無制限)	× (L-1A:通算7年まで、L-1B:通 算5年まで。その後は1年間を 空ける。)	× (通算 6 年まで。その後は 1 年間を空ける。ただし雇 用ベースの永住権を申請 中であれば 6 年を超えて の延長が可能。)
中途採用者	○ (在籍期間不要)	× (過去3年のうち1年間の在籍 期間が必要)	0
会社と申請者の 国籍	△ (同じ。日本企業の場合日本 人)	○ (国籍不問)	○ (国籍不問)
登録	△ (5 年以上申請がないか、1 年以上 E ビザ保有者がいな いと抹消)	○ (不要)	○ (不要)
ビザ申請・ 更新場所	△ (原則日本のみ)	○ (カナダ・メキシコ可)	○ (カナダ・メキシコ可)
滞在期限の管理	△ (2年。家族は特に注意。)	△ (ビザ記載の PED の期間と同 じ)	○ (ビザ有効期間と同じ)
現地法人間での 異動	× (要ビザの取り直し)	L-1:×(要ビザの取り直し) Blanket L-1:○(ビザの取り直 し、移民局への修正申請不要。)	△ (要ビザの取り直し。ただし 雇用主はスムーズに変更 できる)
グループ会社が 日本にない	〇 (可能)	× (グループ企業間の異動のみ)	〇 (可能)
移民局と労働局 の監査	○ (ない)	△ (ある)	△ (ある)

V. 就学に必要なビザ

1. Fビザ

(1) Fビザとは

- F ビザはアメリカの大学・高校・語学学校などで学ぶためのビザです。(専門学校などの非学術機関で学ぶ場合は M ビザが必要になります。)
- F ビザを申請するにはその学校が Student and Exchange Visitor Program(SEVP)で認可を 受けている必要があります。
- 公立の中学校と高校(grades 9-12)で就学するための F ビザは制限されていますが禁止されているわけではありません。ただし在学期間は最長 12 か月であり、学費等を支払う必要があります 71。
- 主たる申請者には F-1 ビザ、 家族には F-2 ビザが発給されます。
- 語学、一般教養教育(liberal arts)、美術、その他非職業教育(non-vocational)の場合、Fビザが必要なのは、教室における授業が主であれば授業数が週 18 時間以上、研究室での作業(laboratory work)が主な場合は週 22 時間以上です ⁷²。それ未満の場合は観光扱いとなり、Fビザは不要です。

(2) 申請手続き

- F ビザを申請するには学校から発給される I-20 が必要となります。配偶者、21 歳以下の子どもも帯同する場合は、それぞれにも I-20 が必要です。授業開始日までの期間が 1 か月を切っている場合は、先に面接を受けることはできますが、I-20 を提出しなければビザは発給されません。
- 領事は、SEVIS(Student and Exchange Visitors Information System)上で、以下の登録情報を確認してからビザの発給を行います。
 - SEVIS 費用が支払い済みであること。
 - SEVIS 登録状況が initial か active になっていること。
 - SEVIS 登録上の授業開始日前に申請者が米国へ入国することが現実的に可能であること。(新規申請時のみ。)

⁷¹ 9 FAM 402.5-5(K)(2) Secondary School: a. INA 214(m) restricts, but does not prohibit, the issuance of F-1 visas to students seeking to attend public high schools. Secondary school is deemed to be grades 9-12. As of November 30, 1996, two new additional criteria were imposed on intending F-1 students at public high schools:

⁽¹⁾ They cannot attend such school for more than 12 months; and (2) They must repay the school system for the full, unsubsidized, per capita cost of providing the education to him or her.

⁷² 9 FAM 402.5-5(I)(1)a.(4) Study in any other language, liberal arts, fine arts, or other non-vocational training program, certified by a DSO to consist of at least eighteen clock hours of attendance a week if the dominant part of the course of study consists of classroom instruction, or to consist of at least twenty-two clock hours a week if the dominant part of the course of study consists of laboratory work.

Overseas Assistance

• F ビザは I-20 に記載されているプログラム開始日前の 365 日以内であれば、発給されま す 73。

(3) 出入国

- F ビザは I-20 に書かれている授業開始日の 30 日以前に入国することはできません ⁶⁶。 (I-20 を更新した場合は適用されません。)
- F ビザで入国するとパスポートに滞在期限として D/S と書かれます。これは Duration of Status の略で、I-20 が有効であれば滞在許可も有効になります。当初の I-20 の有効期限 が 1 年でも、その後 1 年延長されれば、滞在許可もそれに伴い 1 年延長されることになります。
- F ビザでアメリカに入国した場合は、インターナショナルオフィスなどで、速やかに SEVIS (Student and Exchange Visitors Information System) への登録を行います。またアメリカから出国する場合は、インターナショナルオフィスで I-20 に裏書(半年ごと。できれば必要に応じて毎学期。)をしてもらいます。
- 授業(または実務研修)終了日から 60 日間 ⁷⁴まではアメリカに滞在することができます。この期間を Grace Period と呼びます。
- Grace Period の間に H-1B ビザのペティション申請を行い許可された場合、移民局に Cap-Gap を申請することにより Grace Period が延長されます。ただし10月1日まで働くことはできません。
- Cap-Gap の手続きには以下の2つの方法があります。
 - Automatic Cap-Gap Extension: Cap-Gap 申請時の移民局からの受領書、または認可書を提出できる場合は9月30日まで延長。
 - Preliminary Cap-Gap Extension: Cap-Gap 申請時の移民局からの受領書、または認可書の提出ができない場合は6月1日まで延長。

(4) 転校

- ・日本人の場合、語学学校などの1か月のプログラムでも5年間のビザが発給されます。例えば語学を勉強するサマースクールから大学に入学する場合、大学のI-20がなくても語学学校のI-20で5年間のビザが通常発給されます。このような場合、後日大学のI-20が取得できれば、5か月以上アメリカを離れない限り、大学の期間も語学学校のビザが有効になります。ただし5か月以上離れた場合、I-20は再取得が必要です75。
- 転校先の次のプログラムが始まる前に同じ SEVIS 番号の I-20 を発給されれば、ビザ面と I-20 に記載される SEVIS 番号の違いから生じる入国の際のトラブルが少なくなります。 た

⁷³ https://ustraveldocs.com/jp/ja/general-information/#faqs(「学生ビザは」で検索)

⁷⁴ "grace period"と呼ばれる帰国猶予期間。旅行をすることもできる。ただし米国を出国すると再入国が認められない可能性がある。

[&]quot;However, if a student has been out of the United States for more than five consecutive months (and not on study abroad), they will need to obtain a new Form I-20, "Certificate of Eligibility for Nonimmigrant Student Status," and pay the I-901 SEVIS Fee again." (https://studyinthestates.dhs.gov/2017/01/questions-dsos-do-students-returning-temporary-absences-need-new-visas)

Overseas Assistance

だし番号が違ってもブリッジングの手続きをすれば、それぞれの番号が紐づけられることになります。

(5) 就労

- ① キャンパス内での就労
 - F ビザを保有するフルタイムの学生は学校が認める範囲でキャンパス内での週 20 時間以内(休暇中は週 40 時間のフルタイムも可)の就労が認められています。またそのカリキュラムに関連した施設や大学院で契約に基づいて行われる研究プロジェクトなどでは、キャンパス外でも就労が認められます。
 - 一般的に認められるのは図書館や書店、カフェテリアなど、学生に対する直接的なサービスに関わる就労です。キャンパス内であっても建設現場での作業などは該当しません。
 - 次の学期も同じ学校に通う場合はプログラム終了後も引き続き働くことができます。 ただし Grace Period 中は働くことができません。
 - 学生のキャンパス内での就労は就労許可証 (EAD: Employment Authorization Document)を必要としません。ただし就労を開始するためには、インターナショナルオフィスの DSO(Designated School Official)から許可を受け、I-20 に許可の記載をもらいます。
- ② キャンパス外での就労(CPT: Curricular Practical Training)
 - 主に在学中のインターンシップなど就労内容がカリキュラムに関連しており、なおかつ そのカリキュラムが就労経験を要求したり、選択科目として就労経験で単位を取得し たりする場合に限られます。
 - CPT で就労するには最低 1 学年度分(通常 9 か月)のフルタイムのカリキュラムを修 了していることが必要です。(大学によっては 1 年としているところもあります。)ただし 大学院生ですぐに就労を必要とするプログラムに参加する場合は除外されます。ESL に参加する学生や交換留学生は該当しません。
 - 働くことができる時間に上限はありません。ただし許可は期ごとに必要です。
 - 合計 1 年以上フルタイムで CPT で就労すると、OPT (Optional Practical Training) ができなくなります。ただし 1 年に満たない場合は OPT には影響を与えません。またパートタイムの CPT も OPT には影響を与えません ⁷⁶。
- ③ キャンパス外での就労(OPT: Optional Practical Training)
 - 短大、大学、大学院など、学位を取得する度に 1 年間の就労許可が与えられます。 ただし語学学校の生徒に OPT は与えられません。
 - Science、Technology、Engineering、Mathematics を専攻する学生の OPT の期間は

⁷⁶ "If you have 12 months or more of full-time CPT, you are ineligible for OPT, but part-time CPT is fine and will not stop you from doing OPT." (https://www.ice.gov/sevis/practical-training)

Overseas Assistance

最長 36 か月です ⁷⁷。具体的には、Physics, Actuarial Science, Chemistry, Mathematics, Statistics, Computer Science, Psychology, Biochemistry, Robotics, Computer Engineering, Electrical Engineering, Electronic, Mechanical Engineering, Industrial Engineering, Civil Engineering, Aerospace Engineering, Chemical Engineering, Astrophysics, Astronomy, Optics, Nanotechnology, Nuclear Physics, Mathematical Biology, Operations Research, Neurobiology, Biomechanics, Bioinformatics, Acoustical Engineering, Geographic Information Systems, and Atmospheric Sciences。ただし、専攻が該当するかどうかは CIP コード (すべてのプログラムに対して Department of Education が割り振ったコード)を確認する必要があります。

- 単位取得前でも就労内容が専攻に関連している場合、週 20 時間以内のパートタイムであれば OPT で就労することも可能です 78。この場合 1 年以上の就学が求められます。在学中の総就労時間の半分は卒業後に得られる 1 年間の OPT 就労許可期間から差し引かれます。
- カリキュラムと関連がない就労も認められますが、専攻との関連は必要です。また、インターンなどカリキュラム上必要な就労であっても 9 か月以上就学していなければ申請できません。
- 12 か月の OPT の期間中、非雇用期間が 90 日を超えてはいけません。OPT 期間が 29 か月の場合は 120 日を超えてはいけません。
- 学期中は週 20 時間以内、休暇中・学位取得後は週 40 時間のフルタイムでの就労 が認められています。
- 卒業後に OPT を利用する場合はプログラムが終了前の 90 日から終了後 60 日の間に、移民局に対して I-765 を申請します。移民局の申請の前に指導教官からの推薦状や SEVIS への入力などいくつかの事務手続きがあります。これら手続きは学校ごとに独自に定められています。締め切り間際の申請書の提出は移民局での受領の遅れにより申請が却下されることもあるので注意が必要です。就労許可証(EAD)の移民局への申請費用は 380 ドルです。
- OPT の期間中に H-1B ビザのペティション申請を行い、H-1B ビザでの就労が開始

⁷⁷ 9 FAM 402.5–5(N)(6)b. Effective May 10, 2016, an F-1 student with a bachelor's or higher degree in a DHS– approved STEM field who is already in a period of approved post–completion OPT may apply to USCIS to extend that period by 24 months, for a maximum of 36 months.

⁷⁸ 9 FAM 402.5–5(N)(5)a. An F-1 student may apply for optional practical training (OPT) in a job related to his or her major area of study. OPT may be authorized pre– and post–completion and on a full–time or part–time basis. During school vacations, either part–time or full–time OPT is permissible. When school is in session, OPT may not exceed 20 hours per week. An F-1 student may request post–completion OPT after completion of all course requirements not including thesis or equivalent, or after completion of all requirements for graduation. Post–completion OPT must be full–time. Such training must be completed within 12 months, although certain F-1 students may be eligible for an extension of post–completion OPT based on their major field of study or a pending change of status to H-1B.

Overseas Assistance

される 10 月 1 日までに OPT の期限が満了しギャップ (Cap-Gap)が発生する場合、手続きを行うと OPT の期間は 10 月 1 日まで延長されます。Cap-Gap 申請は OPT を発行したインターナショナルオフィスの DSO(Designated School Official)が行います。 ペティション申請が却下、取り下げ、抽選漏れになった場合は、その通知が来た日から Grace Period に入ります 79 。

- ④ キャンパス外での就労(Severe Economic Hardship/Necessity)
 - 入学当時には卒業までの資金があったにもかかわらず、学生のコントロールが及ばない予期せぬ経済状況の変化により経済的困窮に陥った場合、学校と移民局の許可を得れば、キャンパス外での就労が可能です。手続きに関してはインターナショナルオフィスの DSO(Designated School Official)にご相談下さい。

VI. 研修に必要なビザ

1. H-3ビザ

(1) 概要

- H-3 ビザによる研修は主にレクチャー形式であり、OJT を実施する場合は研修の中で付 帯的なものでなければなりません。そのため日本企業が若手社員に対して行ういわゆる海 外業務研修には通常適しません。
- H-3 ビザでの研修で認められる期間は最長2年です。以下の条件が求められます。
 - 日本ではできない研修内容であること。
 - 帰国後は習得した技能を日本で活かせること。
 - アメリカ人労働者の雇用を脅かさないこと(アメリカ国籍またはアメリカ居住者が常時雇用されるポジションに就かないこと)。
 - −時的かつトレーニングに不可欠な場合を除き、生産的な活動を行わないこと。
- H-3 ビザもまず移民局に対してペティション申請を行い、日本の大使館・領事館でビザ申 請を行います。
- H-3 ビザで 24 か月アメリカに滞在した場合、種別に関わらずビザを取得するためにはアメリカ国外に 6 か月以上滞在しなければなりません。

(2) 家族のビザ

- 家族(配偶者、21 歳未満未婚の子ども)は H-4 ビザを申請します。ただし予定する滞在期間が短期間であれば、親族の訪問として B-2 ビザの申請も可能です。
- ・配偶者や子どもはアメリカで就学することが可能です 80。

https://www.uscis.gov/working-in-the-united-states/temporary-workers/h-1b-specialty-occupations/extension-of-post-completion-optional-practical-training-opt-and-f-1-status-for-eligible-students

 $^{^{80}}$ https://ustraveldocs.com/jp/ja/work-visa/

Overseas Assistance

- 子どもが滞在中に 21 歳になった場合は独立した合法的な滞在ステータスを取得する必要があります。例えば大学に通っている場合、21 歳になる前に F ビザに切り替える必要があります。
- 主たる申請者の帰任後も引き続き子どもがアメリカの教育を受けるためには、新たに F ビザを取得する必要があります。また親が子どもの家族として F-2 ビザを取得することはできません。
- 家族はアメリカでの就労を認められていません。

2. Bビザ 81

- H-3 ビザの研修内容であり、なおかつアメリカ国外の企業に雇用され、給与・報酬がアメリカ を源泉としない場合 B ビザでの研修が認められます(B-1 in lieu of H)。ただし一時的な滞 在のための付随的な費用に対する手当は認められています。
- アメリカに入国時に与えられる滞在期限は、B ビザの場合通常 6 か月です。それ以上連続して滞在する場合は、一度出国し再入国するか、移民局への滞在許可の延長申請が必要となります。また、延長が認められる期間は通常 6 か月であるため、アメリカに連続 12 か月以上滞在したままの研修は困難です。(一度出国すれば入国時に再度 6 か月の滞在許可が与えられます。)
- H-3 ビザと異なり、移民局に対するペティション申請は必要ありません。

3. Jビザ

(1) Jビザとは

- J ビザはアメリカの文化、科学、学術、技術等をアメリカ外に広めることを目的としたビザであり、アメリカで得たものを自分の国に持ち帰って活かすことが求められます。そのため研修プログラムのことを Exchange Program、研修生を Exchange Visitor と呼びます。また J ビザのカテゴリーには学術研究から医学研修、オーペア、キャンプカウンセラー、公務訪問、学術交流、企業実務訓練、学生交換訪問、ボランティア活動参加まで、幅広くあります。日本企業の社員が活用するケースとしてはアメリカ現地法人での業務研修や、研究者が大学や研究所で研究するためなどがあります。
- J ビザのプログラムの期間はそのカテゴリーによって異なります。例えば研究職の多くが属する Research Scholar は、Federally Funded National Research、Development Center、U.S. Federal Laboratory が直接のスポンサーでない限り最長 5 年、Professor も 5 年、また業務研修を行う Trainee は最長 18 か月(ただし Hotel/Hospitality and Tourism Industry は 12 か月)、研修生が大学卒業 12 か月以内の Internship の場合は最長 12 か月です。

^{81 9} FAM 402.2-5(F)(4) H-3 Trainees

Overseas Assistance

- J ビザはまず DS-2019 という研修許可証を入手してからビザの申請をします。大企業や大学、病院などが研修先の場合、研修先がスポンサー団体として国務省から認可を受けていることがあります。その場合はその研修先が DS-2019 を発行します。一方米国子会社で研修する場合などは通常アンブレラスポンサーと呼ばれるスポンサー団体が研修プログラムを審査し、DS-2019 を発行します。スポンサー団体は Trainee のカテゴリーだけでも 91 団体 82あります。
- J ビザは OJT が認められているため、実務経験を積ませることができます。E ビザや L ビ ザのように十分な就労経験は問われないため、若い社員をアメリカに派遣する際に就労ビ ザの代わりに取得するケースは少なくありません。そのため研修内容が本当にアメリカでの OJT が不可欠なものなのか、研修ではなく実質的には就労ではないかが厳しく審査されます。

(2) Jビザの一般的な申請条件

- 研究目的の研修の場合、大学等の公の機関の発行する DS-2019 であればまずビザ申請も問題はありません。一方業務研修などアンブレラスポンサーを必要とする場合、DS-2019 を取得するための審査の基準はアンブレラスポンサーによって異なります。
- DS-2019 が入手できればビザはいつでも申請できます。また新学期が始まる前など面接 予約が取りにくい時期は、DS-2019 入手前に面接予約を受けることが認められます。ただ しDS-2019 の原本が入手できるまでビザは発給されません。

(3) 業務研修の J ビザの申請条件

- 研修の受け入れ先が以下の業種の場合、研修が認められない可能性があります。
 - Health Professions and related Clinical Sciences
 - Schools: pre-schools, daycare/childcare centers, primary or secondary schools
 - Fast Food restaurants, cafeterias, gas stations, convenience stores, and truck stops
 - Theme park operations
 - Counter service positions. e.g. coffee shops, cafeterias, retail shops, and similar
 - Staffing/Recruitment agencies
 - Fashion Merchandising position in retail shops
 - Beauty supply & Wig stores, Hair & Nail Salons, Pet Salons and similar
 - Kiosks in malls, airports, or in other public areas
 - Religious institutions (Churches, Mosques, Synagogues, Temples)
 - Establishments where the primary business activity is alcohol or tobacco retail sales
 - Placements associated with Firearms
 - Companies whose primary business activity is in the sale of intimate apparel or other adult oriented products or services

⁸² https://jlvisa.state.gov/participants/how-to-apply/sponsor-search/

Overseas Assistance

- OJT を行う上でコピーやデータ入力などのサポート業務を研修生に割り当てる場合は、全体の 20%を越えてはいけません 83。
- 研修の受け入れ先には資本関係などの条件は特にありません。
- 小さな組織に複数名の研修生の受け入れは、研修生のサポートが十分にできないと判断 される可能性があります。研修受け入れ先の人数は 5 人以上で、部門の正社員と研修生 の人数の比は 5 対 1 以上が望ましいと言われています。また社員も 3 人以上がアメリカ人、 英語による研修が行える環境であることなどを条件とするアンブレラスポンサーもあります。
- 研修の受け入れ先は労災補償保険(Worker's Compensation)に加入していることが求められます。ただし州によっては加入が免除されていることがあり、その場合は不要です。またアンブレラスポンサーによっては、申請者も労災補償保険に入ることが求められます。
- 高卒以上で研修内容に関連する業務経験が 5 年以上あることが求められます。大卒以上で、大学での専攻内容と研修内容がマッチしている場合、必要とされる研修内容に関連する業務経験は 1 年となります。大学の専攻内容は学部名ではなく取得した単位など、実質的にその領域の高等教育を受けたことがあるかが問題となり、その判断はアンブレラスポンサーが行います。ただしアメリカ以外の大学に限られ、アメリカの大学しか卒業資格がない場合はアメリカ国外での研修内容に関連する 5 年間の業務経験が必要となります。
- アメリカ以外の全日制の専門学校、短期大学、大学、大学院に在学中で最低 1 年以上在籍しているか、または卒業から 1 年内の場合、大学の専攻内容と研修内容が関連していれば Internship を利用して業務研修を行うことになります。
- 業務経験が豊富な場合、業務研修は不要と判断されることもあります。研修内容にもよりますが 40 歳までであれば申請は認められています。
- 英語力も大きなポイントとなります。アンブレラスポンサーの示す基準が TOEIC700 点以上、というところもあります。以前は語学学校の先生の評価や、研修先のスーパーバイザーの評価で代替可能な場合もあり、審査上はそれほど高い英語力を条件としていませんでした。英語でのインタビューを実施しているアンブレラスポンサーもありますが基本的なコミュニケーション能力のチェックだけのところが多かったようです。しかしながら最近は英語力、特に電話インタビューでコミュニケーション能力が不足によりスポンサー団体の審査を通らないことがあります。
- 研修生のサラリーは月2,000ドル以上でなければなりません。上限はありません。
- (4) 業務研修のプログラム

_

⁸³ "Further, sponsors must not place trainees in positions that require more than 20 percent clerical or office support work." (jlvisa.state.gov/programs/trainee/)

Intrax では以下のように説明しています。「『研修の主目的が参加者の技術を実用形式で磨くことと、アメリカ独特の技術や仕事方法を学ばせることであること』であるという観点から、研修内容が新しい技術を磨くトレーニングなのか、それとも何も学ばないただの仕事経験なのかを見分けるために作られたものとなります。イントラックスでは、上記を鑑み、研修に参加される方には研修を通して新しいもの学ぶということが読み取れるトレーニングプランであるかどうかを主眼に置いて審査を行っております。このため、一労働力として見なされるようなトレーニング内容である場合は修正をお願いする場合がございます。」

Overseas Assistance

- ライセンスを受けたソフトウェアについて開発元の米国企業で研修を行うケースや、法務部の社員を米国の法律事務所で研修を行うケースであれば、比較的 OJT を含む研修の必要性も審査を行う領事に理解されやすくなります。一方単に米国での業務経験を積ませるためであれば、J ビザではなく就労ビザを取得するように、と判断される可能性が高くなります。
- オペレーションでの OJT が就労とみなされ、ビザ申請が拒否されるのは、内容は Training であってもその業務に従事するためのものとみなされるためです。「オペレーションの本質 は OJT を通して体感してはじめて理解できる。」、「作業をすることが目的ではない。」、「OJT を通して学んだことを日本に業務改善に活かす。」といった主張が必要です。
- グリーンフィールドでは1つのフェーズは 3 か月までにするようにしています。長すぎるとそのフェーズでの作業をさせることが目的とみなされる可能性が高くなるためです。またなぜそれが米国でしか習得できないかを強調して目的を記述します。
- フェーズにつながりを持たせます。例えば 4 つのフェーズがあれば、1つ目は基本的な市場や業務プロセスの理解、2 つ目は課題の抽出、3 つ目は課題解決の提案、4 つ目はアメリカでの経験を日本に戻ってどう活かすか。このように研修のフェーズがそのまま研修報告の構成になるようにすると、意図を持った研修であることが伝わりやすくなります。

(5) [ビザの有効期間と滞在許可期間

- J ビザの有効期間はビザ申請時に提出する DS-2019 に準じたものとなります。
- J ビザで入国するとパスポートに滞在期限として D/S と書かれます。これは Duration of Status の略です。DS-2019 で滞在が認められればビザ期限を過ぎてもアメリカに合法的に滞在できます。アメリカの大学の研究室で 2 年間の共同研究が受入れられても、大学によっては DS-2019 をはじめは1年分しか発行せず、1年後に延長するところもあります。このような場合途中アメリカを出国しなければ、例えビザが1年で切れても、新しい DS-2019 の期限まで合法的にアメリカに滞在することが可能です。ただしビザの有効期限を過ぎれば再入国の際には新しいビザが必要となります。
- J ビザで認められる入国はプログラム開始日の30日前から、プログラム終了後に認められる滞在は30日間84です。プログラム終了後の30日間をGrace Periodと呼びます。ただし入国に関しては異なる期間を指定するアンブレラスポンサーもあります。

(6) Jビザでの出入国

• J ビザは事前に審査されたプログラムに参加することを前提に発給されるビザのため、プログラム開始日から大幅に遅れて入国をすればその目的の達成が出来ないと入国審査官が判断し、入国拒否を受ける可能性があります。プログラムの長さによってはある程度の遅れは認められることもありますが、プログラム開始日に遅れずに入国することが大切です。

^{84 &}quot;grace period"と呼ばれる帰国猶予期間。旅行をすることもできる。ただし、米国を出国すると再入国が認められない可能性がある。

Overseas Assistance

入国が遅れる場合はプログラム開始日を変更し、新しい DS-2019 を入手してから入国します。

• 入国後は速やかにインターナショナルオフィス、またはアンブレラスポンサーに入国したことを報告し、SEVIS (Student and Exchange Visitors Information System) に入国を登録します。またプログラムの途中に出国しなければならない場合は、DS-2019 に裏書をしてもらいます。

(7) Jビザの更新

• Jビザは日本以外の大使館・領事館でも更新手続きが可能です。

(8) Jビザの再申請

- Trainee で研修プログラムを終えた人が同じ Trainee で J ビザを申請する場合、次の研修 まで 24 か月空けなければなりません 85 。
- ただし J ビザのカテゴリーによってはこの期間が 12 か月であったり、該当しない場合もあります。

(9) Two-Year Rule

- 研修生が(i)アメリカ政府や日本政府の資金的な援助を受けた場合、(ii)大学院で医学の教育を受けた場合、(iii)Skills List⁸⁶に記載される領域の研修を受けた場合、Two-Year Ruleが適用され、母国での累積の滞在期間が2年間になるまではH、L、K、LPR(永住権)の滞在ステータスを得ることはできません。E ビザは該当しません。
- Two-Year Rule が適用されているかどうかは、ビザ面に記載されています。適用される場合は"Two year rule does apply"、適用されない場合は"Two year rule does not apply"と書かれています。
- Skills List には Two-Year Rule が適用される特定の領域の特殊な知識やスキルが記載されています。ただし日本は該当しません。

(10) Jビザ申請の注意点

• DS-2019 を発行するアンブレラスポンサーは国務省の認可を受けているため、本来であれば同じ国務省管轄の在外公館と同じ基準で審査をします。しかしながら実際は大使館で J ビザの申請が拒否されるケースがあります。 DS-2019 の発行のための審査とビザの審査は 別と考える必要があります。

85 CFR Title 22: Foreign Relations, PART 62—EXCHANGE VISITOR PROGRAM, 62.22(n)(2): Have graduated from such institutions no more than 12 months prior to the start of their proposed exchange visitor program. A new internship is also permissible when a student has successfully completed a recognized course of study (i.e., associate, bachelors, masters, Ph.D., or their recognized equivalents) and has enrolled and is pursuing studies at the next higher level of academic study. Trainees are eligible for additional training programs after a period of at least two years residency outside the United States following completion of their training program. Participants who have successfully completed internship programs and no longer meet the selection criteria for an internship program may participate in a training program if they have resided outside the United States or its territories for at least two years. If participants meet these selection criteria and fulfill these conditions, there will be no limit to the number of times they may participate in a training and internship program.

 $^{^{86}\} https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/visa-information-resources/skill-list-by-country.html$

Overseas Assistance

- J ビザでは面接がビザ発給の可否に大きな影響を与えます。英語力をアピールするだけではなく、申請者自身がその研修の目的、必然性を、ビザを審査する領事の視点にたって説明できなければなりません。J ビザの面接には他のビザ以上に入念な準備が必要です。
- 若手のスタッフなど就労ビザの申請基準を満たさないためOJTで働くことのできるJビザを 取得するケースがあります。Jビザは取得に手間がかかるものの、取得した後は研修の進捗 状況等を厳しくチェックされるわけではありません。(アンブレラスポンサーによっては evaluation の提出や訪問監査があります。)しかしながら研修の範囲を逸脱すれば当然濫 用となりますので、ご注意ください。

(11) J ビザへのステータス変更

- J ビザで研修プログラムを開始する前に語学学校に通うケースがあります。この場合授業数によっては F ビザが必要となります。そのため語学学校に終わった後、F ビザから J ビザのステータスに変更する必要があります。
- J ビザにステータスを変更する方法の一つは、語学学校が終わった後一度アメリカから出国し、J ビザを取得してから再入国する方法です。カナダ、メキシコで J ビザの申請する方法もありますが、何かトラブルになった場合アメリカに再入国できず、一度日本に戻る必要があるためあまりお勧めできません。
- もう一つの方法はアメリカ国内でステータス変更をする方法です。ただし語学学校の期間が短い場合間に合いません。
 - アンブレラスポンサーによってはアメリカ国内で J ビザのステータスへの変更を認めないところがあります。
 - 入国から 90 日以内に入国目的と異なる活動を始めた事実が確認されると詐欺罪とみなされる可能性があり 87、次のビザ申請の際にトラブルとなる可能性があります。
 - J ビザへのステータス変更には特急審査制度が使えません。そのためステータス変更にかかる期間として3か月程度をみる必要があります。
 - ステータスの変更は研修プログラム開始の30日前までに移民局の許可が必要です。

(12) J ビザから就労ビザへのステータス変更

• Jビザで研修後すぐに駐在員としてアメリカに派遣を希望するケースもよくあります。 Jビザの本来の目的を考えるとアメリカで習得したものを日本でフィードバックするための期間はある程度必要なはずです。 そのためグリーンフィールドでは半年程度は日本に滞在してから

アメリカに派遣することをお勧めしております。またアメリカ国内でのステータス変更に関し

⁸⁷ 9 FAM 302.9-4(B)(3)g.(2)(a): If an individual engages in conduct inconsistent with their nonimmigrant status within 90 days of visa application or admission to the United States, as described in subparagraph (2)(b) below, you may presume that the applicant made a willful misrepresentation (i.e., you may presume that the applicant's representations about engaging in only status-compliant activity were willful misrepresentations of their true intentions in seeking a visa or admission to the United States). You must provide the applicant with the opportunity to rebut the presumption of misrepresentation by verbally presenting the applicant with your factual findings as to why you believe they are ineligible 6C1.

Overseas Assistance

ては認めないアンブレラスポンサーもあります。しかしながら研修プログラム終了直後に就 労ビザの取得ができないわけではありません。

(13) 家族のビザ

- 家族(配偶者、21 歳未満未婚の子ども)は J-2 ビザを申請します。ただし予定する滞在期間が短期間であれば、親族の訪問として B-2 ビザの申請も可能です。
- 配偶者や子どもはアメリカで就学することが可能です。
- 子どもが滞在中に 21 歳になった場合は、独立した合法的な滞在ステータスを取得する必要があります。例えば大学に通っている場合、21 歳になる前に F ビザの滞在ステータスに切り替える必要があります。
- 主たる申請者が帰任後も引き続き子どもがアメリカの教育を受けるためには、新たに F ビザを取得する必要があります。また親が子どもの家族として F-2 ビザを取得することはできません。
- ・配偶者や子どもは就労することが可能です88。

VII. ビザの選定

• 最適なビザは渡米の目的や組織および申請者の条件などにより選定されますが、渡米目的の解釈を変えることにより異なるビザを選択することが可能な場合もあります。例えば若手社員をアメリカに派遣する場合、就労ビザも研修ビザもどちらでも申請できるという場合があります。このような場合ビザ取得の難易度や取得までの期間、手間、コスト、滞在期間など様々な要素を考慮しビザを選定することになります。ただしこれらは諸条件を考慮した総合的な判断が必要であり、ケースによっては成立しないこともあります。ここではビザの選定に迷うケースについて、いくつか例を挙げて説明します。

1. 短期間のアメリカへの派遣

- アメリカの滞在期間が 90 日以下であっても、目的によってはビザが必要ということを正しく理解する必要があります。ビジネスと申告して入国をすればよほどのことがない限り、入国が認められるでしょう。ただし本来の目的と異なれば虚偽の申告になります。何らかの理由でそれが分かった場合のペナルティは大きくなります。またコンプライアンスの観点からも避けるべきと考えます。
- 短期間のアメリカ派遣として3つのケースについて説明します。
- (1) 装置の売買契約に作業が含まれているケース
 - 装置などの売買契約書に修理、メンテナンスなどを含むことが明記されている場合、通常であれば就労とみなされる作業であっても商用で認められ、B-1 (industrial worker)が発給されます。

⁸⁸ https://ustraveldocs.com/jp/ja/exchange-visitor-visa/

(2) 客先で作業が発生するケース

• 作業が機器の売買契約に含まれていない場合やそもそも機器の売買とは無関係な作業の場合、B-1 (industrial worker)の条件を満たしません。その場合、①業務内容を商用とみなされるものにするか、②作業ができる他の商用ビザを取得するか、③就労ビザを取得するか、に対応は分かれます。

①業務内容を商用とみなされるものにする

- 例えばアメリカの日系企業でのプロジェクトに日本からコンサルタントが派遣される場合、プロジェクトによっては長期間の滞在が必要となります。90 日近い滞在を繰り返し 入国審査で質問された場合、業務内容を説明すれば就労とみなされ、かえって状況 は悪化しかねません。
- アメリカのクライアント先で完結するプロジェクトの場合、アメリカのコンサルタントのするべき仕事を日本からしに来たとみなされる可能性が高くなります。しかしながらアメリカでの業務が情報の収集、顧客とのディスカッション、顧客へのアドバイスに限定し、プロジェクトの本質的な業務であるレポートは日本で作成、さらに重要な指示が日本にいるプロジェクトリーダーから出されるため、商用とみなされたケースもあります。89つまりあくまでも現地での業務は支援が中心で、業務の主体となることを避けます。
- 滞在期間が明らかに 90 日以下の商用ではビザは必要ありませんが、入国審査官から質問を受けた時に備えて、ポケットレターを携行します。

② B-1 in lieu of H を取得する

- H-1B の specialty occupation に該当する業務であること、申請者は H-1B の条件を満たす学歴、職歴を有していること、現地での滞在期間が短期間であること(6 か月以内)を満たせば、B-1 in lieu of H が認められる可能性があります。

③就労ビザを取得する

- 商用の条件を満たすことができない場合は就労ビザを取得せざるをえません。アメリカの現地法人が E ビザカンパニーであれば E(TDY) ビザを利用することができます。 ただしあくまでもそのアメリカの現地法人の行うべき業務のためであり、アメリカの現地法人が全く関与していない場合は利用すべきではないと考えます。アメリカの現地法人に滞在する必要はありませんが、連絡窓口など、何らかの役割がアメリカの現地法人にあり、そこから顧客に派遣されるという形にすべきです。また現地法人で就労するビザを取得する以上、現地法人との間に雇用関係が必要と考えます。

⁸⁹ FAM 402.2-5(A)b.It can be difficult to distinguish between appropriate B1 business activities, and activities that constitute skilled or unskilled labor in the United States that are not appropriate on B status. The clearest legal definition comes from the decision of the Board of Immigration Appeals in Matter of Hira, affirmed by the Attorney General. Hira involved a tailor measuring customers in the United States for suits to be manufactured and shipped from outside the United States. The decision stated that this was an appropriate B1 activity, because the principal place of business and the actual place of accrual of profits, if any, was in the foreign country. Most of the following examples of appropriate B-1 activity relate to the Hira ruling, in that they relate to activities that are incidental to work that will principally be performed outside of the United States.

Overseas Assistance

- L ビザの条件を満たす場合は L ビザでも一時的な雇用に基づく就労は認められています。Blanket L ビザも選択肢の一つになります。

(3) 研修が目的のケース

- アメリカの市場やアメリカの現地法人のプロセスを学ぶため、数か月間長期出張ベースで研修をするケースがあります。目的が研修であれば OJT ができる J ビザか、座学中心の H-3 ビザということになります。
- しかしながら J ビザはアンブレラスポンサーによる審査があり、H-3 ビザは移民局へのペティション申請があるため、数か月の研修のためにはコスト的にも準備期間的にもハードルが高くなります。そのため研修期間を90 日以下に設定し、ビザなしで渡米することもできます。ただし目的がOJTを含むような研修の場合、商用(ビザなし)としてアメリカに入国することは虚偽の申告になる可能性があります。
- 研修でも見学に限定されるものであれば商用に該当します。研修内容をそれに合わせて 設計しなおすという方法もあります。
 - c. Business or other Professional or Vocational Activities: An applicant who is coming to the United States merely and exclusively to observe the conduct of business or other professional or vocational activity may be classified B-1, if the applicant pays for their own expenses. (9 FAM 402.2-5(E)(3) Clerkship)
- 現地での活動が実際は商用とみなされる場合もあります。アメリカで学ぶため、社内的には研修と位置付けられたとしても、情報収集と考えれば商用の範囲とみなすこともできますし、実際は情報を提供したり、意見交換をしたり、一方的に学ぶだけではないということもあります。このようなケースでは、ミーティングを中心とした商用と定義することが可能なこともあります。
- H-3 ビザに準じた研修であれば、給与・報酬がアメリカを源泉としない、といった条件を満たすことにより、B-1 in lieu of H-3 での申請も可能な場合もあります。
- 就労ビザを取得する方法もあります。実務経験が豊富な人の場合、研修としてアメリカで学ぶことがある一方で、研修先でその経験に基づく価値を提供することもあります。得るよりも与える価値が多いと考えられる場合は就労とみなすことができると考えます。この場合もE(TDY)ビザの活用が考えられます。ビザを取得するという点ではビザなしに比べ面倒ですが、研修ビザに比べればコストも手間もかかりません。
- まれなケースですが社内留学制度で MBA を取得した後現地法人でそのまま研修させるということもあります。この場合は F ビザの Optional Practical Training を使えば F ビザのステータスのまま働くことが可能になります。そうでなければ改めて研修ビザを取るなど、前述のいずれかのスキームを使うことになります。

2. 若い社員のビザ

Overseas Assistance

• 若い社員が就労ビザを申請する場合、E ビザであれば essential skill、L ビザであれば特殊な知識を有しているかが問題になります。一般的には L-1B ビザでも E ビザでも 5,6 年の就労経験が必要です。大学での専攻や業務内容によってはその期間を短くすることはできますが、それでも入社 2、3 年目のスタッフをこれらの就労ビザで派遣することは通常まずできません。このようなケースでは 3 つのオプションが考えられます。

(1) H-1B ビザの取得

• H-1Bビザは大学の専攻内容と業務内容がマッチしていることが前提で就労経験は問われないため、新卒の社員などを派遣することが可能です。ただし年間の申請数が限られていることと、就労開始時期が10月1日以降であることなどの制限があります。

(2) 研修ビザの取得

- 就労ビザが難しい場合考えられるのが J ビザ(研修ビザ)の利用です。あくまでも研修ですが、J ビザであれば OJT ができますので実務を担当させることができます。若い社員の場合は業務に研修の意味が含まれることが多いため、目的とビザ種別が合致しやすいと言えます。申請条件がやや複雑ですが、満たせば選択肢の一つになります。
- J ビザで認められる業務研修のプログラムは最長 18 か月です。アメリカで学んだものを日本に持ち帰る、ということが前提です。そのため、研修を終えた帰国直後に就労ビザを申請することグリーンフィールドではお勧めしておりませんが就労ビザの申請は認められているようです。

(3) E(TDY)ビザの取得

- 通常のEビザであれば essential skill に 5、6 年の就労経験が求められますが、E(TDY)ビザの場合は入社 2 年目でも発給されたケースがあります。1 年目に開発プロジェクトのメンバーとして携わっていたシステムが、顧客の本社からアメリカの現地法人にも展開されることになり、担当したモジュールのノウハウを持つスタッフが不可欠であるとして申請し、認められました。また現地法人のトップと交渉を行うなど、2 年目ながら重要な役割を担ってきたスタッフがそのスキルを認められたというケースもあります。これらはかなり特別なケースですが、通常のEビザに比べ就労経験のハードルをかなり下げることが可能です。
- 申請期間は1年でも通常5年間有効E(TDY)ビザが発給されています。ただしあくまでも一時的な業務のために申請したビザですので、その業務が終わって帰国したらそのビザは使うべきではないと考えます。ただしTDYから通常の赴任に切り替える際ビザ面に書かれている勤務先(annotation)が変わらない場合は、TDYで取得したビザで赴任しても問題ないと領事が判断することもあります。

3. 就労ビザの選定

• 取得すべきビザが就労ビザであることが分かっても、どのビザを申請すべきかの判断に困る ことがあります。ここではグリーンフィールドでの基本的なビザの選定プロセスを説明します。

Overseas Assistance

- グリーンフィールドでは、通常 E ビザ→Blanket L ビザ→L ビザ→H-1B ビザの順で就労ビザをお勧めしています。(L-1B と H-1B は条件によって優先順位が変わります。)以下のそれぞれのステップのチェック項目に一つでも満たさないものがある場合は、そのビザでの申請は極めて困難です。次のステップのビザの申請をご検討下さい。チェック項目の詳細につきましては、前述のそれぞれのビザの説明をご参照下さい。
- ケースによっては派遣先、申請者ともに、さらに詳細な情報が必要となることもあります。また 最適なビザ選定には申請に必要な時間とコストといった要素も考慮する必要があります。
 - ①ステップ 1:E ビザでの申請は可能か?(申請者が日本人の場合)
 - □ 派遣先が E ビザ登録されている法人、またはその支店である。 または 派遣先が E ビザ登録の条件を満たす。
 - □申請者は日本人。
 - □ 申請者は managerial position(役員・管理職など)。 または、

現地法人での業務を遂行するために十分な知識と経験(essential skill)を有している。

- □ 入国の際に与えられる滞在許可が2年であることが支障にならない。
- □ 新規申請の場合、赴任まで十分な期間ある。
- ② ステップ 2:Blanket L ビザでの申請は可能か?
 - □ 派遣元・派遣先が Blanket I-797 に登録されている法人、またはその支店である。 または

派遣元・派遣先が Blanket I-797 の登録の条件を満たす。

- □ 申請者は直近3年間のうち、1年以上連続してアメリカ以外のグループ会社(本社、 支店、子会社など)での勤務経験がある。
- □ 申請者は managerial position(役員・管理職など)。 または、

現地法人での業務を遂行するために十分な専門知識を有したプロフェッショナル (specialized knowledge professional)である。

- ③ ステップ 3:L ビザでの申請は可能か?
 - □ 日本にある企業(支店含む)とアメリカの派遣先のどちらかが、もう一方の株式の 50% 以上を保有しているなど、どちらか一方が他方の実質的な支配権を有している。
 - □ 申請者は直近3年間のうち、1年以上連続してアメリカ以外のグループ会社(本社、 支店、子会社など)での勤務経験がある。
 - □ 申請者は managerial position(役員・管理職など)。 または、

現地法人での業務を遂行するために十分な専門知識(specialized knowledge)を有している。

- ④ ステップ 4:H-1B ビザでの申請は可能か?
 - □ 抽選になるかもしれない、就労開始日に制限があることが支障にならない。 または

派遣先が高等教育機関またはそれと関連する非営利団体、または非営利研究団体や政府の研究機関(申請枠とは無関係な派遣先)。

- □ 現地の企業に雇用され、給与も現地の企業から支払われる。
- □ 申請者が大学以上の卒業資格を有し、専攻が現地法人での業務内容に関連性があるなど、業務遂行が可能な能力を有している。

Overseas Assistance

または、

申請者が大学以上の卒業資格を有しているが、専攻が現地法人での業務内容と関連はなく、その代わり、3,4年の関連のある実務経験がある。 または、

申請者が高卒で大学の卒業資格はないが、業務経験が12年程度ある。(短大卒であれば6年以上の業務経験。)

VIII. 企業の統合・合併などへの対応

- ・企業の統合や合併が行われた場合、社名や親会社との資本関係の変更、非存続会社の場合や雇用主の変更などが発生し、それまで有効だったビザが使えなくなることがあります。
- 駐在員の場合はビザだけではなく、滞在許可についても移民局に対する手続きがあります。 またビザの種類によって移民局の手続きは不要ですが、ビザは取り直さなければならないな ど、単純ではありません。さらに実施しなければならない手続きは必ずしも法律で明記されて いないため、移民法弁護士によっても判断が分かれるということもあります。
- ここでは 4 つのケースを紹介します。シンプルなケースでも対応が複雑であることは理解できると思います。これらはグリーンフィールドのこれまでの経験や、問い合わせに対する大使館の見解に基づいていますが、ケースによっては他に考慮しなければならないことがある可能性もありますので、あくまでも参考例として考えてください。

ケース1:社名変更

- アメリカの現地法人 A 社が B 社に社名を変更
- 社名変更だけであれば E ビザ登録は有効です。B 社に変更するには DS-156E Part1,2 と 財務諸表、州政府から発行される社名変更の書類 (Certificate of Amendment of Incorporation など)を提出します。
- E ビザは新しい社名でのビザの取り直しが必要とされています。(E ビザも社名変更だけであればビザの取り直しは不要という移民法弁護士もいます。) 一方 L ビザ、Blanket L ビザ、H-1B ビザの保有者はビザの取り直しは必要ありません。ただしビザ面の Annotation にある会社名と勤務先の会社名が異なるため、入国審査でトラブルとなる可能性もあります。少なくともポケットレター(入国の目的などを書いたレター。上司等の署名を入れる。) や社名変更を示す書類を携行することをお勧めします。
- 滞在ステータスに関しては、社名変更は non-substantive change とみなされるため、移民局に対して I-129 を提出(修正申請)する必要はありません。

ケース2:アメリカの現地法人2社の統合

• アメリカの現地法人 A 社を B 社に統合。B 社が存続会社、A 社が非存続会社。

Overseas Assistance

- A 社に所属する駐在員は雇用先が B 社に変わるため、移民局で雇用主の変更の手続き (change of employer)をする必要があります。またアメリカを出国し再入国するためには、新しい B 社で就労するためのビザが必要となります。
- A 社も B 社も E ビザカンパニーの場合、B 社の E ビザカンパニーとしての登録は維持されますが、A 社が E ビザカンパニーではない場合、B 社が E ビザカンパニーであっても B 社の E ビザ登録をし直さなければならないとされています。その場合社名は全く同じであっても B 社の E ビザ保有者は改めて E ビザを取り直します。ただし L ビザ、H-1ビザは取り直し不要です。
- シンデル外国法事務弁護士事務所の見解は、FEIN や会社名も変わらず、また親会社に変更がなければ、改めての登録は不要と考えるとのことでした。ただし合併後の初めての E ビザ申請では面接の際に報告することをお勧めするということでした。

ケース3:日本本社がホールディングカンパニーに移行

- E ビザカンパニーである A USA は A Japan の子会社。持株会社制移行に伴い A Japan が A Holdings に社名変更。 A Japan で行っていた事業を新会社に移管し、その新会社の名前 が A Japan になった。 A USA は A Holdings の子会社となり、 A Japan と A USA は兄弟会社 になった。
- A USA の親会社の名前が変わっただけでその関係には変更がないため、滞在許可に関して手続きをする必要はありません。またビザに関しても継続して使用が可能です。
- A USAのEビザ登録は親会社の名前が変わったため、親会社の履歴事項全部証明、親子 関係が変わってないことの証明、DS-156E Part 1,2 の提出が求められます。

ケース 4: 日本本社の統合に伴い、アメリカの現地法人も統合

- A Japan が B Japan と統合し、それに伴いそれぞれのアメリカの現地法人 A USA(E ビザカンパニー)と B USA(E ビザカンパニー)が統合。それぞれ社名は AB Japan と AB USAとなり、A Japan と A USA が存続会社。また A Japan は存続会社だが資本構成の関係で A Japan グループの Blanket は使えなくなった。
- B USA は非存続会社であり B USA の駐在員は雇用主が変わるため、全員ステータス変更が必要です。またビザも新しく取得します。
- A USA の駐在員のうち Blanket Lビザのステータスの駐在員は A グループの Blanket が使 えなくなるため、滞在ステータスの変更が必要です。E ビザ、L ビザの駐在員は A Japan の 資本構成が変わるため、滞在ステータスの修正が必要です。(移民法弁護士によっては不 要という見解もあります。)
- E ビザの駐在員も社名変更があるため、ビザの取り直しが必要とされています。L ビザの駐 在員はビザの取り直しは不要ですが所属する社名が変わっているため、入国の際はポケット レターや社名変更を示す書類を携行するようにします。

Overseas Assistance

IX. 新しい会社のビザ申請

• アメリカに新しく拠点を設立した場合、一般的なビザの選定方法に加えビザの条件を満たすまでの時間的要素も考慮に入れる必要があります。例えば E-1 ビザの場合、半年程度の貿易の実績が必要になります。そのためまずは L ビザを取得する、または B ビザで商用の範囲で滞在しつつ E ビザの条件を満たしたのち E ビザに切り替える、といった選択肢が出てきます。

1. E-2 ビザの可能性はないか?

• 日本企業の場合、新しい会社が日本人、あるいは日本企業の資本が 50%以上であり、なおかつ大きな投資があれば E-2 ビザの可能性があります。E ビザ新規申請でビザが発給されるまでの間は E ビザ新規申請ではパスポートのコピーを提出しオリジナルは手元にあるため、アメリカに滞在することができます。その期間はビザなし、あるいは B-1 ビザで滞在することができます。ただしあくまでも商用なので、新しくできた現地法人の立場で活動し、就労とみなされることは避けなければなりません。また就労ビザの申請中の入国は入国審査でトラブルになる可能性もあります。

2. E-1 ビザの可能性はないか?

- 日本企業の場合、新しい会社が日本人、あるいは日本企業の資本が 50%以上であり、なおかつ日米間の貿易が全貿易額の 50%以上であれば E-1 ビザの可能性があります。ただし E-1 ビザは E-2 ビザと異なり、貿易の実績を作るのに時間がかかります。グリーンフィールドでは 6 か月分は貿易の実績を提出しています。また貿易量の立ち上がりが遅い場合は、さらに数か月の実績を待つ必要があります。
- E-2 ビザ同様、E-1 ビザが発給されるまでのアメリカでの滞在は、ビザなし、または B-1 ビザで、活動は商用の範囲という条件付きで可能です。B-1 ビザを取得していれば、E-1 の条件を満たした時点で change of status (滞在ステータスの変更)を移民局に対して申請することにより、アメリカを出国せずにアメリカで合法的に働けるようになることができます。ただし通常貿易の実績を積むためには実務を回さねばならず、半年近い間活動を商用の範囲に収めることが難しい場合もあります。その場合 L-1 ビザの条件を満たせば、まずは L-1 ビザを申請し、貿易の実績が整ったら E-1 ビザに切り替える、というステップを踏みます。

3. L-1 ビザの可能性はないか?

- 国籍や投資額、貿易額が E ビザの条件を満たさないとき、次に候補に上がるのが L-1 ビザです。設立直後でまだビジネスとしては実績を上げていなくても認められるビザです。
- 前提条件として同系企業間の異動でなければなりません。そのため個人が日本に関係会社 を持たずにアメリカに会社を設立するような場合は該当しません。

Overseas Assistance

- 過去 3 年以内に 1 年間のグループ企業内での在籍期間が求められます。ただしアメリカに滞在した期間は含みません。そのため中途採用の方の在籍期間の条件を満たすのを待つ場合でも、アメリカに滞在していれば在籍期間にカウントされません。
- 前述のとおり設立 1 年以内の場合、ペティション申請時点ではまだ事業として結果が出ていなくてもかまいません。その代わり具体的な事業計画を提出し、事業の成長の蓋然性を示し、1 年後には事業の成長の結果が求められます。そのため新しい会社で発給される I-797 の有効期間は 1 年間、1 年後に十分な成長がないと判断された場合は滞在許可の延長は認められません。事業が成長しているかの判断はケース・バイ・ケースになります。
- 設立直後で事業の成果は求められなくても、事業は実体のあるものでなくてはなりません。 そのため会社のサイン(看板)やオフィスの様子を写真に撮って、事業を営む体制になって いることの証拠として提出することがあります。また日本のビジネスの規模も実体があるかどう かの判断基準になります。
- 会社が設立したばかりで他にスタッフがいない場合、L-1B は認められない可能性があります。1 人であれば総務的作業をせざるを得ず、本来 L-1B ビザですべき専門業務に専念する環境ではないとみなされるためです。

4. Blanket L-1 ビザの可能性はないか?

• Blanket L-1 ビザは設立から1 年経ってからしか利用できませんが、それはその会社がペティショナーの場合です。他に 1 年以上稼働しているグループ会社があれば、その会社をペティショナーとして設立したばかりの会社も Blanket リストに登録することにより、設立直後でも Blanket L ビザが取得できることになります。米国企業を買収し、その親会社として現地法人も同時に設立したような場合も、その米国企業をペティショナーとして Blanket 登録をすることで、現地法人でも Blanket L ビザが取得できます。

5. H-1B の可能性はないか?

- H-1B であれば E ビザのような国籍(資本関係)、投資または貿易、といった縛りがありません。また L ビザのように同系企業間の異動でなくてもかまいません。ただし H-1B は枠や就 労開始のタイミングの問題があるため、スケジュールが合った場合の選択肢となります。
- 申請者がその新しい会社のオーナーシップを持っている、または役員となっている場合、H-1B は難しくなります。

X. 永住権

1. 永住権とは

• 移民ビザ(immigrant visa)はアメリカに移民として永住する外国人に発給されます。非移民ビザが"一時的な滞在"であるのに対し、移民ビザで入国することにより期限がない滞在が可

Overseas Assistance

能であり、永住権を取得することができます。そして永住権を保有する人に発行されるのが グリーンカードです。

- 永住権はアメリカ国内に居住する限り無期限でアメリカ国内で生活することができ、就労の 自由が認められ、非移民ビザのように雇用主が変わった場合にビザを申請し直すような必 要はありません。ただしグリーンカードには有効期限があり、更新が必要です。
- ・ 永住権は大きく以下の 5 種類に分類できます。
 - ① 雇用ベース:通常雇用主がスポンサーとなり、申請者の学歴や就労経験に基づく永住権。
 - ② 家族ベース:アメリカ市民権・永住権を持つ配偶者や親子、アメリカ市民権を持つ兄弟 姉妹などがスポンサーとなり申請者とスポンサーの家族関係に基づいて行う永住権。
 - ③ DV プログラム: 抽選プログラムで選ばれた申請者に与えられる永住権。
 - ④ 特別移民ビザ(Special Immigrant):イラクやアフガニスタン国籍の通訳・翻訳者、米国 軍に入隊した者、重犯罪や DV、人身取引の被害者など、特定の条件に基づく永住権。
 - ⑤ 国際間の養子縁組に基づく移民ビザ(Intercountry Adoption):アメリカ人が外国から子を養子縁組で家族に迎える場合の永住権。
- 2. 雇用ベースの永住権 (Employment-Based Immigration)90
 - 雇用ベースの永住権は年間約 14 万件与えられています。雇用ベースで永住権は、ほとんどの場合会社などのスポンサーが申請します。またスポンサーになる条件として、永住権を取得する本人に給与を支払う十分な能力があることを証明しなければなりません。
 - 雇用ベースの永住権は EB-1~EB-5 の 5 つのカテゴリーに分類されます。

(1) EB-1

・卓越した能力(Extraordinary Ability)を有する人。

① EB-1(1)

- 科学、美術、教育、商業、または運動競技等の分野で卓越した能力 (extraordinary ability) を持ち、国際的に認められている人。アメリカに移住してもその分野で活動を続け、アメリカにとって利益を与える人でなければなりません。〇-1 ビザの申請条件と似ていますが、更に厳しく審査されます。他の雇用ベースの永住権申請と異なりこのカテゴリーのみスポンサーとなる会社を必要とせず、申請者個人で永住権を申請することができます。

② EB-1(2)

- 顕著な実績のある大学教授、研究者。特定の学問分野で国際的に認められており、かつ少なくとも3年間教鞭をとった、または研究を行った経験があることが条件となります。また永住権取得後アメリカにおいて大学で教職、あるいは大学、研究機関、企業など

 $^{^{90}\ \}mathrm{https://www.uscis.gov/working-in-the-united-states/permanent-workers}$

Overseas Assistance

でこれに匹敵するポジションに就かなければなりません。大学などの教育機関や研究 所がスポンサーとなります。

③ EB-1(3)

- 多国籍企業の重役とマネージャー。アメリカに滞在する前の直近3年間のうち1年以上アメリカ以外にある親会社、子会社、または関連会社で重役か管理職として雇用されており、現在もアメリカにある関連会社で重役か管理職として雇用されなければならなりません。E ビザまたは L-1A ビザを持っていて、管理職に従事している日本人社員の永住権の申請はこのカテゴリーが該当します。

(2) EB-2

- 非常に優秀な能力(Exceptional Ability)を有する人、又は、専門職従事者(Professionals)で、 修士号、もしくは、学士号を保持し該当分野での5年の職務経験を有する人。
 - (4) EB-2(1)
 - 科学、美術、商業の分野で非常に優秀な能力(第1カテゴリーの"顕著な実績"よりは低い基準)を有する人が該当します。ただし申請者の業務がアメリカに利益を与えることを示さなければならなければなりません。
 - ⑤ EB-2(2)
 - 知的職業に従事する高学位(修士号かそれ以上)を有する人が該当します。学士号、 および高学位に相当するような経験と教育を組み合わせて持っている場合も該当しま す(通常、学士号と5年以上の職務経験)。

(3) EB-3

- 専門職従事者で学士号を有する熟練労働者(skilled workers)又は非熟練労働者 (unskilled workers)。
 - ① EB-3(1)
 - 専門職従事者(professionals): 永住権取得後、専門職に従事する予定の人で、その専門職に関連した分野の学士号以上の学位を有する人が該当します。
 - ② EB-3(2)
 - 熟練労働者(skilled workers):永住権取得後、専門職、または、技術を必要とするポジションに従事する予定の人で、該当分野で2年以上の就労経験がある人が該当します。
 - (3) EB-3(3)
 - 非熟練労働者(unskilled workers): 永住権取得後、技術を必要としないポジションに従事する予定の人で、そのポジションが労働局の Schedule B に記載されていない場合、通常この枠での申請になります。

(4) EB-4

- ・ 宗教活動家(certain religious workers)等、特別移民(special immigrant)の申請条件を満たす人。
- 特別移民の例

Overseas Assistance

- religious workers
- broadcasters
- Iraqi/Afghan translators
- Iraqis who have assisted the United States
- international organization employees
- physicians
- armed forces members
- Panama canal zone employees
- retired NATO-6 employees
- spouses and children of deceased NATO-6 employees

(5) EB-5

- 新しく米国事業に投資する人(immigrant investor)。
- その企業が外国人の配偶者や子ども以外、少なくとも 10 人の正社員を雇用する場合。基準投資額は 100 万ドル。ただし投資が行われる地域の状況によって求められる投資額は変わる事があります。
- 申請が認められれば 2 年間の条件付き永住権を与えられます。2 年が経過した時点で基準に合った投資が実施されているか調査を受けます。これが認められると永住権の条件が解除され、10 年有効の永住権が発行されます。ただし設立 1 年未満の会社では申請できません。

3. 永住権の取得に必要なプロセス

- (1) 第一ステップ: PERM 申請
 - 労働局から労働認定証(Labor Certification)を取得するために、申請者が永住権取得後に従事するポジションに適するアメリカ人就労者がいないことを指定の媒体と期間で求人活動を行うなどして証明します。
 - ・以前は数年を要していましたが労働局申請に PERM (Program Electronic Review Management)と呼ばれる申請システムが導入されて以来、数か月で申請が完了するケースもあります。
 - PERM 申請の流れ
 - ① 米国移民法弁護士事務所での審査(2~3週間)
 - 学歴や業務経験など必要条件の分析
 - 申請カテゴリーと申請ポジションの決定
 - 求人内容や求人媒体の決定
 - ② 米国労働局への電子提出と平均給与額の取得(約2か月)
 - 申請者の情報を電子提出し、申請ポジションの平均給与額(PWD: Prevailing Wage Determination) を取得します。

Overseas Assistance

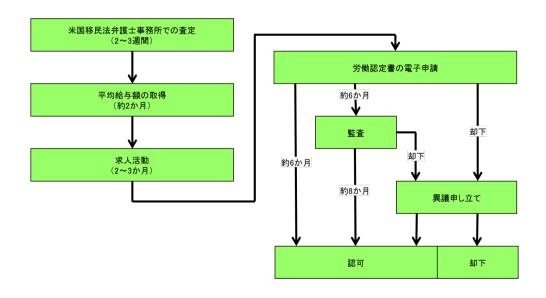
- 雇用主は申請ポジションの求人活動を行う際に、この平均給与額以上を提示します。
- ③ 求人活動(2~3か月)
 - 申請ポジションに適した米国市民又は永住権保持者の人材がいない、または、申請ポジションの人材が米国で不足していることを証明します。
 - 最初の求人から 180 日以内に労働認定証(ETA9089)の申請をしなければなりません。
 - 求人が発生する州の労働局(State Workforce Agency)を通して 30 日以上の求人 (Job Order)を行います。
 - 新聞の日曜版 (Sunday Newspaper) に 2 回求人広告を掲載します。
 - 以下の求人媒体のうち3つを利用し、求人活動を行います。
 - ✓ 企業のウェブサイトでの求人広告の掲載
 - ✔ 新聞社や求人サイトでの求人広告の掲載
 - ✓ 大学キャンパス内での求人活動
 - ✓ 同業種協会や商業団体を通した求人活動
 - ✓ Job Fair での求人活動
 - ✔ 人材紹介・派遣会社やヘッドハンターを通した求人活動
 - ✓ 社員からの人材紹介プログラム(Employee Referral Program)を利用した求人活動
 - ✔ 日系新聞など、地域・対象者を限定して発行されている新聞での求人広告の掲載
 - ✓ ラジオ・テレビでの求人広告の掲載
 - ✔ 所定の方式による10営業日の社内での求人ポスティング
 - 求人活動終了後労働認定証の申請まで、30 日間(Silent/Quiet Period)待つ必要があります。
 - 求人活動とSilent/Quiet Period 中に応募があった場合、以下の対応を行います。
 - ✓ 労働局が適切とみなす方法で応募者へのコンタクトや面接を行います。応募者の 人柄などが社風に合いにくいなど、通常の求人であれば認められる応募者を断 る理由も PERM 申請の求人では不適切とみなされます。応募者へのコンタクトや 面接方法については、事前に移民法弁護士に確認する必要があります。
 - ✓ 申請ポジションの応募者の履歴書、コンタクトをとった日時、コンタクト方法、コンタクトした証拠(Eメールやレターのコピー)、応募者の面接日、断った理由などを網羅した求人レポート(Recruitment Report)をきちんとまとめておかなければなりません。(弁護士事務所とスポンサー企業担当者にて対応)

④労働認定証の電子申請

- 労働局へ労働認定証 ETA9089 (Application for Permanent Employment Certification)を電子申請します。
- 電子申請を行った日が移民ビザ発給の優先登録日(Priority Date)となります。
- 労働局からの審査結果は書面で弁護士事務所へ郵送されます。

Overseas Assistance

- 2015 年 1 月現在、労働認定証の電子申請から約 6 か月で認可または労働局の監 査通知が届きます。
- 労働局の監査(Audit)対象となった場合
 - ✓ 30 日以内に回答を提出しなければならなりません。回答書と一緒にすべての求人 広告の証拠、求人レポート(Recruitment Report)などの書類の提出が求められ ます。
 - ✓ 回答後の審査期間はケースや時期により変動しますが、約8か月です。
- 却下を受けた場合(監査なしで却下されることもあります。)、却下理由によっては労働局へ異議申し立て(Appeal)を指定期限内に提出します。再申請を行うことも可能です。
- 認可された場合、労働書認定書(ETA9089)の原本が弁護士事務所へ郵送されます。 この原本は移民局での移民申請(I-140申請)時に提出が必要です。
- 労働認定書には有効期限が記載されています。スポンサー企業はその有効期限内 に移民局へ移民申請(I-140申請)をしなければなりません。



PERM 申請の流れ

(2) 第2ステップ:移民申請(I-140申請)

• 労働認定書の基準を申請者が満たすことを示すとともに、スポンサーになる会社の給与支 払能力が審査されます。

Overseas Assistance

- ・以下のカテゴリーの移民申請は特急審査制度を利用すれば申請書類を移民局が受領してから 15 日以内に審査結果を得ることができます。特急審査制度を利用しなければ審査期間は 4~6 か月です。
 - EB-1(1)
 - EB-1(2)
 - EB-2:ただし国益に基づく労働認定証免除(National Interest Waivers)に該当する申請者は特急審査制度の利用不可。
 - **-** EB−3
- (3) 第3ステップ: 永住権へのステータス変更・移民ビザ (Immigrant Visa)の取得
 - ・ 永住権の取得には移民局でステータスの変更をする方法と、米国在外公館で移民ビザを 取得し、移民ビザで入国後永住権を取得する方法があります。
 - ① ステータス変更による永住権の取得
 - 第2ステップの移民申請時に優先登録日 (Priority Date)の申請日が到来していれば、 移民申請と永住権へのステータス変更を同時に行うことが可能です。ただし永住権へ のステータス変更が却下された場合移民申請も却下となるため、それぞれ申請を行う 方が望ましい場合もあります。
 - 永住権へのステータス変更では I-485 という書類を移民局へ提出します。
 - ✔ 移民局指定の医師による健康診断を受けます。
 - ✓ 指紋採取(Biometrics) のため、最寄りの移民局のフィールドオフィスに出向く必要があります。
 - ✓ 無作為に選出された数パーセントの申請者に対しては面接が行われます。
 - 認可後、永住権(Green Card)が米国内の指定住所(通常申請者の自宅)へ郵送されます。
 - I-485 と同時に就労許可証 (EAD)と一時渡航許可書 (Advance Parole)を申請することも可能です。この際両申請とも追加申請料金を支払う必要はありません。
 - 永住権へのステータス変更申請中も非移民ビザのステータスを同時に維持することが勧められています。永住権審査中に発行される労働許可証(EAD)で就労が可能ですが、永住権が却下されると同時に労働許可も失効してしまいます。また E ビザ保有者については H-1B や L ビザ保持者に比べ、ビザ申請時に"移民の意図"がビザの認可に影響を与える可能性が高くなるため、永住権申請中に E ビザ申請をする場合には弁護士に相談することをお勧めいたします。
 - ②移民ビザでの入国による永住権の取得
 - 優先登録日 (Priority Date)の申請日が近づくと、申請者と弁護士事務所に移民ビザ申請料の支払いを行うための Fee Bil が米国国務省の the National Visa Center (NVC)から届きます。
 - National Visa Center の指示に従い、申請料の支払い、DS-260 (Immigrant Visa and

Overseas Assistance

Alien Registration Application)の電子申請等を行います。

- 書類審査は NVC が行い提出書類に不備がなければ、申請者が指定した在外公館 での 移民ビザ面接通知が NVC から届きます。
 - ✓ 米国外の在外公館指定の医師による健康診断を受けます。
 - ✓ 警察証明 (Police Certificate) の入手が必要です。
 - ✓ 大使館での面接が必要です。日本の場合東京大使館と沖縄領事館でのみ面接が行われます。面接の期日の変更は可能です。
- 移民ビザ(Immigrant Visa)は通常健康診断書の有効期限(通常 6 ヶ月)まで有効です。 それまでに米国に入国し、大使館から返送されてきた移民ビザ申請書のパッケージ を入国審査官に提出します。税関国境警備局が最終手続きを行い、I-551(永住権保 持者証明)のスタンプがパスポートに押されます。後日米国内の指定先の住所へ永 住権(Green Card)が郵送されます。

4. カテゴリー別申請ステップ

- (1) EB-1:卓越した能力(Extraordinary Ability)を有する人
 - 1. 労働局への PERM 申請は不要
 - 2. EB-1(1)は申請者本人が、EB-1(2)、EB-1(3)はスポンサーが移民局へ移民申請(I-140申請)
 - 3. 申請者の優先登録日 (priority date) が Visa Bulletin⁹¹にあるこのカテゴリーの申請日 (DATES FOR FILING OF EMPLOYMENT-BASED VISA APPLICATIONS)に到達したら、永住権へのステータス変更か移民ビザ申請
- (2) EB-2: 非常に優秀な能力を有する人、又は、専門職従事者で、修士号、もしくは、学士号を保持し該当分野での5年の職務経験を有する人
 - 1. 労働局への PERM 申請(国益に基づく労働認定証免除 (National Interest Waivers) が移民局に認められた場合は必要なし)
 - 2. スポンサーが移民局へ移民申請(I-140申請)
 - 3. 申請者の優先登録日 (priority date) が Visa Bulletin にあるこのカテゴリーの申請日 (DATES FOR FILING OF EMPLOYMENT-BASED VISA APPLICATIONS)に到達したら、永住権へのステータス変更か移民ビザ申請
- (3) EB-3: 専門職従事者で学士号を有する熟練労働者又は非熟練労働者
 - 労働局への PERM 申請
 - 2. スポンサーが移民局へ移民申請(I-140 申請)
 - 3. 申請者の優先登録日 (priority date) が Visa Bulletin にあるこのカテゴリーの申請日 (DATES FOR FILING OF EMPLOYMENT-BASED VISA APPLICATIONS)に到達したら、永住権へのステータス変更か移民ビザ申請

⁹¹ https://travel.state.gov/content/travel/en/legal/visa-law0/visa-bulletin.html

- (4) EB-4: 宗教活動家等、特別移民の申請条件を満たす人
 - 1. 労働局への PERM 申請は必要なし
 - 2. スポンサー、または self-petition が認められる場合には申請者が移民局へ移民申請 (I-360 申請)
 - 3. 申請者の優先登録日 (priority date) のが Visa Bulletin にあるこのカテゴリー申請日 (DATES FOR FILING OF EMPLOYMENT-BASED VISA APPLICATIONS)に到達したら、永住権へのステータス変更か移民ビザ申請
- (5) EB-5:新しく米国事業に投資する人
 - 1. 労働局への PERM 申請は必要なし
 - 2. 申請者が移民局へ移民申請(I-526申請)
 - 3. 申請者の優先登録日 (priority date) のが Visa Bulletin にあるこのカテゴリー申請日 (DATES FOR FILING OF EMPLOYMENT-BASED VISA APPLICATIONS)に到達したら、永住権へのステータス変更か移民ビザ申請
- (6) Eビザの managerial position、L-1A の永住権申請(EB1-3)
 - 1. 入国理由を偽ったと疑われないために、申請は入国後90日以降に行う。
 - 2. 移民局での移民申請(I-140 申請)からスタート。特急審査制度が利用できないため、 審査期間は4~6か月。
 - EB-1(3)では移民申請と同時に I-485 を提出し、就労許可証 (EAD)と一時渡航許可書 (Advance Parole)を申請することも可能です。EAD は 90 日程度で発給され、1 年間の就労が可能になります。
 - 3. 申請者が米国に滞在している場合は永住権へのステータス変更、米国外にいる場合 は米国在外公館で移民ビザ申請を行う。いずも7か月以上かかる。
- (7) Eビザの essential skill、L-1B、H-1B 保持者の永住権申請(EB-2 または EB-3)
 - 1. 労働局への PERM 申請からスタート。監査がなければ約1年、監査が入れば約1年8 か月の審査期間が必要。
 - 2. 移民局での移民申請(I-140 申請)。特急審査制度が利用できるため、審査期間は 15 日間。
 - 3. 申請者が米国に滞在している場合は永住権へのステータス変更、米国外にいる場合 は米国在外公館で移民ビザ申請を行う。いずも7か月以上かかる。
- 5. 永住権へのステータス変更中の転職(永住権スポンサーの変更)
 - 移民局での永住権へのステータス変更中の転職にはポータビリティー規則が適用されます。 このポータビリティー規則は EB-1、EB-2、EB-3 で永住権へのステータス変更を行い、その 申請が移民局に受領されてから 180 日以上経過している場合に適用され、一定の条件のも と転職が可能となります。ただし移民申請(I-140 申請)と同時に申請している場合は、移民 申請(I-140 申請)が認可されている必要があります。

Overseas Assistance

- 180 日のカウントは永住権へのステータス変更の書類提出後、移民局から送付される I-797 Notice of Action に記載される受領日 (Receipt Date)を初日として 180 日目以降となります。 例えば受領日が 2015 年 10 月 1 日である場合、ポータビリティー規則が適用された転職資格を有するのは 2016 年 3 月 29 日以降となります。
- ポータビリティー規則で転職するには転職先における業務が永住権へのステータス変更における業務と"Same or Similar"でなければなりません。その場合移民局に対しそのことを示すジョブオファーレターを提出することになります。
- 永住権へのステータス変更中に新しい会社へ転職する場合、移民局はほとんどのケースに おいて面接を行い、転職先の業務が同じかそれと同等であるかを確認します。
- それぞれの申請段階において申請者はスポンサー企業で雇用されている必要はありません。 しかしながらスポンサー企業はそれぞれの申請段階において、申請上の業務でその申請者 を将来的に雇用するという意思がなければなりません。
- ポータビリティー規則にのっとって転職する場合、移民局が発行する就労許可証(EAD)を 取得する方法もあります。また永住権へのステータス変更中にアメリカを出国する場合は渡 航許可証を取得します。
- 所属する会社をやめて自分で立ち上げた会社で仕事をする場合は、以下の条件を満たす 必要があります。
 - 新しい会社での業務が永住権申請における業務と同じかそれと同等
 - 新しい会社は実際に存在し、ビジネスも実体がある
 - 移民申請のベースとなる雇用が事実に基づいたものであり、移民申請(I-140 申請)の認可を受けている
 - 労働認定証申請が行われた際、申請者を雇用するとしたスポンサーの意思に偽りがない
- スポンサー企業による申請者の雇用は事実に基づいたものであり、PERM 申請、移民申請 も偽りがないことを示さなければならなりません。また申請者が自ら設立した会社に転職する 場合も、転職前後で業務内容が同じまたは同等かどうか、十分な仕事が存在するかを証明 するために、契約書や事業計画、給与明細や請求書を提示する必要があります。
- 6. 雇用ベースの永住権申請の費用とスケジュール
 - (1) 雇用ベースの永住権にかかる費用
 - 雇用ベースの永住権申請は手続きが非常に複雑なために、移民法弁護士に依頼せずに 行うことは困難です。弁護士費用は5,000ドル~10,000ドル以上と幅があります。
 - ・労働認定証申請に費用はかかりません。申請において必要とされる求人活動のための新聞などへの広告費用は文字数や搭載をする新聞社により変わりますが 1,500~4,000 ドル程度かかります。労働局への労働認定証申請にかかる弁護士費用、求人のための広告費などの全てを永住権のスポンサー企業が支払わなければならなくなりました。この費用を申請者の給与から差し引いたり、後日請求することは違反となります。

- 移民局への移民申請(I-140 申請)の費用は580ドルです。
- アメリカ国内での永住権へのステータス変更は一人 1,070 ドル(14 歳以下の申請者が主たる申請者と共に永住権申請を行う場合は 635 ドル)、米国在外公館での移民ビザ申請は国務省に一人 345 ドル、永住権発行費用として移民局に一人 165 ドル支払うことになります。その他移民局指定の医療機関での健康診断の費用がかかります。
- (2) 雇用ベースの永住権申請のタイミング
 - 基本的に永住権の申請はいつでもできます。ただし設立 1 年以内の会社は 1 年以上経 たないとスポンサーになれません。
 - 労働認定証を必要としない申請(EB-1(3))は、入国理由を偽ったと疑われないように、入国から90日は申請を避けるべきと考えます。
- 7. 家族ベースの永住権申請(Family-Based Immigration)
 - 家族がスポンサーとなって永住権を申請する場合、スポンサーになれるのはアメリカ市民である配偶者、アメリカ市民である親、アメリカ市民である子ども(21歳以上)、アメリカ市民の兄弟や姉妹、永住権保持者である配偶者、永住権保持者であり、21歳未満の子どもおよび21歳以上の未婚の子どもの親です。
 - 申請は本人とその家族の関係によって優先区分があります。アメリカ市民の家族がスポンサーの場合、永住権の発給は年間の割り当て数に制限がなく、資格を満たしている場合はビザの発給数制限に関係なく申請が進められます。年間の割り当て数が決まっているカテゴリーは申請に時間がかかることがあります。
 - (1) 年間割り当て数に制限がないカテゴリー
 - アメリカ市民との結婚
 - アメリカ市民と結婚した外国人は申請の時点で結婚期間が 2 年以下の場合は条件付きの永住権が発行されます。それから 2 年の有効期限が切れる 90 日以内にそのアメリカ市民との婚姻が継続している事を証明して条件を解除したことを移民局に申請し、申請が認可されて初めて完全な永住権が認められます。仮に離婚していてもその結婚が真正なものであったことを立証できれば、条件を解除することが可能です。もし期限内に条件解除の手続きを行わなかった場合は自動的に永住権を失い、移民局は強制送還の手続きを開始することが出来ます。
 - アメリカ市民の子ども(21歳未満)
 - 21 歳未満の外国人の子どもはアメリカ市民である親がスポンサーとなって永住権を申請する事が出来ます。
 - アメリカ市民の親
 - アメリカ市民の親である外国人はアメリカ市民である子どもを通して永住権を申請する ことができます。ただスポンサーとなるアメリカ市民の子どもは 21 歳以上でなければな りません。

- (2) 年間割り当て制限がある永住権カテゴリー
 - 以下の場合は 1 年間の発行数が決められており、それ以上の申請があれば審査期間が 長くなります。待ち時間は優先カテゴリーや国籍によって異なります。日本人の場合は「All Charge-ability Areas Except Those Listed」に該当しますが、帰化をした日本人の場合は その出生国になります。例えば中国本土で生まれ帰化をした日本人の場合、「CHINA-mainland born」の区分になります。
 - (a) 第1優先:アメリカ市民の21歳以上の未婚の子ども
 - アメリカ市民である両親を通して永住権を申請することができます。年間割り当て数は 23,400。日本人の場合は、取得までに7年の時間を要しています。
 - (b) 第2優先:永住者の配偶者および未婚の子ども
 - 年間割り当て数は 114,200。 さらに 2 つのサブカテゴリーに分かれ、2A は永住者の配偶者および 21 歳未満の子ども、2B は未婚で 21 歳以上の永住者の子どもが該当します。77%は 2A、23%は 2B に割り当てられます。日本人は2A の場合取得までに 2 年半、2B の場合約 8 年の時間を要しています。
 - (c) 第3優先:アメリカ市民の子どもで既婚の人
 - アメリカ市民である両親を通して永住権を申請する事ができます。年間割り当て数は 23,400 で、日本人の場合は取得までに 10 年から 11 年の時間を要しています。
 - (d) 第4優先:アメリカ市民の兄弟や姉妹
 - 年間割り当て数は 65,000 で、さらに第 1 優先から第 3 優先のカテゴリーの割り当てで余った分はこのカテゴリーで使用されます。このカテゴリーは非常に多くの申請があり、永住権の取得までかなりの時間がかかり、日本人でも 11 年から 12 年、メキシコ人においては 17 年から 18 年、フィリピン人においては 25 年前後の時間を要しています。
- (3) 家族ベースの永住権申請の流れ
 - 家族がスポンサーになり永住権を申請する場合、申請者がアメリカ国外にいるか、すでに何らかのステータスでアメリカに滞在しているかによって申請方法が変わります。
 - 基本的には雇用ベースの永住権の申請と同じように、まず移民局で移民申請を行い、その後年間発給数に制限があるカテゴリーの場合はその優先日を待って米国在外公館で移民ビザ申請をするか、移民局で永住権へのステータス変更の申請を行います。年間発給数に制限がないカテゴリーの場合は、申請者がすでにアメリカに何らかのステータスにて滞在をしている場合、移民申請と同時に永住権へのステータス変更を申請することができます。
 - 申請者がすでにアメリカに何らかのステータスで滞在している場合居住地を管轄する移民 局の混雑具合にもよりますが、移民申請とともに永住権へのステータス変更をすれば、審 査期間は6、7か月です。申請者がアメリカ国外の米国在外公館で移民ビザの審査を待つ

Overseas Assistance

場合、移民局の審査に7か月、その後大使館での移民ビザ申請に2,3か月を要します。 また面接も必要です。

• 米国赴任が決まったご主人が実はアメリカ生まれで二重国籍のため奥さんは永住権が必要、という話は珍しくありません。またアメリカ人の配偶者に対しては K-3 という非移民ビザもあります。しかし K-3 ビザはあくまでも永住権の申請を前提としているため、一時的な駐在のために永住権の手続きをせずに済ますために申請することは適切ではないと考えます 92。

(4) 家族ベースの永住権申請にかかる費用

- 弁護士費用は一人約3,000ドルです。
- 移民局での移民申請の費用は 420 ドルです。米国在外公館での移民ビザ申請は 445 ドル(移民ビザ申請料金:325 ドル+Affidavit of Support 料金:120 ドル)と永住権発行費用として移民局に一人 165 ドル支払うことになります。移民局での永住権へのステータス変更の場合は 1,070 ドルです。その他、移民局指定の医師による健康診断や書類の翻訳料などがかかります。

8. DV プログラム (Electronic Diversity Visa Lottery)

- 1992 年から始まった永住権抽選プログラムとも呼ばれているもので正式には Diversity Immigrant Visa Program(移民多様化ビザプログラム)といいます。過去の移民データをもとに公平な移民の受け入れを目的とし、抽選はコンピュータにより無作為に行われます。
- 抽選への応募は年に1回、例年移民局の年度始めの10月か11月ごろから約1か月間受付けられ、指定のホームページからオンラインで行います。
- ・無料で1人1通、配偶者がいる場合は、それぞれ1通申し込めます。
- 応募資格は高校を卒業しているか又は同等の教育を受けていること、または過去 5 年間に 少なくとも 2 年以上のトレーニングや経験がなければ就けない仕事に 2 年以上の就いた経 験があることです。
- 過去5年間に5万人以上移民を受け入れている次の国で生まれた人には応募の資格がありません。
 - バングラデシュ、ブラジル、カナダ、中国(香港、マカオ、台湾生まれの人は除く)、コロンビア、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、ハイチ、インド、ジャマイカ、メキシコ、パキスタン、ペルー、フィリピン、韓国、イギリス及びイギリス領土の地域、ベトナム。
- 夫婦の場合どちらかが当選すれば双方に永住権が発行されます。その場合当選者の配偶者や子どもが対象国出身でなかったり、高校卒業以上の学歴がなくても問題はありません。
- 世界 6 つの地域(アフリカ、アジア、ヨーロッパ、北アメリカ、南アメリカ、オセアニア)に分け、アメリカへの移民の数が少ない地域に当選者数が多く割り当てられます。

⁹² https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/immigrate/family-immigration/nonimmigrant-visa-for-a-spouse-k-3.html

Overseas Assistance

- 抽選の結果は応募の翌年の 5 月 1 日以降に国務省のウェブサイトの"Entrant Status Check"で確認ができます。
- 辞退や不適格な当選者がいることを想定し、実際に割り当てられる数よりも多く当選者が出ます。そのため翌年の10月より発行が始まる永住権が割り当て数に達すると、当選をしていても永住権を得ることができなくなります。
- ・当選後の永住権申請の手続きには弁護士に依頼した場合 1,500 ドル前後の弁護士費用と、 国務省への申請費用 330 ドル、移民ビザ申請に 1,070 ドルが申請者それぞれにかかります。 その他移民局指定の医師による健康診断や書類の翻訳料などがかかります。

9. その他の永住権の取得

- 1972 年 1 月 1 日以前から継続してアメリカに滞在をしていることを証明できる場合、不法滞在や不法入国でも永住権の申請資格があります。
- 難民、政治移民、家庭内暴力の被害者のための永住権もあります。

10.再入国許可証(Re-entry Permit)

- 365 日以上継続してアメリカを離れた場合、アメリカに居住をする意思がないとみなされ、永 住権を放棄させられることがあります。
- アメリカ国外に居住しつつ永住権を失効させないために1年に1度ハワイに1週間滞在して も、アメリカに居住する意思がないとみなされれば永住権の放棄の手続きをその場でとられ ることもあります。
- 移民局や税関国境警備局は 180 日以上アメリカを離れていた永住権保持者には、「なぜ長い間アメリカを出国していたのか?」「どこから収入を得て生活しているのか?」「生活基盤はどちらの国にあるのか?」「アメリカに自宅はあるのか?」と、かなり細かく質問するにあるようです。
- ・家族の海外駐在や看病など、やむを得ない事情で一時的に 365 日以上(180 日以上という 規定もある)継続してアメリカを離れる場合、再入国許可証(Re-entry Permit)をアメリカ出国 前に移民局に申請します。最初の申請で 2 年の再入国許可証が発行され、最初の延長で 更に 2 年、その後は 1 年ごとの延長となります。法的には延長の回数に制限はありません。 通常 6 年までは延長可能です。ただしそれ以上になると移民局が申請を拒否する可能性も あります。
- 再入国許可証の申請はアメリカに滞在をしているときに行わなければなりません。延長申請の場合でも移民局で申請書類が受領されるまで申請者はアメリカに滞在していなければなりません。再入国許可証の延長申請は再入国許可証の有効期限までに行います。
- 移民局での申請書類受領後数週間後に指定された日時に移民局にて指紋採取が行われ、 その後再入国許可証の申請の審査に入ります。審査期間は約 4 か月です。指紋採取を終 えた後はアメリカ国外にて再入国許可証が発行されるのを待つことも可能です。

- 申請書類受領後アメリカを出国し、指紋採取は延期の手続きを取り、タイミングを見て再入国して指紋採取をすることも可能です。再入国許可証は手元にはありませんが、延長申請の書類等を携行し指紋採取のためとして入国します。
- 再入国許可証の申請を弁護士に依頼した場合、弁護士費用は500~1,200ドル、移民局の申請費用は445ドルです。

11.市民権

- 一定条件の下、アメリカに居住していれば市民権の申請が可能となります。申請の条件は、 次の通りです。
 - 永住権を有していること。
 - 市民権の申請以前にアメリカで継続して最低4年9ヵ月(アメリカ市民との婚姻によって 永住権を取得した場合は2年9か月)居住し、その期間のうち半分以上は実際にアメリ カに滞在していること。
 - 市民権を申請する州に最低3か月居住していること。
 - 日常英語を読み、書き、話せること。
 - アメリカ政府と歴史についての基本的な知識を持っていること。
 - 道徳的人格(Good Moral Character)であること(通常犯罪に関与した人はこの条件を満たさない)。
 - 市民権の申請をしてからアメリカ市民としての実際の許可が下りるまでアメリカに継続して 居住すること。
 - 市民権の申請時に18歳以上であること。
- ・申請では移民局に書類を提出後、指紋採取を行います。その後指定された日時に移民局 に出頭し、面接とアメリカの政治と歴史の基本知識の試験を受けます。それらに合格すると 宣誓式で宣誓を行い、そこで証明書が渡されます。居住をしている地域を管轄する移民局 の混雑状況にもよりますが、市民権の審査期間は4か月から半年です。
- 市民権の申請を弁護士に依頼した場合、弁護士費用が500~1,000ドル、移民局の申請費用が595ドル、指紋採取の費用が85ドルです。

XI. ビザの申請

- 1. 申請場所
 - 国務省でビザの申請を受け付けていた時代もありましたが、今は必ずアメリカ外にあるアメリカ大使館・領事館で申請する必要があります。(移民局で発行される I-797 はビザではありません。)
 - 日本国籍以外の申請者が日本でアメリカビザの申請ができるように、基本的にどの国にもある米国在外公館でもビザの申請は可能です。ただし E ビザは E ビザ登録をしている国の米

Overseas Assistance

国在外公館で手続きをした方がいいように、ビザ種別によっては申請場所を考えた方がいいビザもあります。

• 家族が外国籍の場合も主たる申請者が日本人の場合は、日本で申請することができます。

2. 面接

- 一般的に、面接日に14歳未満または80歳以上の申請者は国籍に関わらず面接は必要ありません。郵送で申請することができます93。
- ただし以下の条件に該当するものがある場合は郵送でビザの申請をすることができません 94。
 - 現在日本に居住または滞在していない。
 - エスタ電子渡航認証 (ESTA) の申請が却下されたことがある。
 - イラン、イラク、北朝鮮、スーダンまたはシリアのいずれかの国籍を持っていない。
 - 今まで日本、アメリカ、あるいは他の国で逮捕されたことがない。
- すでに両親がビザを取得している場合、子どもは郵送で申請することもできます 95。
- 郵送で申請しても、ケースによっては面接が求められることがあります。

3. 必要書類

ビザの申請に必要とされる書類のリストです。ただし、企業・申請者によっては追加の書類が必要となる場合もあります。

(1) B ビザ

装置の売買契約書、Purchase	Industrial Worker のみ。
Order	
招聘状	• Industrial Worker と B-1 in lieu of H の場合は提出推奨。
	• Industrial Woker の場合は、売買契約書や Purchase Order が出せない場合
	は提出必須。
	現地責任者のサイン入りのもの。
職務経歴書	B-1in lieu of H-1B で、高卒、専門卒および業務に関連する学部の大学の卒業
	資格がない場合は提出が好ましい。
サポートレター	
パスポート	• 申請者全員。
	・現在有効なパスポートと、過去 10 年間に有効だった古いパスポート。古いパ
	スポートを紛失した場合などは、無くても可。
カラー写真	申請者全員、1 枚ずつ。
	・5cm×5cm。背景は白で、最近 6 ヶ月以内に撮影されたカラー写真1枚。頭の
	高さが 25mm~35mm で、正面を向いて撮影しているもの。眼鏡を着用した写
	真不可。
確認ページ	• 申請者全員。
	・DS-160 の電子署名後に作成される。
面接予約確認書	・申請時に14歳以上80歳未満の申請者全員。

(2) Eビザ

① 新規企業登録

⁹³ https://ustraveldocs.com/jp/ja/interview-waiver

⁹⁴ https://ustraveldocs.com/jp/ja/interview-waiver

 $^{^{95}}$ https://ustraveldocs.com/jp/ja/interview-waiver

Overseas Assistance

【E-1(貿易駐在員)】

資本関係図	• E ビザを新規登録する現地法人から日本の究極の親会社までの利害関係各
頁平岗际凶	*E こりを利成金球りる現地伝入から日本の先極の税去社までの利害関係各 社の関連性・資本関係を記載した詳細なグループストラクチャー。
	・株式所有率も記載。。
株主台帳	F ビザを新規登録する現地法人および上記で示す利害関係各社それぞれの
休土口帳	
	株主台帳。 • E ビザを新規登録する現地法人以外は、有価証券報告書の関係会社の状況
	に記載があれば、提出を省略(ただし大使館からリクエストがあれば追って提
Art Arth East	出)。
組織図	・申請者の情報(氏名、役職・部署名)、及び会社内での位置が記入されたもの
	・英語でスタッフのフルネーム、タイトルを記載。
	・組織が大きい場合は現地法人・支店の組織図に分ける。(1 枚は申請企業の全体図 1 ない 中語 など エヌカス 2000 0 2 1 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
※ → V ※ V ⇒ = = = = = = = = = = = = = = = = = =	体図、1枚は申請者が所属する部署の、合計2枚)。
資本金送金証明書	・資本金を日本から送金された際に銀行が発行する、送金の依頼書。
	Application for Remittance of the Capital のコピー。
	•銀行口座の入金の記録でも可。Bank Statement of the Capital など。
	・送金元と送金先が記載されていること。
事業計画書	・今後5か年の売上、利益、雇用(ローカル採用)の推移表。
	・日米間の貿易額も記入。
	• E-1 カンパニーは、日米間の貿易量を増やすことにより米国に貢献していくこと
	が求められます。
貿易のエビデンス	・貿易集計フォーム(直近(過去6ヶ月)の貿易をまとめた集計表)。
	・集計表には、日付(送り状番号の日付)、送り状番号、船荷証券・航空貨物送り
	状番号、取引金額が簡潔に記載されていること。
	(取引毎に判りやすくまとめられたもの)
	・集計表に記載されている各貿易を証明する書類のコピー:
	送り状、船荷証券・航空貨物送り状、支払証明(銀行残高書で代用可)を 1 セッ
	トとして貿易取引毎に提出する。取引数が多い場合は、金額が大きい取引を各
	月 2~3 件程度ピックアップ頂き提出する。
パイチャート	・輸出国別貿易構成比・輸入国別貿易構成比を記載した円グラフ。
	•Eビザを新規登録する現地法人から見て、日米および日米以外の第3国の貿
	易割合を円グラフで作成。
財務諸表	・現地法人・支店の直近の貸借対照表と損益計算書コピー。
	監査していないものでも可(英文)
	・直近3年分。(新しい会社の場合はあるだけ)。
	子会社がある場合は連結ではなく、単体のもの。
連邦法人税申告書	・実際に IRS に提出した U.S. Corporation Income Tax Return(Form1120)の
	コピー。1 ページ目から Schedule L まで。添付ファイルは不要。
	• General Partnership の場合は、Form1065。
	直近3年分。
サポートレター	• 詳細な履歴書を含む。
DS-156EPart1,2,3	• 国務省指定書式。
パスポート	• 申請者全員。
	・現在有効なパスポートと、過去 10 年間に有効だった古いパスポート。 古いパス
	ポートを紛失した場合などは、無くても可。
カラー写真	申請者全員、1 枚ずつ。
	・5cm×5cm。背景は白で、最近 6 ヶ月以内に撮影されたカラー写真1枚。頭の
	高さが 25mm~35mm で、正面を向いて撮影しているもの。 眼鏡を着用した写
	真不可。
戸籍謄本	家族も申請する場合。
確認ページ	•申請者全員。
1年的D. 、 へ	・DS-160の電子署名後に作成される。
	DU 100 V电 1 有4 区に下水で4 VJ。
面接予約確認書	・申請時に14歳以上80歳未満の申請者全員。
I-797 のコピー	・米国内で滞在資格の変更、あるいは延長した場合。

最終的な親会社が非上場企業の場合、追加で必要な書類

現地法人設立証明書	・会社設立時に州政府が発行した Certificate of Incorporation のコピー。(LLC
	の場合は Certificate of Formation)。
	• 会社設立時に州政府が発行。州によってはない場合もある。ただしその場合は
	定款や州政府への登録状況を示すサイトの画面を提出。

Overseas Assistance

現地法人の定款	• Articles of Incorporation のコピー。
	・米国弁護士が会社設立時に作成。
	・州によってはない場合もある。その場合は「現地法人設立証明書」を提出。
現地法人の付属定款	• By-laws のコピー(LLC の場合は Operating Agreement)。
	・米国弁護士が会社設立時に作成。
	州によってはない場合もある。
第一回役員会議事録	• Minutes of the First Meeting of the Board of Directors, Consent of Sole
	Director In Lieu of Organizational Meeting, Unanimous Written Consent of
	Directors などのコピー。
	・米国弁護士が会社設立時に作成。
	・買収の場合は買収に関する議事録。
	• 発行株式数・株主名・所有株式数がわかる箇所にハイライト。
日本本社の株主が日本国籍	・法人税申告書の"同族会社等の判定に関する明細書"(英訳も含む)。
であることを証明する書類	個人が株主であれば"パスポートコピー"など。
現地支店設立証明書	• 支店の場合のみ必要。
	支店設立時に州政府が発行。
営業ライセンス	・支店の場合のみ必要。
	• 支店設立時に州政府が発行。
法人組織図	・支店の場合のみ必要。
	・アメリカにある支店と親会社の関係が分かるもの。

【E-2(投資駐在員)】

資本関係図	Eビザを新規登録する現地法人から日本の究極の親会社までの資本関係図
	• 株式所有率も記載。
株主台帳	• E ビザを新規登録する現地法人および上記で示す利害関係各社それぞれの
	株主台帳。
	•E ビザを新規登録する現地法人以外は、有価証券報告書の関係会社の状況
	に記載があれば、提出を省略(ただし大使館からリクエストがあれば追って提
	出)。
組織図	・申請者の情報(氏名、役職・部署名)、及び会社内での位置が記入されたもの
	英語でスタッフのフルネーム、タイトルを記載。
	・組織が大きい場合は現地法人・支店の組織図に分ける。(1 枚は申請企業の全
	体図、1 枚は申請者が所属する部署の、合計 2 枚)。
資本金送金証明書	• 資本金を日本から送金された際に銀行が発行する、送金の依頼書。
	Application for Remittance of the Capital のコピー。
	・銀行口座の入金の記録でも可。Bank Statement of the Capital など。
	・送金元と送金先が記載されていること。
事業計画書	・今後5か年の売上、利益、雇用(ローカル採用)の推移表。
	• 日米間の貿易額の項目も入れてください。
	• E-2 カンパニーは実行した投資により事業(売上)の拡大と組織の拡大の両方
	が求められます。
投資項目リスト	•日付、投資項目、支払い済み小切手番号、銀行引き落とし日を記載し、分かり
	やすい表にまとめたもの。
投資のエビデンス	・土地売買契約書と領収書、工場建設契約書とデポジットの支払証明書、設備
	機械の購入契約書と領収書などのコピー。
	・企業買収した場合は買収契約書とその買収金額送金証明書および先方から
	の領収書のそれぞれコピー。
	・保有資産(過去に行った設備投資など)での申請の場合、財務諸表(バランス
	シート)など。
財務諸表	• 現地法人・支店の直近の貸借対照表と損益計算書コピー。
	監査していないものでも可(英文)
	・直近3年分。(新しい会社の場合はあるだけ)。
	子会社がある場合は連結ではなく、単体のもの。
連邦法人税申告書	・実際に IRS に提出した U.S. Corporation Income Tax Return(Form1120)の
	コピー(1 ページ目から Schedule L まで。 添付ファイルは不要)。
	• General Partnership の場合は、Form1065。
	直近3年分。

Overseas Assistance

現地法人に関する新聞・雑誌 記事など	• 現地法人・支店設立に関する、米国の新聞などの記事のコピー。
現地法人・支店の会社の Web	・ウェブサイト URL を提出書類に明記。
サイトなど	事業所などが実在することを示す写真(外観、内観など複数枚。会社名のプレートが入っている写真を含む。
サポートレター	
DS-156EPart1,2,3	・国務省指定書式フォームへの記入。
カラー写真	申請者全員、1 枚ずつ。
	•5cm×5cm。背景は白で、最近 6 ヶ月以内に撮影されたカラー写真1枚。頭の
	高さが 25mm~35mm で、正面を向いて撮影しているもの。眼鏡を着用した写
	真不可。
戸籍謄本	・家族も申請する場合。
確認ページ	• 申請者全員。
	• DS-160 の電子署名後に作成される。
面接予約確認書	・申請時に14歳以上80歳未満の申請者全員。
I-797 のコピー	• 米国内で滞在資格の変更、あるいは延長した場合。

最終的な親会社が非上場企業の場合、追加で必要な書類

現地法人設立証明書	・会社設立時に州政府が発行した Certificate of Incorporation のコピー。(LLC)
· 元旭仏八队立皿 97音	の場合は Certificate of Formation)。
	・会社設立時に州政府が発行。州によってはない場合もある。ただしその場合は
TRIULY LA CHATA	定款や州政府への登録状況を示すサイトの画面を提出。
現地法人の定款	• Articles of Incorporation のコピー。
	• 米国弁護士が会社設立時に作成。
	・州によってはない場合もある。その場合は「現地法人設立証明書」を提出。
現地法人の付属定款	• By-laws のコピー(LLC の場合は Operating Agreement)。
	・米国弁護士が会社設立時に作成。
	州によってはない場合もある。
第一回役員会議事録	• Minutes of the First Meeting of the Board of Directors, Consent of Sole
	Director In Lieu of Organizational Meeting, Unanimous Written Consent of
	Directors などのコピー。
	・米国弁護士が会社設立時に作成。
	・買収の場合は買収に関する議事録。
日本本社の株主が日本国籍	・法人税申告書の"同族会社等の判定に関する明細書"(英訳も含む)。
であることを証明する書類	• 個人が株主であれば"パスポートコピー"など。
事務所賃貸/購入契約書のコ	OCCUPATION ASSESSMENT OF THE
予例月頁/ 焼八矢が音のコードー	• Office Lease Agreement または Purchase Agreement のコピー。 • Sub Lease の場合は Main Contract も必要。
	• Sub Lease の場合は Main Contract も必要。
全従業員の W-2	• 全従業員の Form W-2 (米国個人所得税 源泉徴収票)
	*従業員がいない場合は不要
	• 直近 1 年分の Form 941 のコピーでも可(ただし W-2 がリクエストされた場合は
	提出)
現地支店設立証明書	支店の場合のみ必要。
33 = 33 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	支店設立時に州政府が発行。
NA West of the	2 3 A A A A A A A A A A A A A A A A A A
営業ライセンス	・支店の場合のみ必要。
	支店設立時に州政府が発行。
法人組織図	• 支店の場合のみ必要。
12.00	・アメリカにある支店と親会社の関係が分かるもの。
	7 7 77 1 - 02 0 20 H C 20 H C 20 D C

② 交替 ⁹⁶•增員•更新•TDY

現地法人の組織図	• グリーンプログラム登録企業の場合不要。申請者の情報が記入されたもの。
	英語でスタッフのフルネーム、タイトルを記載。
	• 現地法人名を記載。

[%] 前任者との交替でも、前任者が E ビザを保有している場合は交替、保有していない場合は増員として申請。

Overseas Assistance

サポートレター	
パスポート	• 申請者全員。
	• 現在有効なパスポートと、過去 10 年間に有効だった古いパスポート。 古いパス
	ポートを紛失した場合などは、無くても可。
カラー写真	申請者全員、1 枚ずつ。
	•5cm×5cm。背景は白で、最近 6 ヶ月以内に撮影されたカラー写真1枚。頭の
	高さが 25mm~35mm で、正面を向いて撮影しているもの。 眼鏡を着用した写
	真不可。
戸籍謄本	・家族も申請する場合。
確認ページ	• 申請者全員。
	・DS-160 の電子署名後に作成される。
面接予約確認書	・申請時に14歳以上80歳未満の申請者全員。
DS-156EPart1,2,3	

(3) Lビザ

① ペティション申請に必要な書類 97

日本本社の会社パンフレット	できるだけ英文のもの。
	• 事業内容の分かるもの。
日本本社の登記簿のコピー	英訳したもの。
	• Annual Report で代用可能。
日本本社の財務諸表	• 直近の英文の貸借対照表と損益計算書のコピー。英文のない場合は英訳した
	ものでも可。
現地法人・支店の会社パンフ	• 英文。
レット/商品カタログ/ホームペ	・設立直後でまだない場合はなくても可。
ージの出力	
財務諸表	・現地法人・支店の直近の貸借対照表と損益計算書コピー。
	・監査していないものでも可。英文。
	・過去3年分。(新しい会社の場合はあるだけ)
	・子会社がある場合は連結ではなく、単体のもの。
納税申告書	・直近の U.S. Corporation Income Tax Return(Form1120)のコピー。General
	Partnership の場合は、Form1065。
	• 過去 3 年分。
	• Form 1120(または 1065)のみ。添付資料は不要。
組織図	英語でスタッフのフルネーム、タイトル、簡単な業務内容を記載したもの。
	・L-1A の場合は、部下の学歴も必要。
卒業証明書•成績証明書	• 申請者が大卒の場合。
	• 英文。
職務経歴書	・特に L-1B の場合は、詳しく業務内容を説明。日本語でも可。
源泉徴収票のコピー	• 直近のもの。
給与明細のコピー	• 直近 1 年分。
パスポートコピー	• データ面(写真のあるページ)のみ。
	・申請者全員。(ステータス変更や延長申請以外、家族のものは不要。)
I-129	
Supplement L	
サポートレター	
	·

派遣先が L ビザを初めて申請する場合に必要な追加書類 98

現地法人設立証明書	・法人の場合。
	• Certificate of Incorporation のコピー。
	• 会社設立時に州政府が発行。州によってはない場合もある。ただしその場合
	は「現地法人の定款」を提出。
現地支店設立証明書	• 支店の場合のみ必要。
	• コピー。
	• 支店設立時に州政府が発行。
法人組織図	• 支店の場合のみ必要。
	• アメリカにある支店と親会社の関係が分かるもの。

⁹⁷ 担当する移民法弁護士、申請ケースによって必要とする書類が異なることがあります。

[%] 担当する移民法弁護士、申請ケースによって必要とする書類が異なることがあります。

Overseas Assistance

現地法人の定款	• Articles of Incorporation のコピー。
	*米国弁護士が会社設立時に作成。
	・州によってはない場合もある。ただしその場合は「現地法人設立証明書」を提
	出。
現地法人の付属定款	• By-laws のコピー。
	,
	・米国弁護士が会社設立時に作成。
	州によってはない場合もある。
第一回役員会議事録	• Minutes of the First Meeting of the Board of Directors, Consent of Sole
	Director In Lieu of Organizational Meeting, Unanimous Written Consent of
	Directors などのコピー。
	・ 米国弁護士が会社設立時に作成。
	・買収の場合は買収に関する議事録。
株券	・主要株主の株券のコピー。
	・未発行の場合は、株主台帳のコピー。
資本金送金証明書	• Application for Remittance of the Capital のコピー。
資本金受金証明書	• Bank Statement of the Capital のコピー。
事務所賃貸/購入契約書のコ	• Office Lease Agreement または Purchase Agreement のコピー。
ピー	• Sub Lease の場合は Main Contract も必要。
事業計画	・現地法人が設立1年以内の場合。
	• 財務情報や売上や雇用の計画も明記。

②ビザ申請に必要な書類

I-797	• コピー ⁹⁹ 。
パスポート	• 申請者全員。
	・現在有効なパスポートと、過去 10 年間に有効だった古いパスポート。 古いパス
	ポートを紛失した場合などは、無くても可。
カラー写真	• 申請者全員、1 枚ずつ。
	•5cm×5cm。背景は白で、最近 6 ヶ月以内に撮影されたカラー写真1枚。頭の
	高さが 25mm~35mm で、正面を向いて撮影しているもの。 眼鏡を着用した写
	真不可。
戸籍謄本	・家族も申請する場合。
確認ページ	• 申請者全員。
	・DS-160 の電子署名後に作成される。
面接予約確認書	・申請時に14歳以上80歳未満の申請者全員。

(4) Blanket Lビザ

① Blanket 登録に必要な書類 ¹⁰⁰

現地法人設立証明書	• 法人の場合。
	• Certificate of Incorporation のコピー。
	• 会社設立時に州政府が発行。州によってはない場合もある。ただしその場合
	は「現地法人の定款」を提出。
現地支店設立証明書	・支店の場合のみ必要。
	• コピー。
	• 支店設立時に州政府が発行。
法人組織図	• 支店の場合のみ必要。
	・アメリカにある支店と親会社の関係が分かるもの。
株券	・主要株主の株券のコピー。
	・未発行の場合は、株主台帳のコピー。
事務所賃貸/購入契約書のコ	・Office Lease Agreement または Purchase Agreement のコピー。
ピー	• Sub Lease の場合は Main Contract も必要。
財務諸表	・現地法人・支店の直近の貸借対照表と損益計算書コピー。
	監査していないものでも可。英文。
	・過去3年分。(新しい会社の場合はあるだけ)
	子会社がある場合は連結ではなく、単体のもの。
納税申告書	・直近の U.S. Corporation Income Tax Return(Form1120)のコピー。General
	Partnership の場合は、Form1065。
	• 過去 3 年分。

⁹⁹ https://ustraveldocs.com/jp/ja/work-visa/

¹⁰⁰担当する移民法弁護士、申請ケースによって必要とする書類が異なることがあります。

Overseas Assistance

	• Form 1120(または 1065)のみ。添付資料は不要。
現地法人の従業員のリスト	氏名、タイトル、部署名が記載されたもの。
Blanket の基準を証明する書	• 現地法人社員 10 名以上のLビザの認可書、現地法人が US\$25 mill.以上の
類のコピー	売上があることを示す書類、1,000 人以上の社員がいることを示す書類のいず
	れか。
日本本社の会社パンフレット	• できるだけ英文のもの。
	• 事業内容の分かるもの。

② ビザ申請に必要な書類

I-797	• コピー、1 部 ¹⁰¹ 。
	• Blanket のリスト付の最新版
I-129S	• コピー可。1 部
サポートレター	
パスポート	• 申請者全員。
	• 現在有効なパスポートと、過去 10 年間に有効だった古いパスポート。 古いパス
	ポートを紛失した場合などは、無くても可。
カラー写真	・申請者全員、1 枚ずつ。
	•5cm×5cm。背景は白で、最近 6 ヶ月以内に撮影されたカラー写真1枚。頭の
	高さが 25mm~35mm で、正面を向いて撮影しているもの。 眼鏡を着用した写
	真不可。
戸籍謄本	・家族も申請する場合。
確認ページ	• 申請者全員。
	• DS-160 の電子署名後に作成される。
面接予約確認書	・申請時に14歳以上80歳未満の申請者全員。
Fraud Prevention and	• 500ドル。
Detection Fee	• 面接時に申請者本人が大使館、総領事館で支払い。
	• 更新の際も必要。

(5) H-1B

① 学歴査定および労働条件申請に必要な書類 102

卒業証明書•成績証明書	• 英文。
履歴書	英文。
労働条件申請書	• 申請者の給与が、現地スタッフの給与よりも高いこと。

② ペティション申請に必要な書類 103

スポンサー企業のパンフレット	会社の概要がわかるもの。
	• 英文。
納税申告書	• 直近の U.S. Corporation Income Tax Return(Form1120)のコピー。General
	Partnership の場合は、Form1065。
	• 過去 3 年分。
	• Form 1120(または 1065)のみ。添付資料は不要。
パスポートコピー	• データ面(写真のあるページ)のみ。
	・申請者全員。(ステータス変更や延長申請以外、家族のものは不要。)
オプショナルプラクティカルトレ	・学生の場合。
ーニングカード	・ OEAD カード両面のコピー。
ソーシャルセキュリティーカード	持っている場合。
	• コピー。
I-20	• 学生の場合。
	• コピー。
履歴書	・過去の経験を申請に活かす場合。
給与明細	• OPT などで既にアメリカ国内で働いている場合。
	• コピー。
I-94	アメリカに滞在している場合。
	• コピー

¹⁰¹ https://ustraveldocs.com/jp/ja/work-visa/

¹⁰² 担当する移民法弁護士、申請ケースによって必要とする書類が異なることがあります。

¹⁰³担当する移民法弁護士、申請ケースによって必要とする書類が異なることがあります。特にスポンサー企業が新会社の場合は、会社設立の情報、オフィスの賃貸契約書、ビジネスプランなどが必要になります。

Overseas Assistance

	• 申請者全員。
ビザ	アメリカに滞在している場合。コピー
	コピー
	• 申請者全員。
I-129	
Supplement H	
サポートレター	

③ビザ申請に必要な書類

I-797	• JĽ°-104°
パスポート	• 申請者全員。
	• 現在有効なパスポートと、過去 10 年間に有効だった古いパスポート。 古いパ
	スポートを紛失した場合などは、無くても可。
カラー写真	・申請者全員、1 枚ずつ。
	•5cm×5cm。背景は白で、最近 6 ヶ月以内に撮影されたカラー写真1枚。頭の
	高さが 25mm~35mm で、正面を向いて撮影しているもの。眼鏡を着用した写
	真不可。
戸籍謄本	• 家族も申請する場合。
確認ページ	• 申請者全員。
	• DS-160 の電子署名後に作成される。
最終学歴の英文卒業証明書	• コピー
移民局申請時のサポートレタ	• コピー
_	
面接予約確認書	・申請時に14歳以上80歳未満の申請者全員。

(6) Jビザ ¹⁰⁵

DS-2019	・オリジナル。
DS-7002	企業研修の場合。
	• ⊐ピー。
奨学金などに関するレター	• 研究目的の研修で、奨学金を受ける場合。
	• コピー。
	• 支払額が明記されていること。
ペーシェントケアに関する書類	• 医師に必要。アメリカで診察行為を行うかどうかを明記。
	• コピー。
	• 受入機関が発行。
英文残高証明書	• 研究目的の研修の場合。
	• 英文
	サポートレター、または受入機関からのレター、奨学金などに関するレターに、
	十分な金額が明記されている場合は不要。
サポートレター	
エッセー	サポートレターがない場合必要。
	• 英文。
パスポート	• 申請者全員。
	• 現在有効なパスポートと、過去 10 年間に有効だった古いパスポート。古いパ
	スポートを紛失した場合などは、無くても可。
カラー写真	・申請者全員、1 枚ずつ。
	•5cm×5cm。背景は白で、最近 6 ヶ月以内に撮影されたカラー写真1枚。頭の
	高さが 25mm~35mm で、正面を向いて撮影しているもの。 眼鏡を着用した写
	真不可。
戸籍謄本	・家族も申請する場合。
確認ページ	• 申請者全員。
	• DS-160 の電子署名後に作成される。
面接予約確認書	・申請時に 14 歳以上 80 歳未満の申請者全員。
SEVIS 管理費支払証明書	• 180ドル相当。
	• 更新の場合は不要。

 $^{^{104}~\}rm{https://ustraveldocs.com/jp/ja/work-visa/}$

¹⁰⁵業務研修の場合は、別途アンブレラスポンサーに提出する書類があります。

(7) Fビザ

I-20	・オリジナル。
奨学金などに関するレター	・奨学金を受ける場合。
)(1 <u>H</u> sie (),(7)	• ⊐ピー。
残高証明書	英文。
	・サポートレター、奨学金などに関するレターに、十分な金額が明記されている
	場合は不要。
サポートレター	•
パスポート	• 申請者全員。
	・現在有効なパスポートと、過去 10 年間に有効だった古いパスポート。古いパ
	スポートを紛失した場合などは、無くても可。
カラー写真	申請者全員、1 枚ずつ。
	・5cm×5cm。背景は白で、最近 6 ヶ月以内に撮影されたカラー写真1枚。頭の
	高さが 25mm~35mm で、正面を向いて撮影しているもの。 眼鏡を着用した写
	真不可。
戸籍謄本	・家族も申請する場合。
確認ページ	• 申請者全員。
	• DS-160 の電子署名後に作成される。
面接予約確認書	・申請時に14歳以上80歳未満の申請者全員。
SEVIS 管理費支払証明書	200ドル相当。
	• 更新の場合は不要。

(8) 家族後日

主たる申請者のビザ面のコピ	
_	
主たる申請者の I-94 のコピー	・主たる申請者がアメリカに滞在していない場合は不要。
	・税関国境警備局(CBP: U.S. Customs and Border Protection)の Web Site ペ
	ージのプリントアウト(i94.cbp.dhs.gov)。
	• I-94 がパスポートに貼られている場合は両面のコピー。
戸籍謄本	・英語以外の場合は、英訳も添付すること。
I-20	• F-2 ビザの場合。
	• 申請者全員。
I-797	・L-2 ビザ更新の場合。(アメリカに滞在中に滞在許可の延長も行った場合。)
	• 申請者全員。
DS-2019	• J-2 ビザの場合。
	• 申請者全員。
パスポート	• 申請者全員。
	・現在有効なパスポートと、過去 10 年間に有効だった古いパスポート。古いパ
	スポートを紛失した場合などは、無くても可。
カラー写真	・申請者全員、1枚ずつ。
	・5cm×5cm。背景は白または淡く薄い色で、最近 6 ヶ月以内に撮影されたカラ
	一写真1枚。頭の高さが 25mm~35mm で、正面を向いて撮影しているもの。
	眼鏡を着用した写真不可。
確認ページ	• 申請者全員。
	・DS-160 の電子署名後に作成される。
面接予約確認書	・申請時に14歳以上80歳未満の申請者全員。

(9) 外国籍

• 上記の書類のほかに、外国籍の方は以下の書類が別途必要になります。

外国人登録証または在留カー	両面コピー。
F	
CV (英文履歴書)	・大使館指定の CV の提出が別途必要です。
ビザ発行料	・国籍およびビザ種別により、ビザ申請料金の他に、ビザ発行料 106が必要な場
	合がある。

https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/Visa-Reciprocity-and-Civil-Documents-by-Country.html

XII. 面接

- 基本的に入館できるのは面接対象年齢の申請者のみとされていますが、預けることができない小さな子どもの入館は認められています 107。
- アメリカの領事との面接です。印象も大切ですので、男性はなるべくネクタイ・上着着用(夏季はクールビズ)、女性もそれに順ずる服装で面接を受けます。家族はラフとならない程度のカジュアルで問題ありません。
- 名前を呼ばれたら家族と一緒に列に並び面接を受けます。家族が質問されることはほとんどありません。
- 面接は強化ガラス越しに立ったまま行われ、数分程度で終了します。ただし業務経験の少ない場合やJビザでの企業研修の場合など、10分程度質問が続く場合もあります。
- 面接は基本的に英語ですが日本語が流ちょうな領事もおり、日本語で行われることもあります。 英語での会話が難しい場合は職員に通訳を依頼することも可能です。ただしFビザやJビザ などの面接では、英語のコミュニケーション能力も審査項目に含まれます。
- 面接は本人確認が主な目的です。ただし事前に必ずサポートレターを読み、回答との整合性に注意します。
- 滞在予定期間は、DS-160 やサポートレターに書かれている期間を答えます。滞在期間が決まっていない場合でも、「恐らく×年ぐらい」と、DS-160 の期間を答えます。
- •よくある質問は以下の通りです
 - 「勤続年数は何年ですか?」
 - 「アメリカで何をしますか?」
 - 「アメリカではどこに住みますか?」
 - 「どれぐらいアメリカに滞在しますか?」
 - 「勤務地(研修場所)はどこですか?」
 - 「研修先の会社名はなんですか?」
 - 「勤務先はどんな会社ですか?」
 - 「Position 名と簡単な職務内容を説明してください。」
 - 「なぜ、その職務を遂行できるのですか?(経歴や学歴をもとに回答)」
- 面接終了時には、認可、却下、一時却下(追加審査・書類指示)のいずれかを通知する書面が 渡されます。

¹⁰⁷ 大使館からの回答:「はい、お子様を連れて来られても結構です。面接当日は、お子様が遊べる小さいおもちゃや本などをご持参いただいても結構です。待合室にはお湯、飲み水、ジュースなどの自動販売機が用意されています。また、正門でのセキュリティーチェック用に、念のためお子様のパスポート又は身分証明書をご持参ください。」

Overseas Assistance

- 万が一ビザの発給が拒否された場合は、必ずその理由とどうすればいいか(追加書類の要求、 他の種類のビザでの申請など)を領事に確認することにより、その後の対応がスムーズになり ます。
- 初めビザの発給を拒否した領事が申請者の説明で判断を変えることもあります。 あきらめず粘り強く説得します。
- 1. Eビザ: Executive / Supervisory Employee の場合
 - Executive / Supervisory Employee とは
 - ビザ審査のガイドラインである Foreign Affairs Manual(FAM)には Executive / Supervisory Employee を以下の要素に考慮して審査するように書かれています 108。
 - ✓ 申請者が就くことになっているポジションの役職、その会社の組織構造の中での位置づけ、役職の職務、申請者が会社の全体運営もしくはその主要な構成要素に対して持つ最終的な権限及び責任の程度、申請者が監督する従業員の人数及び能力水準、申請者の給与水準及び申請者が条件を満たす役員もしくは監督者の経験を有しているかどうか。
 - ✔ ポジションの役員または監督者の要素が、二次的または付随的な機能ではなく、主要な機能であるかどうか。例えば、そのポジションが主に管理能力を必要とするもしくは会社の運営の大部分に対して主要な監督責任を持ち、付随的にスタッフの実質的な日常定型業務のみを行う場合は、一般的に E のカテゴリーが適切であると考えられます。逆に、そのポジションが主に日常定型業務を伴い、二次的にのみ下層従業員の監督を伴う場合、そのポジションは役員または監督者とは呼べません。
 - ✓ 特定の要素の重みは場合によって様々である為、それぞれで対応する必要があります。例えば、申請者が多数の従業員を抱える大規模な事業所に来ている場合、「副社長」や「マネージャー」という役職は、役職の監督的性質を評価するのに役立つかもしれません。しかし、申請者が2人だけの小さな事務所に来ている場合は、そのような肩書きはそれ自体があまり重要ではないでしょう。
 - Executive / Supervisory Employee の審査のポイント
 - 申請者の役割が米国拠点にとって必要不可欠かどうかを見られます。管理能力を有する申請者を派遣することができないといかに困るか、事業にどのような支障がでるのか、なるべく具体的かつ平易な表現を用いて説明します。「この人が派遣できないと確かに困る」と領事が実感できるように、部下の人数、担当する顧客数、所属する部門の売り上げなど、数字、固有名詞などを入れると効果的です。
 - 申請者の管理能力を有するかは以下のポイントを見ています。これらのポイントに準じて、 具体的に平易な表現を用いて説明できるよう準備します。
 - ✓ 十分な管理職経験があるのか?

¹⁰⁸ 9 FAM 402.9-7(B) Executive and Supervisory Employee Responsibility

Overseas Assistance

- ✔ 米国拠点のポジションは管理者と言えるか?
- ✓ 現地で採用することが難しいか?
- ✔ 管理能力を反映した給与か?
- 領事の質問への対応
 - 今回の申請でなにを Executive / Supervisory Employee として主張しているかをサポートレターで確認します。
 - 自身の Executive / Supervisory Employee と前述の審査のポイントを理解した上で、以下の質問への回答を準備します。
 - ✓ 米国拠点の組織におけるあなたポジションを説明してください。部下はどのような人 (タイトル、学歴、経験など)が何人ぐらいつきますか?
 - ✓ あなたの管理者としての役割と権限(責任)を説明してください。
 - ✓ あなたが管理者として求められる能力はこれまでのどのような経験を通して習得しましたか?
 - ✓ あなたのサラリーはいくらですか?管理者として低くありませんか?
 - ✓ プレイイングマネージャーのようにスタッフと同じ業務もしますか?その場合どのような業務ですか?管理業務とのウェイトを説明してください。
 - ✓ 上司もいるのになぜあなたのポジションが必要なのですか?中間管理職としての役割を説明してください。
 - ✔ あなたの管理職経験/英語力でアメリカ人の部下をどう管理するのですか?
 - ✓ あなたを派遣できないと米国拠点の運営にどのような支障が生じますか?
 - ✓ あなたの言う管理能力を有する人はアメリカにもいます。なぜ現地採用ではだめなのですか?
- 2. Eビザ:Essential Employee の場合
 - Essential Employee とは
 - ビザ審査のガイドラインである Foreign Affairs Manual では Essential Employee を以下の 様に説明しています ¹⁰⁹。
 - ✓ 特別な資格を有する従業員が企業の効率的な運営に必要不可欠なサービスを提供する場合に E ビザカテゴリーの資格を与えます。従って、従業員は、専門的なスキルを有していなければならず、同様に、そのようなスキルは企業が必要とするものでなければなりません。
 - ✓ 専門的なスキル
 - ▶ 事業が特定のスキルセットの必要性を確立したら、そのスキルが専門的なものであるかどうかを判断しなければなりません。その場合、ビザ申請者がこれらのスキルを保有していることを証明しなければなりません。求められているスキ

¹⁰⁹ 9 FAM 402.9-7(C) Essential Employees

Overseas Assistance

ルの専門性と、申請者がこれらのスキルを保有しているかどうかを判断する際 には、以下の点を考慮する必要があります。

- ◆該当するスキルを習得する為に必要な経験及びトレーニング
- ♦該当するスキルの独自性
- ◇該当するスキルを保有する米国労働者の有無
- ◆該当する特別な専門的知識が見込める給与
- ◆専門分野における外国人(申請者)の証明された専門的知識の程度
- ◆外国人(申請者)が担当することになっている職務
- ➤ 通常の技能労働者 (skilled workers) が essential employee として評価される場合もあり得ますが、これはほぼ例外なく、事業立ち上げやトレーニング目的に必要とされるケースです。新規事業や米国で新分野への拡大を試みている既存の事業者が、短期間に亘り通常の技能労働者を必要とする場合もあるでしょう。このような労働者の場合、その必要性 (essentiality) は海外事業の熟知度により決まるものであり、保有する技能の特性により必要度が認められるわけではありません。技能の専門性は、雇用主の事業実施に求められる知識の特殊性に依存しており、ビザ申請者の有する決まり切ったやり方の技能によるものではありません。
- ➤ Eビザ企業による過去の雇用:海外事業の熟知度をもって専門知識 (specialized knowledge) を持つと評価される通常技能労働者の場合を除き、必要不可欠な従業員 (essential employee) は該当の企業と過去に雇用関係を持っている必要はありません。不可欠性 (essentiality) の核となるのは、不可欠スキルの事業的必要性及び申請者が該当するスキルを有しているか否かという点です。企業は現時点で一定のスキルを持つ従業員が在籍していなくても、事業運営の為に技能を必要とすることもあります。
- ✓ 最初の申請時及びその後の各申請時において、ビザ申請者は自身が必要とされる 専門的なスキル (specialized skills) を有していること、且つ当該の専門的なスキル が必要とされる期間を明確に提示しなければなりません。スキルによっては事業が 運営している期間はずっと必要不可欠である場合もあります。しかしながらその他の スキルは、例えば立ち上げの場合のように、短期間で必要性が無くなるケースもあり、 短期間であれば、企業が事業を成功させるために必要な専門的なスキルを米国人 従業員に訓練することができることは合理的であると考えられます。スキルが不可欠 と主張される期間を評価する際は、従業員のオンボーディング(従業員を組織に、 迅速に熔けこませ機能させること)に必要な時間及び計画している職務を遂行する 時間を考慮します。今日、高度で特殊且つ独自性があるとされているスキルが、数 年後も同じであるとは限りません。

- ▶ 長期的に必要な場合:その従業員が製品改善のための継続的な開発、品質管理、または不在の場合特定のサービスの提供が滞る職務に従事している場合など、雇用主が継続してそのスキルを必要としていることがあります。
- ▶ 短期的に必要な場合:その従業員の目的が立上げ業務(事業そのもの若しくは事業による新しい活動)に係る場合、または製造、維持、修理などの職務に従事する技術者のトレーニングや監督であった場合、雇用主は比較的短い期間(1~2年)のみそのスキルを必要としていることがあります。
- Essential Employee の審査のポイント
 - サポートレターで必要な説明はなされていますが、領事から補足説明を求められることが あります。その場合は以下のポイントに注意して答えます。
 - まず申請者の役割が米国拠点にとって必要不可欠かどうかが見られます。特殊技能を 有する申請者を派遣することができないといかに困るか、事業にどのような支障がでるの か、なるべく具体的かつ平易な表現を用いて説明します。「この人が派遣できないと確か に困る」と領事が実感できるように、部下の人数、担当する顧客数、所属する部門の売り 上げなど、数字、固有名詞などを入れると効果的です。
 - 申請者の技能が特殊であるかは以下のポイントを見ています。これらのポイントに準じて、 具体的に平易な表現を用いて説明します。
 - ✓ その技能を習得するには、どれぐらいの経験、トレーニング、期間を要するか?
 - ✓ その技能は特殊な(独自の)ものか?
 - ✓ その技能を有する人材がアメリカに少ないか(いないか)、現地で採用することが難しいか?
 - ✓ 技能の特殊性や知識の専門性を反映した給与か?
- ・領事の質問への対応
 - 申請でなにを essential skill(必要不可欠な特殊な技能)として主張しているかをサポートレターで確認します。
 - 自身の essential skill と前述の審査のポイントを理解した上で、以下の質問への回答を 準備します。
 - ✓ あなたはどのような essential skill(必要不可欠な特殊な技能)を有していますか?
 - ✓ あなたの技能・知識はどこが特殊なのですか?
 - ✓ あなたのサラリーはいくらですか?essential employeeとしては低くありませんか?
 - ✓ 短い就業期間でどうやってその essential skill を身に付けましたか?
 - ✓ 大学の専攻と異なっているのに、それは特殊な技能・知識なのですか?
 - ✓ あなたを派遣できないと米国拠点の運営にどのような支障が生じますか?
 - ✓ あなたの言う skill を有する人はアメリカにもいます。なぜ現地採用ではだめなので すか?

- 3. Blanket L-1A ビザの場合
 - Blanket L-1A ビザとは
 - L ビザは国際企業(アメリカとアメリカ以外に拠点のある企業)の拠点間の異動者用のビザです。Blanket L-1A ビザでは、米国でのポジションが executive position(役員)または managerial position(管理職)であることが求められます。
 - ビザ審査のガイドラインである Foreign Affairs Manual に managerial / executive position についての説明があります ¹¹⁰。
 - ✓ 役員または管理職は INA 101(a)(44)¹¹¹に定義されている「管理能力」および「役員能力」に従って組織内の機能を指揮することができます。申請者が部下の仕事を監督したり管理したりするのではなく、組織内の重要な機能の管理を主に担当している場合、このような状況に当てはまる可能性があります。申請者が必須機能を管理すると主張する場合、必須機能を管理するために実行されるべき職務を詳細に記述した証拠を提供しなければなりません。つまり、機能を具体的に特定し、必須機能を管理することに起因するビザ申請者の日常業務の割合を立証しなければなりません。また、申請者の日常業務の記述はビザ申請者が機能に関連する実務を行うのではなく、機能を管理していることを証明しなければなりません。製品の生産やサービスの提供に必要な業務を「主に」行う従業員は、管理職や役員として「主に」雇用されているとはみなされません。INA 101(a)(44)(A)および(B)を参照のこと(列挙された管理職または役員職の職務を「主に」遂行することを要求する)。
 - ✓ 中小企業が主に役員や管理職を中心とした職位を支援している場合には、L カテゴリーの下で認められます。しかし、役職名や事業の所有権はそれ自体が管理職

111 (44)(A) The term "managerial capacity" means an assignment within an organization in which the employee primarily—(i) manages the organization, or a department, subdivision, function, or component of the organization; (ii) supervises and controls the work of other supervisory, professional, or managerial employees, or manages an essential function within the organization, or a department or subdivision of the organization; (iii) if another employee or other employees are directly supervised, has the authority to hire and fire or recommend those as well as other personnel actions (such as promotion and leave authorization) or, if no other employee is directly supervised, functions at a senior level within the organizational hierarchy or with respect to the function managed; and (iv) exercises discretion over the day—to—day operations of the activity or function for which the employee has authority.

A first-line supervisor is not considered to be acting in a managerial capacity merely by virtue of the supervisor's supervisory duties unless the employees supervised are professional.

- (B) The term "executive capacity" means an assignment within an organization in which the employee primarily— (i) directs the management of the organization or a major component or function of the organization; (ii) establishes the goals and policies of the organization, component, or function; (iii) exercises wide latitude in discretionary decision—making; and (iv) receives only general supervision or direction from higher level executives, the board of directors, or stockholders of the organization.
- (C) If staffing levels are used as a factor in determining whether an individual is acting in a managerial or executive capacity, the Attorney General shall take into account the reasonable needs of the organization, component, or function in light of the overall purpose and stage of development of the organization, component, or function. An individual shall not be considered to be acting in a managerial or executive capacity (as previously defined) merely on the basis of the number of employees that the individual supervises or has supervised or directs or has directed.

¹¹⁰ 9 FAM 402.12-12(B) Managerial or Executive Capacity

Overseas Assistance

や役員の能力を示すものではありません。従業員が組織の主要事業を計画、組織 化、指揮、管理することを主な職務としている場合、L ビザの目的のために役員また は管理職としての資格を得ることができます。

- ✓ 申請者の役職を評価するのに役立つ要因は直接または間接的に申請者に報告する人の数と職務内容、申請者の上司が会社組織内の上位者であるかどうか、申請者の日常的な職務が管理職や役員として相応しいかどうか(例:他人の仕事を監督する、企業を代表してハイレベルまたは業界の会議に出席するなど)、および・または申請者が会社のために重要な決定を下す権限を持っているかどうかです。
- Blanket L-1A ビザの審査のポイント
 - 申請者の役割が米国拠点にとって必要不可欠かどうかが見られます。管理能力を有する申請者を派遣することができないといかに困るか、事業にどのような支障がでるのか、なるべく具体的かつ平易な表現を用いて説明します。「この人が派遣できないと確かに困る」と領事が実感できるように、部下の人数、担当する顧客数、所属する部門の売り上げなど、数字、固有名詞などを入れると効果的です。
 - 申請者の管理能力を有するかは以下のポイントを見ています。これらのポイントに準じて、 具体的に平易な表現を用いて説明します。
 - ✓ 十分な管理職経験があるのか?
 - ✔ 米国拠点のポジションは管理者と言えるか?
 - ✓ 現地で採用することが難しいか?
 - ✔ 管理能力を反映した給与か?
- ・領事の質問への対応
 - 申請でなにを Managerial / Executive Position として主張しているかをサポートレターで確認します。
 - 自身の Managerial / Executive Position と前述の審査のポイントを理解した上で、以下の質問への回答を準備します。
 - ✓ 米国拠点の組織におけるあなたポジションを説明してください。部下はどのような人 (タイトル、学歴、経験など)が何人ぐらいつきますか?
 - ✔ あなたの管理者としての役割と権限(責任)を説明してください。
 - ✔ あなたが管理者として求められる能力はこれまでのどのような経験を通して習得しましたか?
 - ✓ あなたのサラリーはいくらですか?管理者として低くありませんか?
 - ✓ プレイイングマネージャーのようにスタッフと同じ業務もしますか?その場合どのような業務ですか?管理業務とのウェイトを説明してください。
 - ✓ 上司もいるのになぜあなたのポジションが必要なのですか?中間管理職としての役割を説明してください。
 - ✓ あなたの管理職経験/英語力でアメリカ人の部下をどう管理するのですか?

Overseas Assistance

- ✓ あなたを派遣できないと米国拠点の運営にどのような支障が生じますか?
- ✓ あなたの言う管理能力を有する人はアメリカにもいます。なぜ現地採用ではだめなのですか?

4. Blanket L-1B ビザの場合

- Blanket L-1B ビザとは
 - L ビザは国際企業(アメリカとアメリカ以外に拠点のある企業)の拠点間の異動者用のビザです。Blanket L-1B ビザが発給されるスペシャリストには specialized knowledge professional の域の専門知識を有することが求められます。
 - specialized knowledge(「専門知識」) について、FAM では以下のように説明しています 112
 - ✓「専門知識」とは、個人が有する申請企業の製品、業務、研究、設備、技術、経営、 その他事業に関連する事柄および国際市場への応用に関する専門知識、または 組織のプロセスおよび手順に関する高度な知識または専門性を意味します。
 - ✓ 専門知識を有するポジションに就くためには、その申請者の知識が特定の分野において他の従業員が有する通常の知識とは異なる、またはそのレベルを超えていなければならず、また申請企業の組織においてそれまでの意義のある経験によって得られたものでなければなりません。専門知識を有する従業員は米国の労働市場では容易に入手できない、組織のプロセスや手順、または組織の特別な知識についての高度な専門知識を有している必要があります。
 - ✓ 専門的な知識を有する従業員の特徴としては次のものが挙げられます:
 - ▶ 市場における雇用者の競争力にとって価値のある知識を有していること。
 - ▶ 米国の雇用者に対して、外国の操業状況に関する知識を十分に提供できること。
 - ▶ 海外では重要な役割を果たす従業員として活用され、企業の生産性、競争力、 イメージ、財務状況を向上させるような重要な任務を与えられていたこと。
 - ▶ 雇用主の下での豊富な実務経験がなければ得られない知識を有していること。
 - さらに specialized knowledge professional については以下のように説明しています 113。
 - ▼ 専門知識を持ったプロフェッショナル: "専門知識を持ったプロフェッショナル"として 資格を得るために個人は、1) 9 FAM 402.12-12(C) Specialized Knowledge Capacity で定義された専門知識を有し、2) INA 101(a)(32)¹¹⁴に準拠した専門職の

¹¹² 9 FAM 402.12-12(C) Specialized Knowledge Capacity

¹¹³ 9 FAM 402.12–12(D) Specialized Knowledge Professional Defined

[&]quot;Profession": INA 101(a)(32) defines "profession" as including, "but not limited to, architects, engineers, lawyers, physicians, surgeons, and teachers in elementary or secondary schools, colleges, academies, or seminaries." DHS has also held that an occupation may generally be considered a "profession" within the meaning of INA 101(a)(32) if the attainment of a baccalaureate degree is usually the minimum requirement for entry into that occupation." (9 FAM 502.4-4(B) Employment Third Preference IV

- 一員でなければなりません。
- ✓ 包括的な請願規定の下で資格を得るためには、申請者は管理職者、役員、または 専門知識を持ったプロフェッショナルでなければなりません。専門知識を持ったプロ フェッショナルとして包括的な請願書に基づいて申請する申請者については、前項 に記載されている両方の資格を満たしていることを確認しなければなりません。
- ✓ INA 101(a)(32)には、「"専門職"という用語には、建築家、技術者、弁護士、医師、外科医、および小学校、中学校、大学、アカデミー、または神学校の教師が含まれるが、これらに限定されないものとする」と記されています。申請者が専門職の一員であることを証明するには、申請者の独自の状況に応じてそれぞれ異なります。以下の例は指針であり、申請者が包括的な L-1B の目的で専門職であることを証明するための排他的な手段ではありません。この判断は最終的には裁定者の責任であり、適格な証拠はこれらの例に限定されるものではありません。
 - ➤ INA 101(a)(32)に記載されている専門職を実践するための現実的な前提条件である学士号、または学士号レベルに相当する長期の教育・研究コースの履修。
 - ➤ INA 101(a)(32)に記載されていない職業の場合、その職業に就くためには学士 号と学士号レベルの学位を示す証拠が必要となります。職業がこの要件を満 たしているかどうかを判断するためには労働統計局が発行し、オンラインで入 手できる「職業見解ハンドブック」を参照することができます。
 - ▶ 該当する場合は専門職の管理団体からの証明書、または、
 - ▶ 申請者が働こうとする州または管轄区域で免許が必要とされている場合は医 師、会計士、弁護士、エンジニアなどの関連する職業を実践するための資格。
- ✓ specialized knowledge professional とは、個人が有する所属企業の製品、業務、研究、設備、技術、経営、その他事業に関連する事柄および国際市場への応用に関する専門知識、または組織のプロセスおよび手順に関する高度な知識または専門性を意味します。
- ✓ specialized knowledge professional は特定の分野において他の従業員が有する通常の知識とは異なる、またはそのレベルを超えていなければならず、また所属企業の組織においてそれまでの意義のある経験によって得られたものでなければなりません。申請者は米国の労働市場では容易に入手できない、組織のプロセスや手順、または組織の特別な知識についての高度な specialized knowledge を有している必要があります。
- ✓ 「技能工」(肉体労働や熟練した仕事によって製品を生産することができる技能や知識を有する者) であることだけで specialized knowledge professional のカテゴリーに該当することはできません。専門知識の能力は申請者の訓練やスキルのレベルで

Overseas Assistance

はなく、事業会社の製品やサービス、経営運営、意思決定プロセス、または米国の 労働市場で容易に入手できない類似の要素に関するビザ申請者の専門知識に基 づいています。L ビザは米国の労働者不足を緩和または救済することを意図したも のではありません。

- Blanket L-1B ビザの審査のポイント
 - どのような specialized knowledge を有しているか? それは、specialized knowledge professional に該当するものか?
 - その specialized knowledge は所属企業でどの程度の在籍期間で習得したか?
 - 米国での業務でその specialized knowledge がどのように必要とされるか?
 - その specialized knowledge は米国で習得できるものではないか?
 - その specialized knowledge は大学の高等教育が必要とする業務によって得られたものか?

5. B-1 ビザ: 通常の商用の場合

- B-1 ビザとは
 - B-1 ビザは商用のためのビザです。商用として認められるアメリカでの活動には、商取引、 契約交渉、仕事上の関係者との協議、科学的・教育・専門またはビジネスのコンベンショ ンやセミナー、会議等への参加、訴訟、自主的な調査・研究などがあります。
 - 日本国籍などビザウェーバープログラム(Visa Waiver Program)が適用される場合、商用での90日以下の滞在にビザは必要ありません。ただしESTAの認証を受けていることが条件となります。
 - ビザウェーバープログラムが適用されない場合、1日の滞在でもビザが必要となります。 ビザの申請拒否を受けたことがあるなど ESTA の認証が受けられない場合、その理由も 審査に含まれます。
 - 一般的に商用での滞在は3か月あれば十分とみなされます。そのため滞在期間が90日を超えるとして商用ビザを申請する場合は、なぜそれだけの滞在が必要なのかの説明が求められます。
 - B-1 ビザで入国した場合、移民局で就労などの他の滞在ステータスに変更することができます。そのため滞在期間が長ければ長いほど、就労や移民を疑われる可能性が高くなります。
 - 移民の意図を疑われないためには、日本との強い結びつきを説明しなければなりません。 雇用主との雇用関係や会社での立場、経済的な状況、家族の絆、または社会的・文化 的なつながりなど、日本に戻る意志があることを求められます。
 - 商用のステータスでアメリカに滞在中は、アメリカを源泉とする給与(アメリカ企業からの 給与など)を受けることはできません。ただしアメリカでの活動に対し雇用主である会社に 支払われる対価は該当しません。

- 特別な条件を満たすとB-1 ビザでも就労が認められるものもあります。
 - ✓ 短期実習や米国のクライアントに販売した設備・機器のクライアント先での据付・訓練/教育・保全も、設備・機器の売買契約書及び契約書に技術者を販売元が負担して派遣するという条項の明示があることを前提に産業従事者 (industrial worker) として認められる場合があります。
 - ✓ H-1B ビザに認められる"specialty occupation"の業務内容の場合、H-1B の個人の申請資格を満たし、かつ B-1 ビザと同様の期間や給与の支給を受けない等の条件を満たす場合、B-1 in lieu of H-1B として就労ができる B-1 ビザが発給される場合があります。
- プロのアスリート(プロゴルファー、競馬のジョッキー等)がアメリカで賞金のかかった競技に参加する場合、そのチームメンバーも含めて B-1 ビザを申請することができます。
- ビザの有効期間は国籍によって異なります。日本人場合は通常10年ですが、就労が認められる場合は半年に制限されることもあります。¹¹⁵
- 就労が認められる特殊な B-1 ビザの場合、1 年など、有効期間や入国回数が限定される場合もあります。
- B-1 ビザの審査のポイント
 - 領事の質問に回答する際は以下の点をおさえます。
 - ✓ 渡米の目的が商用で認められている活動の範囲に合致しているか。就労の要素が含まれていないか。
 - ✓ 渡米の目的を遂行する適切なポジションか、十分な経験が有るか。
 - ✓ 渡米の目的が B-1 ビザで認められる滞在期間でカバーできるか。(通常 6 か月、長くて 12 か月)
 - ✓ 移民の意図はないか。
- B-1 ビザの面接でよくある質問
 - 一般的な質問は必ず回答を準備して面接に臨みます。
 - ✓ 渡米の目的はなんですか?
 - ▶ サポートレターと整合性がとれるように、また商用の範囲であることがわかるように答えます。また work(就労) という単語は使わないようにします。
 - ✓ アメリカに滞在する予定はどれぐらいですか?
 - ▶ 申請書類に記載した期間を答えます。
 - ✓ アメリカでは具体的にどのようなことをするのですか?
 - ▶ どのような活動をするのか、ただし就労を疑われないように注意して説明します。
 - ✓ なぜ日本から派遣されなければならないのですか?

https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/Visa-Reciprocity-and-Civil-Documents-by-Country.html

- ➤ 電話や Web ミーティングではできないこと、またアメリカにいる誰かに変わって もらえる業務内容ではないことを説明します。
- ✓ 給与は誰が払いますか?
 - ▶ アメリカの会社から給与の支給を受けることはできません。また宿泊費などの必要経費は給与に含まれません。
- ✓ あなたは今の会社で何年勤めていますか?どういう仕事をしていますか?
 - ▶ アメリカでの活動と整合性が取れるように、実態に合せて、また簡潔に説明します。
- ✓ あなたの日本との結び付きの深さを説明して下さい。(特に外国籍の場合)
 - ▶ 日本の会社で働いていること、家族がいること、日本の滞在期間が長いことなど、生活の基盤が日本にあること、今後も日本に住むことが伝わるように説明します。
- 領事はネガティブな質問で、申請者がきちんと申請内容を理解しているかを試すことが あります。慌てずにご回答ください。
 - ✓ この目的と内容であれば3か月もかからないのではありませんか?
 - ➤ 主要都市を10か所以上回らなければなりません。移動時間をもかかり、3か月では足りません。
 - ▶ 20 社近くの顧客にヒアリングを行うマーケティングリサーチです。アポが取れる タイミングや移動時間を考えると3か月では足りません。
 - ✓ 90 日を超えた滞在をしないのであれば、ビザなしで渡米すればいいのではないですか?
 - ➤ ESTA の認証が通らない、入国のトラブルを避けるためなど、サポートレターに 記載されている申請理由を説明します。
 - ✓ 在籍期間が1年に満たないのにこの目的を果たせるのですか?
 - ▶ 実態に合わせ、派遣者として選ばれた理由を説明します。
 - ✓ アメリカでの活動内容は就労ではありませんか?
 - ▶ 就労と商用の違いを理解し説明します。
 - ✓ 英語が苦手なようですが、どのようにその目的を遂行するのですか?
 - ▶ 今は面接で緊張しています。これまでも1人でアメリカ出張をしてきましたが、 業務上支障はありませんでした。
 - ▶ 技術的な内容なので、専門用語が分かれば比較的容易にコミュニケーションができます。
 - 通訳がつきます。
- 6. B-1(industrial worker)の場合
 - industrial worker とは

- 一般的な商用での入国のための B-1 ビザですが、例外的に就労を認められる場合があります。ビザ審査のガイドラインである FAM では、商業または産業労働者 (commercial or industrial workers) として以下のように説明しています 116。
 - ✓ 米国外の会社から購入した商業または産業設備または機械を設置、補修または修理するため、もしくは米国の労働者がそういったサービスを行うことができるように訓練するために米国を訪れる外国人。
 - √ 売買契約にそのようなサービスまたはトレーニングを提供することが具体的に記載されていなければなりません。
 - ✓ ビザ申請者は契約に記載されたサービスまたはトレーニングを行うために不可欠な 独自の知識を有していなければなりません。
 - ✓ 米国法人から報酬を受け取ってはなりません。
 - ✓ 建設実務を行うことを求める外国人には該当しません。建設実務に従事する他の労働者の管理もしくは訓練をする為であれば B-1 ビザが認められますが、建設業務を実際に行う労働者には認められません。
- ケースによっては半年または1年に限定されることもありますが、industrial workerも通常のBビザ同様10年で許可されることが多いようです。
- B-1(industrial worker)ビザの審査のポイント
 - 顧客との間で交わされた設備や機器の売買契約書のコピーの提出が求められます。
 - 売買契約書にサービスまたはトレーニングの提供が明記されているかを見られます。
 - 申請者が売買契約書を求められるサービスや、トレーニングを提供するのに必要な経験や知識があるかが見られます。
 - 滞在予定期間が契約内容に対して妥当かが見られます。
- ・領事の質問への対応
 - 上述の審査のポイントがサポートレターでどのように記載されているかを確認します。
 - サポートレターとの整合性に注意して、以下の質問への回答をご準備ください。
 - ✓ 入国の目的はなんですか?
 - ▶ 作業内容とともに、契約に基づくことを説明します。
 - ✓ どの位滞在しますか?
 - ✓ どのような機器・機械ですか?
 - ✓ 具体的にどのようなことをしますか?
 - ➤ 作業内容は事実に基づいて説明します。ただし Work という単語を使うことは 避け、FAM の中で認められている活動である設備の設置(install)、補修・修理 (repair)、訓練(training)などの単語を使用します。
 - なぜ日本から派遣されるのか?
 - ✓ 顧客の技術者ではできない理由を説明します。

¹¹⁶ 9 FAM 402.2-5(E)(1) Commercial or Industrial Workers

Overseas Assistance

- ✓ 給与はどこが払いますか?
 - ▶ Bビザはアメリカを源泉とした給与を受けることは認められていません。
- ✓ あなたは今の会社で何年お勤めですか?
 - ▶ 技術者としての経験や資格を説明します。
 - ▶ アメリカでの作業内容と関連付け、十分な経験があることを説明します。
- 中には意地悪な質問をする領事もいます。慌てず、事実に基づいて、具体的に回答をしてください。
 - ✓ この作業内容であれば3か月もかからないのではありませんか?
 - ▶ 実際の作業計画に加え、トラブルや作業計画の遅れなども考えられるとして、 サポートレターに記載している滞在予定期間を答えます。
 - ✓ 受発注の書類だけでなぜ売買契約書は無いのですか?
 - ▶ 必ずしも「契約書」でなくても、機器の購入とそれに基づく作業のためであることが明記されていれば、受発注の書類でも認められるべきと考えます。実質的には同等であると説明します。
 - ✓ 社歴が浅いのに申請内容の作業を本当にできるのですか?
 - ➤ 派遣者として選定されたのであれば必ず理由があるはずです。顧客の技術者ではできない理由、そしてそれを遂行するためのご経験を詳しく説明します。
 - ✓ この内容であれば就労ビザが必要です。
 - ▶ 就労とみなされる作業であっても売買契約に基づくものであれば B-1 ビザでの入国が、industrial worker として認められるはずである。サポートレターに記載されているので、確認していただきたい。
 - ✓ 英語が苦手なようですが、どうやって、その業務を遂行するのですか?
 - ▶ 面接に答える英語力があるかではなく、アメリカでの業務を遂行するのに必要な英語力があるかで判断すべきです。作業上ほとんど英語は必要としない、必要があれば通訳がいるなど、業務上は支障がないことを説明します。

7. B-1 in lieu of H-1B ビザの場合

- B-1 in lieu of H-1B ビザとは
 - 商用である B-1 ビザでは通常就労に該当する作業を行うことはできません。B-1 in lieu of H-1B ビザは、本来は就労ビザである H-1B ビザが適切であるものの、特別な条件を満たす場合 B-1 ビザで就労を認める、という特殊なビザです。
 - 一般的な B-1 ビザの条件に加え、以下の条件を満たすことが求められます。
 - ✓ 米国外の会社のための業務であること。(雇用主は米国外にある会社であること。)
 - ✓ 現地での業務内容が H-1B の specialty occupation に該当すること。
 - ✓ 申請者の学歴、職歴が H-1B の条件を満たすこと。
 - ✓ 一時的な就労であること。

- specialty occupation は以下のように定義されています。
 - ✓ Specialty occupation means an occupation which requires theoretical and practical application of a body of highly specialized knowledge in fields of human endeavor including, but not limited to, architecture, engineering, mathematics, physical sciences, social sciences, medicine and health, education, business specialties, accounting, law, theology, and the arts, and which requires the attainment of a bachelor's degree or higher in a specific specialty, or its equivalent, as a minimum for entry into the occupation in the United States. ¹¹⁷
 - ✓ 大学の学部レベルで得られる特殊な知識を用いる職種でなければなりません。その ため大学以上の卒業資格、またはそれに準ずるものが必要になります。
 - ✓ 大学の卒業資格がない場合は3年間の就労経験を大学の1年とみなし、12年以上の経験がそれに準ずるとみなされます。
 - ✓ 専攻内容が業務内容と関連しなければなりません。ただし大学の専攻と業務との関連がない場合でも、3,4年の実務経験があれば条件を満たすこともあります。
- B-1 in lieu of H-1B ビザの審査のポイント
 - 申請が以下のポイントを満たすかを審査します。これらのポイントに準じて、具体的に平 易な表現を用いて説明できるよう準備します。
 - ✓ 米国での業務内容が、specialty occupation に該当するか?
 - ✓ 申請者が specialty occupation の業務をできるだけの知識とスキルがあるか?
 - ✓ 滞在予定期間が B-1 ビザで認められる 6 か月を超えないか?
 - ✓ 米国を源泉とする給与(米国法人からの給与など)を得ていないか?
- 領事の質問への対応
 - 前述の審査のポイントを理解した上で、以下の質問への回答を準備します。
 - ✓ アメリカには何をしに行きますか?
 - ▶ サポートレターに記載の通り答えます。この質問に対しては、「納入した装置のメンテナンスに行く。」というように、簡単な回答でかまいません。ただし以下の印象を与えないよう注意します。
 - ◆高い専門性を必要としない作業をしに行く
 - ◆滞在期間が6か月を超える
 - ◆米国企業の社員がするべき作業をしに行く
 - ◆米国企業から給与をもらう
 - ✓ アメリカでどのような作業をしますか?
 - ➤ アメリカでの作業が specialty occupation に該当するかを見ています。専門性 の高さが伝わるように説明します。単純作業とみなされそうな場合は、いかに知 識と経験が必要か、専門知識のない領事が分かるように説明します。

¹¹⁷ https://www.ecfr.gov/current/title-8/chapter-I/subchapter-B/part-214#p-214.2(h)(4)(ii)

✓ 滞在期間はどれぐらいですか?

- ▶ サポートレターにある申請期間を確認します。複数回の滞在で通算6か月を超えることはあるかもしれませんが、1回の滞在が6か月を超える印象を与えないように説明します。
- ➤ B-1 ビザは日本人の場合通常有効期間が 10 年ですが、B-1 in lieu of H-1B は就労とみなされる作業が認められる特殊なビザのため、1 年間の有効期限で発行されることがほとんどです。ただしケースによっては 6 か月に制限されることもあります。
- ✓ 今の会社で何年ぐらい働いていますか?
 - ▶ 申請者の能力を測っている可能性があります。今の会社の在籍期間が短い場合は、「今の会社は3年ですが、その前も別な会社で同様の業務に10年以上携わっていました。」というように、経験が十分あることをアピールします。
- ✓ 今の会社でどのような業務をしていますか?
 - ➤ specialty occupation に就くだけの能力があるかを見ています。アメリカでの業務と同様に、専門性の高さが伝わるように説明します。単純作業とみなされそうな場合は、いかに知識と経験が必要か、専門知識のない領事が分かるように説明します。
- ✓ アメリカを源泉とした給与をもらうのではないですか?
 - ▶ 多くの場合アメリカでの作業に対して報酬を受け取らないかと思います。その場合、給与は現在所属している日本の企業のみ、と答えます。
- ✓ 通常の商用ビザでいいのではないですか?/就労ビザが必要ではないですか?
 - ▶ B-1 in lieu of H-1B ビザについての理解が十分であるかを見ている可能性があります。「アメリカでの作業内容は H-1B に求められる specialty occupationに該当する、期間が短い、現地で給与を受け取らないなど、商用の条件も満たすため、B-1 in lieu of H-1B での申請が可能であると理解している。詳しくはサポートレターを見てほしい。」と説明します。申請者はビザの専門家ではありませんので詳細は分からなくても、基本的なことは理解した上で面接を受けます。

8. Jビザ:企業研修の場合

- J ビザは研修と称して就労するケースが多いことなどから、他のビザに比べて審査が厳しい 傾向にあります。
- J ビザの面接では領事は以下のポイントをチェックしながら質問をします。
 - 研修で得ようとしているものは、アメリカが他の国よりも本当に優れたものなのか?本当に その研修の実施はアメリカでなければならないのか?

- 研修は本当に On the Job Training を必要とするのか? (OJT が必要なければ H-3 ビザ)
- アメリカでの研修内容は研修生の現在の業務と関連があるか?研修を受けるために必要とされる十分な知識とスキルを有しているか?
- 研修で習得した知識やスキルを、日本に戻って活かすことができるか?(Exchange Program の趣旨にあっているか?)
- 申請者は研修を受けるのに必要とされるレベルの英語力(コミュニケーション能力)を有しているか?
- よくある質問は以下とおりです。
 - 「アメリカへは何を学びに行くのですか?」: アメリカにしかない、またアメリカでしか得られないことを簡潔に説明します。 研修計画とずれが出ないよう注意します。
 - 「なぜ研修はアメリカ現地法人でなければならないのですか?」: 研修を装った就労でないかと疑った質問です。アメリカ現地法人が研修先でなければならない必然性と、アメリカ現地法人であっても、アメリカでしか学べない知識やスキルを習得することが目的であることを説明します。
 - 「日本ではどのような業務を行っていますか?」: 研修を受けるのに必要な知識とスキルを有しているかを確かめる質問です。 研修内容に関わる部分を中心に、現在の業務について説明します。 ただしエキスパートと判断されると研修の必要性がないと判断されることもあります。
 - 「この研修内容だったら H-3 Visa が適切ですが...」: H-3 も研修を目的としたビザですが座学中心の研修となります。従って研修で習得する知識・スキルは、OJT 不可欠であること、またアメリカの真に優れた技術、知識、理論、方法を日本に持ち帰ることを目的としており、Exchange Program の趣旨と合致していることから J-1 ビザが最適であると説明します。ただし OJT はあくまでもトレーニングですので、スーパーバイザーの指導の下で行われ、就労とは異なることを明確に説明できない場合は就労と疑われますので注意が必要です。
- 領事は意図的にひっかけの質問をすることもあります。「あなたの研修内容だと就労ですね。」、「この内容であれば日本でも研修はできるのではありませんか?」といった否定的な質問に対しては冷静に回答します。
- J ビザは非移民ビザです。研修後そのままアメリカに滞在し、不法就労につながらないかも 領事はチェックします。研修終了後は直ちに日本に戻り、今の職場で研修成果を活かすこと、 アメリカに留まる意思は無いことを伝えます。
- 質疑応答は全て英語で行われます。領事は研修生の英語力を試すために、わざと早口で 喋ることもあります。聞き取れない場合に「ゆっくり話してほしい」と伝えても問題はありません。 聞き取れないことよりも質問と全く異なる回答や何も対応できない方がマイナスの印象を与 え、この英語力では研修しても意味がないという結論につながる可能性があります。通常「何

Overseas Assistance

をしにいくのか?」といった基本的な質問から始まりますので、それを想定し回答を準備した上で面接にのぞみます。最初の質問をクリアできればあとはおのずと会話が続きます。

3. 英語での面接について

- 申請者が米国で担当する業務や組織上のライン管理に米国人が含まれる場合、業務のコミュニケーション上、英語力を問われるケースが増えています。
- 業務上、英語が必要不可欠な環境であるにもかかわらず、領事との英語コミュニケーション における理解力が低いと判断された場合は、「どのようにコミュニケーションをして業務を行う のか」と追及されています。
- 面接は原則英語で行われます。英語が苦手でも出来る限り英語で回答ができるよう準備します。
- また、英語でのコミュニケーション環境が必須でない場合は、その旨が説明できるようにします。(ex.直属の部下が日本人の駐在員である。日本企業に勤めている米国人スタッフは日本語をいくぶん理解しており、業務上のコミュニケーションで問題はない、ローカルスタッフの専門通訳がいる、など。)
- 領事の質問は基本的には 5W1H に則って実施されます。Who(だれが)When(いつ)、Where(どこで)、What(なにを)、Why(なぜ)、How(どのように)を意識し短文で構成することで、伝えたい情報の主旨が明確になり、かつ過不足なく伝えることができます。
- サポートレターの内容を自分の言葉で整理して面接にのぞみます。

XIII. その他

1. 入国審査

- ビザなしで入国の際入国目的を"for business"、"for pleasure"と答えれば、まず問題なく入 国できます。ただし渡米回数が特に多かったり、何らかの記録がデータベースに記録された りしている場合、または態度などに不審な点があった場合、入国審査官に詳しい説明を求め られることがあります。
- ビザがあれば無条件で入国できるわけではありません。ビザが偽造ではないか、ビザで認められた目的以外での入国ではないかが確認され、疑わしい場合はたとえ有効なビザを保有していても入国を拒否されることがあります。
- 通常の審査で疑いをもたれると別室でさらに詳しい審査が行われます。英語での説明が難 しい場合は通訳を依頼することも可能です。またこの時アメリカ在住の知人や雇用先、訪問 先などに電話で確認を行うとこともあります。
- 入国拒否を受けた場合、有効なビザを保有していれば一度入国し、移民法判事に判断を仰ぐことも可能です。一方ビザなし渡航の場合は、入国審査官の判断に従い日本に帰国しなければなりません。

Overseas Assistance

- 入国審査における英語での説明による誤解を避けるため、ビザなしであれば滞在中のスケジュールと滞在先、訪問先のリストや招待状などを、ビザがある場合はビザ申請で提出したサポートレターのコピーなどを携行して入国審査に臨むことをお勧めします。また事前に入国審査での Q&A を考えておいたほうがいいかもしれません。例えば"work"と"business"には大きな違いがあります。「今回は仕事で...」というつもりで"work"を使えば、就労とみなされる可能性が高くなります。
- 入国審査で入国目的を判断するのは入国審査官です。その判断基準は主観によるところが 大きいため、入国審査官によって判断が異なることがあります。
- 入国審査時に決定される滞在期限が、本来取得できる滞在期限か確認が必要です。入国 審査官による記入ミスも発生します。ミスがあった場合はその場で修正を依頼します。
- 後日ミスに気がついた場合は、空港の近くの税関国境警備局などで訂正の手続きを取ります。

2. ビザのキャンセル

- ビザ申請時に申告した目的が完了した場合、B ビザを除き、そのビザを使い続けるべきではありません。有効期間が残っていてもそのビザと異なる目的でアメリカに入国しようとすれば、 入国審査官に対して虚偽の申告をしたことになります。
- E ビザ(TDY)を取得した人がその就労先への赴任に切り替える場合も、グリーンフィールドでは当初の目的と違うため、ビザの取得し直しを勧めています。ただしビザ面の Annotation が変わっていなければビザの取り直しは不要という大使館の判断もあります。
- 以前は大使館・総領事館でビザをキャンセルすることができましたが、キャンセルの手続きは 不要として現在は受け付けられていません。

3. 二重国籍

- アメリカは出生地主義を採用しているため、アメリカで生まれた日本人はアメリカと日本両方の国籍を持つことになります。
- 日本の国籍法は 22 歳になるまでに国籍を選択することを求めています。ただしこれは強制的な義務ではなく、努力義務です。一方アメリカの国籍法は国籍の選択を求めておらず、逆に簡単にはアメリカ国籍を放棄するはできません。
- 日本の法律に従い日本の国籍を選択しても、アメリカの国籍を放棄したことにはなりません。 アメリカ国籍放棄の手続きを取らなければ二重国籍のままです。
- アメリカ国籍の放棄はアメリカ大使館・総領事館で申請します。ただし日本に住みアメリカの 国籍が必要なくなったから、というだけの理由では国籍の放棄は認められません。また最後 は連邦裁判所で決定がくだされ、半年近くかかります。

Overseas Assistance

- 二重国籍の人がアメリカに入国する場合は、アメリカ人としてアメリカのパスポートで入国審査を受けます ¹¹⁸。日本人として日本のパスポートで入国することはできません。一方日本を出国するときは日本人として出国します。つまり二重国籍の人は日本とアメリカの両方のパスポートを所持する必要があります。
- アメリカ国籍があればビザなしでも合法的にアメリカで働くことができます。ただし家族は通常の非移民ビザではなく、移民ビザを申請する必要があります。 つまりアメリカ人と結婚した日本人と同じ手続きが必要となります。
- アメリカ人の配偶者のための K-3 という非移民ビザもあります。しかしあくまでも永住権の申請を前提としているため ¹¹⁹、一時的な滞在のために永住権の手続きをすることは面倒だからという理由で K-3 ビザを申請することは適切ではないと考えます。またある移民法弁護士によると、永住権の申請を前提としている場合も K-3 ビザを取得することで永住権を取得するまでの時間が短くなるというわけではないので、なるべく早く渡米したいということがなければ、K-3 ビザを申請するメリットはあまりないとのことです。
- 同様に B-2 ビザなどのその他の非移民ビザでも、アメリカに入国後永住権にステータスを切り替えるということは可能です。ただアメリカ人が配偶者をアメリカに連れて行くために B-2 ビザを申請すること自体、B-2 の申請の目的に反する面があり、取得が認められない可能性があります。同様に ESTA の認証を受け、ビザなしで入国後永住権にステータスを変えることもできますが、あまりお勧めしません。
- アメリカ国籍の人と結婚すれば、領事は永住の意図があるという前提で審査します。しかしながら永住の意図がないことが明らかな場合、例えばアメリカ籍の配偶者が日本に住んでおり、 数週間で日本に帰国することが明らかな場合、非移民ビザを発給する可能性はあります。

4. 家族の就労

- J ビザ、及び特定の条件下にある H-1B の配偶者は、移民局で就労許可証(EAD: Employment Authorization Document)の発給を受ければ、就労許可証に記載されている期間はビザステータスを維持している限り、合法的にアメリカで就労することが可能です。また、就労に関して勤務地、職種、給与など制限はありません。一方子どもは就労許可証の申請はできません。お小遣い稼ぎのベビーシッターであっても法律的に就労は認められていません。
- 雇用先が決まっていなくても就労許可証の申請はできます。経験や業務内容で拒否される ことはまずありません。就労許可証の審査期間は90日以内です。就労許可証を取得するた めの期間は2,3か月、費用は弁護士費用を含めUS\$1,000前後です。

^{118「}米国で出生し二重国籍を持っている方が米国を出入国する際には、米国籍者として米国パスポートを使用しなければならないことになっています。米国ビザは発給されません(9FAM 301.3)。」 ustraveldocs.com/jp/ja/general-information/#faqs(二重国籍で検索)

 $^{^{119}} https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/immigrate/family-immigration/nonimmigrant-visa-for-a-spouse-k-3.html$

Overseas Assistance

• 2021 年 11 月に移民局が発表した方針により、E ビザ、L ビザ、Blanket L ビザの配偶者ビザ保持者は、EAD を取得することなく就労が可能になりました。入国時に審査官によって E-1S, E-2S, L-2S として滞在資格を得た人が対象です。なお、配偶者の就労許可はあくまでも保有するビザステータスが前提で与えられます。そのため、主たる申請者の帰任などによりビザステータスを喪失した場合は、就労することができなくなります。

5. 不法滞在

- 180 日を超える不法滞在に対するペナルティは 3 年間の入国禁止、さらに 365 日を超える と 10 年間になります 120。ただし 18 歳未満の間の不法滞在はカウントされません 121。
- 180 日以下の場合でも意図的な不法滞在とみなされ、入国が認められなくなる可能性があります。
- 過去の不法滞在はビザ申請に影響を与えます。ただしサポートレターでその経緯と、過失または不可避であったこと、二度と不法滞在をしない旨を明記することにより、数か月の不法滞在経験者でもビザが発給されたケースがあります。

6. 逮捕歷·犯罪歷

- ・逮捕歴、犯罪歴がある場合はビザ申請では正直に申告することが重要です。軽微とみなしがちなアメリカでの逮捕歴・犯罪歴も、大使館・総領事館ではデータベースで確認できる可能性があります。申請内容と異なっていた場合はその他の情報の信びょう性も疑われ、ビザの発給拒否につながります。
- スピード違反、飲酒運転で"捕まった"場合は、それが逮捕だったか、罰金刑だったかによって対応が異なります。アメリカで逮捕された経験がある場合は Police Report を取り寄せ、提出します。(罰金が 500 ドル以下の場合は犯罪記録として提出する必要はありません。)
- 逮捕や有罪に至らない交通違反の場合でも、罰金の未払いや法廷審問に出頭しなかった ような場合は逮捕状が出されている可能性があり、入国審査で問題となる可能性があります。
- 逮捕歴や犯罪歴がある場合はビザウェーバープログラムも利用できないと考えるべきです。

7. 同居の実態

• 偽装結婚によるアメリカ入国を防ぐため、ビザ的には法律上の夫婦であるかというだけではなく、同居の実態が必要とされます。そのためビザ取得後に入籍した配偶者のビザを申請する場合には、その事実関係を立証することを求められることがあります。

¹²⁰ https://www.uscis.gov/laws-and-policy/other-resources/unlawful-presence-and-inadmissibility

No period of time in which an alien is under 18 years of age shall be taken into account in determining the period of unlawful presence in the United States under clause (i). (https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid%3AUSC-prelim-title8-section1182&num=0&edition=prelim)

Overseas Assistance

• 主たる申請者が渡米後に入籍し配偶者はまだ渡米しておらず、ビザ申請時まで同居の実態がない場合があります。この場合アメリカに旅行し、ホテルの支払い明細など、主たる申請者と宿泊したことを示す書類を提出するよう求められたこともあります。

8. 両親の家族ビザ

- 就労ビザを取得する際、親も帯同させる必要があることがあります。しかしながら親は家族とは認められません。家族は「配偶者および未婚の子ども(21歳未満)」と定義されています。
- 親を帯同するためにビザを取得するとすれば B-2 ビザです。ただし B-2 ビザは親族の訪問のためで同居(アメリカでの生活)は本来認められないと考えます。それでも介護や育児の必要性などで認められたケースがあります。領事の判断次第になります。

9. 緊急事態での入国

- やむを得ない理由により有効なパスポートやビザがなくても I-193¹²²という書類を提出することにより再入国が認められることがあります。
- 急病や災害といった緊急事態だけではなく、パスポートや書類の紛失といったものでも認められることはあるようです。ただし予期できぬ事態であることが求められ、ビザの更新の時間がなかったから、といった理由では入国は認められません。

10.ビザを申請する際に必要なパスポートの残存期間

- アメリカに入国する際、原則としては予定する滞在期間に加えて 6 か月以上有効なパスポートが求められます。実際は日本を含む 100 か国以上の国は ¹²³例外として、パスポートの有効期間が滞在予定期間をカバーしていればいいとなっています。
- 一方例外として認められておらず、パスポートの残りの有効期間も 1 年を切らないとパスポートの切り替えに対応しないとする国もあります。
- L ビザなど I-797 とセットで 3 年間の滞在が認められる場合、例外として認められていない 国籍の申請者は 3 年+6 か月以上の有効期間のあるパスポートを求められてはいますが、 上記のようなこともあり、大使館はケース・バイ・ケースで対応しています。
- ちなみに日本人の場合は 1 日でも有効なパスポートがあればビザは申請できますが、入国 時に認められる滞在許可はパスポートの有効期限以降にはなりません。またパスポート切り 替え後新しいパスポートとビザシールの貼られた古いパスポートを両方携行しなければなら ないため、できるだけ事前に切り替えることを勧めています。

11.パスポートの切り替え

¹²² https://www.uscis.gov/i-193

¹²³ https://www.cbp.gov/document/bulletins/six-month-validity-update

Overseas Assistance

• 日本のパスポートの切り替えは残存期間が 1 年を切ってからが原則ですが、各県のパスポートセンターによって対応が異なります。神奈川県は 1 年以上残っていても切り替え申請ができ、「赴任命令証明書」と「事情説明書兼確認書」を提出するとなっています ¹²⁴。一方東京は要相談になっています。「パスポートの残存有効期間が1年以上ある場合、赴任や留学などで長期滞在するときには下記の東京都パスポート電話案内センターにご相談ください。」

12.長期間商用での米国滞在後の再渡米

- いろいろなお客様のお話を聞く限り、90 日に近い滞在も 1 回であれば問題になることはあまりないようです。お客様には目安として、直近 1 年間でその半分の 180 日の滞在が見えてくると別室に行く可能性が高いとご案内しております。
- 入国審査での質問に備えて訪問先の Invitation Letter (招聘状)を用意する手もあります。 ただし招聘状には商用の条件を満たすことが記載されていなければあまり意味がないと考 えます。また発行元も公の機関などでないと効果も限られるように考えます。
- 移民法弁護士がポケットレターと呼ぶ、会社名でレター作成するというのも一つの方法です。 お守り替わりですが、それでも本人が口頭で説明するのに対し、会社のレターヘッドの入っ た紙に、責任ある方の署名が入っていれば一応会社としてのオフィシャルな書類となります。
- ポケットレターには、派遣の理由、現地での業務内容、派遣者の簡単なバックグラウンド、訪問先、スケジュールなどを記載したうえで、現地での業務が商用の範囲に限定され就労でないこと、アメリカを源泉とした給与の支払いはないこと、業務が終了し次第帰国することを保証すること、を記載することをお勧めしています。
- あとは本人が商用と就労の違いを理解したうえで、現地での業務内容をきちんと説明することと、就労を疑われるようなものを携行しないことが重要になります。現地法人のスタッフとなっている名刺や工具などを携行していることが分かり就労を疑われた場合、心証を変えるのは難しくなります。

13.アメリカの国民と市民権

- 国務省のサイトに「アメリカ国民は(A)アメリカの市民権を有しているか、(B)アメリカの市民権 は有していないが"permanent allegiance" (永久的な忠誠)を有している人)とあります ¹²⁶。この(B)のアメリカ市民権を有していないアメリカ国民は以下のように説明されています。
 - "Persons born in American Samoa and Swains Island are generally considered nationals but not citizens of the United States." 127

¹²⁴ https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/2315/passport/kirikae.html

¹²⁵ https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/passport/guide/application/000000361.html

[&]quot;the term 'national of the United States' means (A) a citizen of the United States, or (B) a person who, though not a citizen of the United States, owes permanent allegiance to the United States." (
travel.state.gov/content/travel/en/legal/travel-legal-considerations/us-citizenship/Renunciaton-USCitizenship-persons-claiming-right-residence.html)

Overseas Assistance

14.パスポートを紛失または盗難された場合の対応

- ビザシールの貼られたパスポートを紛失または盗難された場合、以下の手続きを行ったうえで、ビザの再申請が必要です。
 - 1. 地元の所轄警察署にて紛失証明を発行してもらう。
 - 2. 最寄りの日本大使館、総領事館でパスポートの再発行をする。
 - 3. 米国大使館のウェブサイト 128で紛失の報告をする。
 - 4. 管轄する移民局へ出国までに何らかの手続きが必要か否かを問い合わせる。
- 紛失したパスポートが見つかったとしても、ビザの再申請は必要です 129。

15.非営利団体の就労ビザ

• FAM には E-2 ビザは非営利団体では認められないと記載されています 130 。また E-1 ビザ も commercial trade であることが求められています 131 。非営利団体の行う貿易は commercial ではないと考えるべきです。一方 L ビザは非営利団体でも申請は可能です。

XIV. Q&A

- グリーンフィールドのブログ ¹³²に掲載されているものを中心にした、お客様からいただいたご 質問への Q&A です。
- Q1: アメリカの拠点が閉鎖されて帰任したが、ビザはまだ有効。今度アメリカに出張する際、 そのビザを使って入国してもいいか?
- A1: アメリカの拠点の閉鎖に関わらず、帰任によりその拠点(Annotation にある拠点)との間 の雇用関係がなければその就労ビザを使うべきではないと考えます。
- Q2: 現地法人のトップを兼務している日本本社の役員が、年に数回渡米して現地法人をマネジメントする場合、就労ビザは必要か?
- A2: 基本的な考え方として、現地法人の社員がすべきオペレーションをすると就労ビザが

¹²⁷ https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-12-part-a-chapter-2

¹²⁸ japan2.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-form-niv-lostppt.html

^{129「}あなたがパスポートの紛失または盗難を報告した場合、その後パスポートが見つかっても、当事務所が記録を 訂正することはできません。また、紛失・盗難届けを出されたパスポートやビザで米国へ渡航することはできま せんのでご注意ください。」

japan2.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-form-niv-lostppt.html

¹³⁰ 9 FAM 402.9-6(C) Commercial Enterprise Must Be Real and Active "The investment must be a commercial enterprise, thus it must be for profit, eliminating non-profit organizations from consideration."

¹³¹ 9 FAM 402.9–5(B) Trade for E-1 Purposes c.Trade Must be International: "The purpose of these treaties is to develop international commercial trade between the two countries."

¹³² https://www.green-f.biz/blog/

Overseas Assistance

必要とみなされる可能性は高くなります。例えば現地法人の名刺を持って顧客を訪問し、見積書作成などの実務をすれば、それはまさに現地法人の営業スタッフのすべき活動であり、商用の範疇というのは無理があります。一方トップマネジメントの場合、それが現地法人の役員としての活動なのか、日本本社の担当部門の責任者として現地法人を管理するための活動なのか、必ずしも明確ではありません。年に数回、1回1週間程度の出張であるならば、おそらく現地のオペレーションを任せるマネージャーなどとのミーティングが中心になるかと思います。そのような場合はあくまでも日本本社の担当部門の責任者としての活動とすることで、商用とみなされる可能性が高いと考えます。

Q3: ビザの PED (Petition Expiration Date)の日付とI-129S の Validity Date が違った。修正が必要か?

A3: 大使館に問い合わせたところ、ビザの訂正の必要はなく、I-129S の Validity Dates の 日付が優先されるとのことでした。

Q4: 無給のボランティアであれば EAD (Employment Authorization Document)は取得不要か?

A4: 無給であっても就労とみなされることはあり、それがボランティアであればかまわない、ということにはならないと考えます。FAM では商用で認められるボランティア活動もありますが、公認の宗教団体、非営利の慈善団体のボランティアプログラムであること、給与もしくは報酬は受け取らないこと、品物の販売や献金の受け入れを伴わないこと、などが条件となっています 133。

- a. Applicants participating in a voluntary service program benefiting U.S. local
 communities, who establish that they are members of, and have a commitment to,
 a specific recognized religious or nonprofit charitable organization. No salary or
 remuneration should be paid from a U.S. source, other than an allowance or other
 reimbursement for expenses incidental to the volunteers' stay in the United
 States.
- b. A "voluntary service program" is an organized project conducted by a recognized religious or nonprofit charitable organization to assist the poor or the needy or to further a religious or charitable cause. The program may not, however, involve the selling of articles and/or the solicitation and acceptance of donations. The burden that the voluntary program meets the DHS definition of "voluntary service program" is placed upon the recognized religious or nonprofit charitable organization, which must also meet other criteria set out in the DHS Operating Instructions regarding voluntary workers.

_

¹³³ 9 FAM 402.2–5(C)(2) Participants in Voluntary Service Programs

Overseas Assistance

Q5: B-1 ビザで渡米し、6 か月を超えて滞在するにはどうすればいいか?

A5: まず 6 か月を超える滞在予定期間で B-1 ビザを申請すると、入国時に滞在が認められる期間の 6 か月を超えるので、B-1 ビザでの申請は不適切と判断される可能性があります。アメリカに滞在中は移民局に申請することにより、滞在期間を 6 か月間延長(Extension of Stay)することができます。以前の国務省のサイトでは「滞在期間の延長は、突然またはやむを得ぬ人道的理由がある場合にのみ認められます。」となっていましたが、実際はビジネス上の理由でも延長が認められています。ただし 2 度以上の延長は認められないようです。また滞在許可の延長申請中は合法的にアメリカに滞在することができます。

Q6: スーパーバイザーを米国子会社に B-1 ビザで長期間派遣するにあたり、日本本社が本人に支払う給与分を米国子会社に負担させると問題になるか?

A6: 日本本社が立替えたとしても、米国子会社がスーパーバイザーに対して給与として支払ったのであれば、そのスーパーバイザーは米国子会社のための業務を行っていることになり、就労とみなされる可能性があると考えます。一方本人に給与として支給されなければ、スーパーバイザーの費用を現地法人が日本本社に支払うこと自体は B-1 ビザの取得に影響はないと考えます。ただしスーパーバイザーのアメリカでの作業が商用の範囲でなければなりません。

Q7: E ビザの TDY で期間と目的を限定し、滞在期間 1 年間で申請したにも関わらず 5 年のビザが発給された。1 年後業務が終わり帰国してから 2 年間日本での勤務したのち、再度渡米することになった。まだ有効なこのビザは使えるか?

A7: あくまでも一時的な業務のために申請したビザですので、その業務が終わって帰国したらそのビザは使うべきではないと考えます。ただし TDY から通常の赴任に切り替える際ビザ面に書かれている勤務先 (annotation) が変わらない場合は、TDY で取得したビザで赴任しても問題ないと領事が判断することもあります。

Q8: アメリカに現地法人の A 社とその子会社の B 社がありそれぞれの会社で兼務させたい がどうすればいいか?

A8: 基本的には就労する企業の就労許可が必要と考えます。B 社の業務の割合が低かったとしても A 社のビザで B 社で就労すべきではないと考えます。一方 Blanket L ビザでは A 社、B 社が Blanket リストに記載されていれば兼務は可能です。また E ビザでも申請すれば A 社、B 社いずれも Annotation に記載したビザを発給してもらえるそうです。ただし両者とも E ビザカンパニーとして登録されている必要があると考えます。またアメリカ入国後、兼務する両方の会社で I-797 を取得することもできるようです。兼務で

Overseas Assistance

はありませんが、B 社の業務を A 社の業務の一環(例えば A 社の Manager の立場で子会社 B 社の業務を支援する)であるという説明ができれば、B 社でもある程度の業務はできると考えます。

Q9: 帰任したがビザはまだ有効。使うことはできるか?

A9: 帰任しても兼務などで米国現地法人との雇用関係は継続し、米国現地法人の社員としての業務をするためであれば、保有する有効なビザで入国しても問題ないと考えます。一方すでに米国現地法人に籍がないのであればそのビザは使うべきではないと考えます。また米国現地法人に籍があったとしても目的が米国現地法人の業務のためでなければビザを使うべきではないと考えます。保有するビザを使わず、滞在期間 90 日以下の商用で入国する場合は ESTA の認証を受けたうえでビザなしで入国すべきと考えます。大使館はビザのキャンセルの手続きをしないため、有効なビザシールが貼られたままビザなしとして入国することになります。入国審査でビザがあることを指摘された場合は状況を説明します。

Q10: 投資額や貿易量などの E ビザカンパニーとして申請する会社の条件を満たさなかった ためビザの発給が拒否された。この場合申請者はビザなしで渡米することができなくな るのか?

A10: ESTA の質問の回答が変わった場合、再認証を受ける必要があります。ESTA には「現在または以前に所有した旅券で申請した米国査証が却下されたり、米国への入国が拒否されたり、米国通関手続地で入国申請を撤回されたことがありますか?」という質問があります。「はい」と回答すれば認証は通らず、ビザの取得が必要になりますが、ビザの発給拒否の後認証が通ったケースがないわけではありません。ケースによると思われます。また商用での目的をきちんと説明できれば E ビザ新規申請が拒否された直後でも B-1 ビザは発給されています。

Q11: 日本では個人事業主として事業を行っている。アメリカの会社を買い取った場合、個人事業主を business entity とみなし、買い取った会社で L ビザを申請することは可能か?

A11: 移民法弁護士に問い合わせたところ、個人事業主で申請して L ビザを取得したことは あるが、その後永住権の申請したところ L ビザの条件を満たさないとして拒否された。 個人事業主では難しいと考えるべきだろうとのことでした。

Q12: 滞在予定は90日以下だが、入国トラブルを避けるためにB-1ビザを取得したい。申請は可能か?

A12: 日本人は 90 日以下の商用はビザなしでの入国が認められているため、申請が認めら

Overseas Assistance

れない可能性もあります。入国トラブルはよほど明らかな根拠がない限り、一発レッドカードで入国拒否になることはまずないようです。いろいろ聞かれるようになり、別室に行くようになり、次回はビザが必要と言われるまでそれなりの回数があります。B-1 ビザの必然性が主張できる状況になるまで様子をみてから申請という方法もあります。

Q13: 商用で渡米するが家族を帯同することは可能か?

A13: 通常、仕事の出張に家族を連れていくことはないと思います。しかし出張の期間が長かったり、就労ビザが取得でき次第駐在に切り替えたりするような場合、家族の帯同を希望するケースはあります。申請者が商用の B-1 ビザを取得する場合、家族は観光・訪問用の B-2 ビザを申請します。ご主人の身の回りの世話をするため、といった理由でもB-2 ビザは発給されています。ただしアメリカに生活拠点を移し、入国時に与えられる6 か月を超えて滞在する印象を与えれば、ビザの発給が拒否される可能性はあると考えます。特に学齢期のお子様の場合、学校に行かないのは問題ですし、学校に行くとすれば生活する感じが出てきます。過去に学齢期のお子様の B-2 ビザを申請したことがありますが、学校に入ったばかりの年齢だったため、日本で学校に行くよりも親の責任の下、アメリカで社会勉強させるという説明で認められました。

Q14: 米国子会社 A 社、B 社はいずれも Blanket リストに登録されている。B 社で勤務し、給与は A 社から支払うことは可能か?

A14: Lビザ(Eビザも)は雇用先給与の支払いは求められておらず、所属する企業(雇用主) が給与を支払わなくてもいいとなっています。とくに Blanket Lビザは兼務も認められていますので、問題になる可能性は低いと考えます。一方 E ビザでは、給与の支払いをもって雇用関係とすると判断されたこともあります。また勤務しているにもかかわらず給与が 0 というのは州によっては問題になる可能性があるという税理士もいます。

Q15: 最近日本国籍に帰化した。Blanket L ビザは取得し直す必要があるか?

A15: 大使館に問いあわせたところ、ビザを再申請するように、とのことでした。

Q16: eSports の大会に出るにはビザが必要か?

A16: Foreign Affairs Manual によればプロのアスリートがスポーツイベントで賞金をもらうことは、その他に給与等を受け取らなければ、商用の範囲で認められています ¹³⁴。eSports の大会の参加者もこれに該当しますが、90 日を超えなくても入国のトラブルを避けるため、Bビザの取得をお勧めします。

• a. Professional athletes, such as golfers and auto racers who receive no salary or payment other than prize money for their participation in a tournament or

¹³⁴ 9 FAM 402.2-5(C)(4) (U) Professional Athletes

sporting event.

- b. Athletes or team members who seek to enter the United States as members of a foreign-based team to compete with another sports team should be admitted if:
 - The foreign athlete and the foreign sports team have their principal place of business or activity in a foreign country;
 - The income of the foreign-based team and the salary of its players are principally accrued in a foreign country; and
 - The foreign-based sports team is a member of an international sports league, or the sporting activities involved have an international dimension.
- Q17: DS-160 の渡航情報で渡米の目的を入力する際、商用は B1 と B1/B2 のどちらを選ぶ べきか?
- A17: 商用と観光の両方の目的でビザを申請しないのであれば、申請は B-1 ビザか B-2 ビザかいずれかになります。B-1 ビザや B-2 ビザを申請して B1/B2 としてビザが発給されるのはあくまでも結果です。一方観光も渡米の目的なのでどちらの目的でも入国できるようなビザを発給してほしい、として申請することも可能とは考えます。その場合は B-1/B-2 を選択することになります。
- Q18: ビザ取得後に名前が変わった場合、ビザはどうすればいいか?
- A18: 「結婚、離婚または裁判所命令によって法的に名前が変更となった場合、新たにパスポートを取得する必要があります。新しいパスポートを取得しましたら、国務省は米国へスムーズに出入国をしていただくため、新しい米国ビザを申請することを推奨します。」
 135となっています。
- Q19: テロリスト渡航防止法対象国に再入国した場合、B ビザは取得しなおす必要があるか?
- A19: 2011 年 3 月 1 日以降にイラン、イラク、北朝鮮、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメンに渡航または滞在したことがある人は、特例はありますが現在ビザなしでの渡航ができません ¹³⁶。該当する人は B-1/B-2 ビザを取得することにより、商用、観光での渡米が可能となります。
- Q20: DS-160 に「あなたは現時点で、米国での就労を模索していますか、または過去に米国 政府の許可なく、米国で雇用されていたことがありますか?」という質問があるが、就労 ビザでアメリカで働く場合、回答は「はい」ではないか?

¹³⁵ https://www.ustraveldocs.com/jp/ja/general-information/#faqs(「名前」で検索)

 $^{^{136}}$ ustraveldocs.com/jp/ja/visa-waiver-program/

- A20: この質問は英語では以下のようになっています。"ARE YOU CURRENTLY SEEKING EMPLOYMENT IN THE UNITED STATES OR WERE YOU PREVIOUSLY EMPLOYED IN THE UNITED STATES WITHOUT PRIOR PERMISSION FROM THE U.S. GOVERNMENT?" seeking employment は就労を模索ではなく雇用を模索と訳すべきで、すでに雇用されている人がアメリカで就労することは雇用を模索するわけではないので回答は「いいえ」でかまわないと考えます。
- Q21: Lビザで赴任している駐在員がグループ会社に異動になり、Change of Employer の手続きを行った。家族は新しい I-797 を取得する必要があるか?
- A21: 家族のビザカテゴリーは変わらないので、米国に滞在している間は、何も手続きをする 必要はありません。(ある移民法弁護士の回答)
- Q22: Blanket L ビザの I-797 のペティショナーが清算されるため、別の米国グループ会社に 異動することになった。異動前に取得した Blanket L ビザは、新しい Blanket L ビザの I-797 とセットで使い続けることができるのか、それともビザの取り直しが必要か?
- A22: ある移民法弁護士に問い合わせたところ、「同じグループ会社なので、新しい I-797 とセットで使い続けることができますが、混乱が発生しないように入国時に経緯を説明したポケットレターを携行すべきでしょう。ビザの記載されているペティショナーの名前が違うことが気になる場合は、ビザを取り直しても良いと思いますが、必須ではありません。」とのことでした。
- Q23: 主たる申請者は H-1B の期限が切れるため、帰国して E ビザに切り替える。一方家族は子どもの夏休みに合わせて帰国して E ビザに切り替えたい。家族の I-94 はそれまで有効。主たる申請者が家族の出国前に E ビザでアメリカに入国すると、主たる申請者は E ビザ、家族は H-4 と滞在ステータスが違う。問題はないか?
- A23: 主たる申請者が E ビザで再入国した時点で、家族も同じ E ビザのステータスを持っているべきです。そのため主たる申請者が E ビザを取得するために日本に帰国前に家族と一緒に E ビザにステータスを変更します。そして変更後、主たる申請者は帰国し、 E ビザを取得します。そうすれば主たる申請者がアメリカに入国しても、主たる申請者と家族で滞在ステータスが異なることにはなりません。一方ある移民法弁護士によると、主たる申請者が再入国後に速やかに移民局に対して家族のステータス変更を申請して認められることもあるそうです。ただし移民局の対応も厳しくなってきているため、リスクがあるかもしれないとのことです。
- Q24: 米国にある子会社の A 社で E ビザを取得する。その一方で別な米国子会社の B 社で 兼務させたいが、B 社の非常勤の取締役であれば B 社の就労ビザは不要か?

Overseas Assistance

- A24: 取締役としての活動は商用の範囲で認められている ¹³⁷ため、就労ビザの取得は不要と考えます。日本では取締役が執行役と兼務のこともありますが、ここでいう取締役は経営陣とは独立し株主の代わりに経営の監視をする取締役会のメンバーとしてです。経営の一部を担う役員としての業務であるならば、役職名に取締役が入っていても就労ビザが必要と考えます。
 - An applicant who is a member of the board of directors of a U.S. corporation seeking to enter the United States to attend a meeting of the board or to perform other functions resulting from membership on the board.
- Q25: 資本関係のない会社の米国現地法人 A 社で E ビザを取得したい。A 社に出向すれば 就労ビザが取得できるか? ただし出向解除後は今の会社に戻りたい。
- A25: 転籍出向は出向元企業との雇用関係を終了させ、出向先企業とだけの雇用関係になりますが、在籍出向は出向元企業、出向先企業の両社と雇用関係があります。在籍出向であれば A 社と雇用関係ができることになり、雇用に関しては E ビザの条件を満たします。また今の会社とも雇用関係は維持されますので、A 社での業務終了後今の会社に戻れることになります。
- Q26: B-1 in lieu of H-3 を申請したところ研修計画の提出を求められた。どのような条件があるのか?
- A26: 研修計画は H-3 に準拠する必要があるという理解です。FAM(Foreign Affairs Manual)¹³⁸と CFR(Code of Federal Regulation) ¹³⁹には以下のように書かれています。
 - "b. Trainees: The regulatory criteria for an H-3 petition approval are that the proposed training is not available in the beneficiary's own home country, they will not be placed in a position that is in the normal operation of the business in which U.S. citizen and legal permanent resident workers are regularly employed, that there will be no productive employment unless it is incidental and necessary to the training, and the training will benefit the beneficiary in pursuance of a career outside of the United States. See 8 CFR 214.2(h)(7)(ii)(A). "
 - "Conditions. The petitioner is required to demonstrate that: (1) The proposed training is not available in the alien's own country; (2) The beneficiary will not be placed in a position which is in the normal operation of the business and in which citizens and resident workers are regularly employed; (3) The beneficiary will not engage in productive employment unless such employment is incidental and necessary to the training; and (4) The training will benefit the beneficiary in

9 FAM 402.10-4(F) H-3 Nonimmigrants

¹³⁷ 9 FAM 402.2-5(C)(3) Members of Board of Directors of U.S. Corporation

¹³⁸ 9 FAM 402.10-4(F) H-3 Nonimmigrants

^{139 8} CFR 214.2(h)(7)(ii)(A) (https://www.ecfr.gov/current/title-8/chapter-I/subchapter-B/part-214)

Overseas Assistance

pursuing a career outside the United Statesk."

Q27: ABTC を取得すれば商用で米国に入国できるか?

A27: APEC 内のビジネスでの移動を簡便にするため、ビザの代わりに発行される ABTC¹⁴⁰ (APEC・ビジネス・トラベル カード)というものがあります。このカードがあると空港の ABTC 専用レーンを利用でき、スムーズに入国することができます。ただし外務省のサイトを見るとアメリカの入国では使えないとのことです ¹⁴¹。

• 「米国及びカナダは、ABTC 制度に暫定参加(transitional member)しており、両 国内の ABTC 専用レーンの利用は認めてはいるものの、事前審査には参加して いないため、現時点で ABTC の申請をされても米国及びカナダの承認は受けら れず、ABTC に渡航先として両国名が表示されることはありません。」

Q28: 本籍地が変わるとビザ申請で何か問題があるか?

A28: ビザの申請書類に出生地は記入しますが、本籍地の記入は求められていません。そも そもアメリカでは「出生地=本籍地」であり、本籍地を移す、という概念がないようです。 そのため本籍地が変わってもビザ申請上の問題はありません。ただし日本のパスポート は切り替えが求められています 142。

• 「現在有効中のパスポートをお持ちの方で、氏名や本籍の都道府県名などに変更があった場合は、パスポートの記載事項を訂正するために「切替申請」または「残存有効期間同一申請」のどちらかの申請をしてください。」

Q29: 旧姓のパスポートのままビザ申請できるか?

A29: 姓が変わった場合新しいパスポートが必要です ¹⁴³。またビザ取得後に姓が変わった場合は、ビザの申請し直しが推奨されています ¹⁴⁴。

- 「Q: 名前が変わりました。旧姓で取得した米国ビザはまだ有効ですか?」
- 「A: 結婚、離婚または裁判所命令によって法的に名前が変更となった場合、新たにパスポートを取得する必要があります。新しいパスポートを取得しましたら、国務省は米国へスムーズに出入国をしていただくため、新しい米国ビザを申請することを推奨します。」

Q30: Blanket L ビザで兼務する場合、給与はどちらから支払うべきか?

A30: 兼務であっても申請上いずれかを派遣先とする必要があります。まずは業務のウェイト

¹⁴⁰ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/vabtc_index.html

¹⁴¹ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/vabtc_faq.html

¹⁴² https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/2315/passport/teiseito.html

 $^{^{143}\ \}mathrm{https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/2315/passport/teiseito.html}$

¹⁴⁴ https://ustraveldocs.com/jp/ja/general-information/#faqs(「旧姓」で検索)

Overseas Assistance

の高い方を派遣先とします。次に L ビザはどこが給与を支払ってもかまいません。少なくとも兼務する 2 社から支払われるのであればその割合は問われません。ただしメインで勤務する派遣先の給与が極端に低い場合は経理や税務の観点からは問題になるかもしれません。詳しくは米国公認会計士にお問い合わせください。

Q31: ビザの審査中に海外出張はできるか?

A31: 追加書類の要求などでビザの発給が遅れている場合、申請を維持したまま一時的にパスポートを返却してもらうことができます。ケース番号、氏名、連絡先電話番号、パスポートが必要な理由を明記したパスポート一時返却のリクエストレターを作成し、パスポート受け取り住所を記入した返却用のエクスパックと一緒に査証課に郵送します。ただしアメリカへの渡航はできません。

Q32: アメリカの大学での共同研究でどのビザが必要か?

A32: 共同研究でもアメリカでの大学での活動が、ミーティング、ディスカッション、研究の進捗管理であれば商用の範疇とみなされる可能性が高くなります。その一方で自ら実験をしたり分析したりするのであれば商用の範疇から外れる可能性もあります。アメリカの大学での共同研究であれば、アメリカで学んだものを日本に持ち帰る、J-1 ビザ(研修ビザ)の概念とマッチします。J-1 ビザがあればビザなしの 90 日や B-1 ビザの 6 か月よりも長い期間連続して滞在することも可能です。共同研究を行う研究室の教授の許可があれば、大学の DS-2019 の発行は難しくありません。大学も研修生の受け入れには慣れています。また大学での共同研究の J-1 ビザの申請も難しくありません。

Q33: 主たる申請者がパスポートを盗まれてビザを再申請した場合、家族もビザの再申請が必要か?

A33: 主たる申請者がアメリカでビザシールの貼られたパスポートを盗まれた場合、主たる申請者はビザを再申請します。主たる申請が新しいビザの発給を受けてからであれば、家族は米国入国のためにビザの再申請の必要ありません。同様に、家族がパスポートを盗まれビザを再申請しても、主たる申請者はビザを再申請する必要はありません。

Q34: ハワイ観光のあと勤務地に移動する場合、就労ビザで入国できるか?

A34: 観光が目的としてハワイから入国しその後 NY に移動した場合、アメリカを出国していないためステータスは観光のままです。観光のステータスで就労することはできませんし、ハワイの入国から 90 日を超えれば不法滞在になります。このような場合、就労ビザで入国すべきと考えます。ハワイで問われた入国の目的は、ハワイの後の NY での就労も含めて答えるべきです。ハワイの滞在はあくまでも滞在の一部で、主な目的は就労です。入国の際、ハワイは観光目的だがその後 NY の勤務地に移動し就労する、と説

Overseas Assistance

明すれば入国は認められるべきと考えます。

Q35: Jビザが拒否されたが再申請したい。DS-2019 は取得しなおさなければならないか?

A35: 面接でうまく質問に答えられず申請が拒否された後、面接対策をして再申請をする場合、同じ DS-2019 で再申請は可能です。ただし研修開始日を過ぎている場合は DS-2019、DS-7002 ともに、新しい研修日程に変更をした DS フォームでの申請が必要になります。

Q36: 6か月以上の滞在予定でもBビザの申請はできるか?

A36: FAM で B ビザでの滞在期間は一時的でなければならないとなっていますが、6 か月までと定められているわけではありません ¹⁴⁵。実際に研修に 11 か月かかるとして申請し、B-1 ビザが発給されたことがあります。ただし入国の際に認められる滞在期間は 6 か月ですので、11 か月の研修を 2 回に分けました。とはいえ滞在予定期間が長くなるとそれだけ就労を疑われるため、グリーンフィールドでは 6 か月までの申請を勧めています。もちろん滞在許可の延長または再入国により結果的に 6 か月を超えるのはかまいませんが、実際の予定と異なる期間での申請を勧めるものではありません。

• "a. Although "temporary" is not specifically defined by either statute or regulation, it generally signifies a limited period of stay. The fact that the period of stay in a given case may exceed six months or a year is not in itself controlling, if you are satisfied that the intended stay has a time limitation and is not indefinite in nature."

Q37: 50:50 の JV に、資本関係のないそれぞれの親会社の社員を Blanket L ビザで派遣することができるか?

A37: シンデル外国法事務弁護士事務所に問い合わせました。まずある米国企業が複数の Blanket リストに登録されるということもあるとのことでした。今回のケースではそれぞれ 50%のシェアを持っていますので、それぞれの親会社からそれぞれの Blanket I-797 を使って JV に Blanket L ビザで派遣することが可能との見解でした。ただし議決権に ついても 50:50 と対等でなければ Blanket リストに加えることは認められないだろうとの ことでした。

Q38: 飲酒運転の有罪判決は、ESTA の質問の「所有物に甚大な損害を与えるか重大な危害を加えた結果」に該当するのか?

A38: ESTA の質問は「あなたはこれまでに、他者または政府当局に対して、所有物に甚大な

¹⁴⁵ 9 FAM 402.2-2(D) Temporary Period of Stay

Overseas Assistance

損害を与えるか重大な危害を加えた結果、逮捕または有罪判決を受けたことがありますか?」となっています。移民法では"crimes involving moral turpitude"かどうかが問題になるようです。シンデル外国法事務弁護士事務所の見解は、"crimes involving moral turpitude"に該当するのは、殺人、虐殺、誘拐、強盗、児童虐待、詐欺などであり、スピード違反や、事故など他に被害を与えない飲酒運転は該当しない。したがって ESTAでは「いいえ」と回答してかまわない、というものでした。ただし ESTA の回答は今後の渡米に大きな影響を与える可能性があります。弁護士の見解ではありますが、あくまでも一般論であり、個別のケースで同じ見解が出るとは限りません。ESTA の質問にどう回答するかはあくまでもご自身の責任でご判断いただくか、または個別のケースとして移民法弁護士にご相談ください。

Q39: 日本でLビザを申請する外国籍の人は日本での在留資格は必要か?

A39: 国務省のサイトでは、ビザ申請では在留資格があったほうがよいとなっています ¹⁴⁶。また同じ国務省のサイトの必要書類にも日本国籍以外の人は外国人登録証または在留カードの両面のコピーが必要と書かれています ¹⁴⁷。その一方で L ビザは 214b に該当しません ¹⁴⁸。つまり移民の意思があるか、米国外とのつながりがあるかは本来問題にならないはずです。実際米国子会社に籍を置く外国籍の社員が日本本社に出張に来た際に L ビザの延長手続きをすることは珍しくないそうです。

• 「通常、ビザはご自分の国、または居住国で申請する事をお勧めします。日本に合法的に居住している方は、日本で申請する事が可能です。ただし、申請者は単に利便性や自国での予約が取れないといった理由で申請地を決定しないでください。考慮すべきことは、例えば、申請者が強いつながりを示すことができる領事管轄地はどこかといった事柄です。」

Q40: Bビザは有効期限が切れる直前でも入国が認められるか?

A40: ビザの有効期限当日であっても入国が認められますので、滞在許可がビザの有効期限までということは考えられず、特に問題がなければ通常通り 6 か月の滞在許可が与えられることになります ¹⁴⁹。ただし入国審査官の判断により短縮されることはありますし、パスポートの有効期限以上滞在許可が与えられることはありません。国務省のサイトには以下のように書かれています。

¹⁴⁸ 9 FAM 402.12–13 TEMPORARINESS OF STAY L Applicants for L visas are not subject to INA 214(b). In addition, INA 214(h) provides the fact that an applicant has sought or will seek permanent residence in the United States does not preclude him or her from obtaining or maintaining L nonimmigrant status. The applicant may legitimately come to the United States as a nonimmigrant under the L classification and depart voluntarily at the end of his or her authorized stay, and, at the same time, lawfully seek to become a permanent resident of the United States.

¹⁴⁶ https://ustraveldocs.com/jp/ja/general-information/#faqs(「領事管轄」で検索)

¹⁴⁷ www.ustraveldocs.com/jp/ja/work-visa/

¹⁴⁹ https://ustraveldocs.com/jp/ja/general-information/#faqs(「ビザに示される有効期限」で検索)

Overseas Assistance

- 「Q.: 米国到着予定日後に訪問者ビザ (B-1/B-2) の期限がきれます。出発前に新しいビザを取得する必要がありますか?」
- 「A.: ビザに示される有効期限の最終日までに、米国に到着することが許可されます。税関・国境警備局職員により到着時に米国滞在期間が決定されます。ビザは米国滞在中に期限が切れてもかまいませんが、職員に認められた期間を超えて滞在しないようにしてください。」

Q41: DS-156E のスタッフリストはどこまで正確に入力する必要があるか?

A41: DS-156E Part2 #15 のスタッフリストは米国拠点の従業員が多い場合、国籍やビザの 取得日など入手に大変手間がかかることもあります。財務情報、貿易実績に限らず、 DS-156E は全ての情報を正しく入力することが求められています。お客様の指示で該 当箇所を空欄のまま DS-156E を提出したこともありましたが、大使館から以下のような 指示を受けました。

• 「DS-156E は、全て正しい情報を記載して下さい。氏名、国籍等も正確に記入して下さい。」

Q42: ビザの審査状況はいつ問い合わせできるのか?

A42: ビザの審査状況を問い合わせたところ、以下の回答がありました。

「在日米国大使館及び領事館は、非移民ビザ申請の書類の受理状況についてのお問合せに対し、下の条件を満たしている場合限り回答致します。

- ビザの面接を受けてから、15 日以上経過している場合
- ビザを郵送で申請し、大使館が申請書類を受理してから、15 日以上経過している 場合
- 貿易駐在員・投資駐在員ビザの E ビザ登録の書類を大使館が受理してから、1 か 月以上経過している場合
- ビザ面接の際に必要書類がリクエストされ、必要書類を提出してから 15 日以上経 過している場合

上記の条件を満たしている場合に限り、問合せフォームから書類の受理状況をお問合せ下さい。コールセンターでは、非移民ビザ申請の書類の受理状況についてのお問合せを受付けておりませんのでご注意下さい。上記の条件を満たしていない場合には、渡米日が近い場合でも回答されませんのでご注意下さい。

Q43: ビザ申請の審査状況に関する問い合わせはだれでもできるか?

A43: お客様のビザ申請の審査状況を問い合わせたところ以下の回答がありました。 「ビザ申請の状況に関するお問い合わせは申請者ご本人様以外とは原則お話できか ねますので、一般的なご案内となります。追加手続きとなった場合は、今後手続きにど

Overseas Assistance

のくらいのお時間を要するか等、正確な情報をお伝えすることはできかねます。」 ビザ申請の審査状況は、申請者本人が問い合わせる必要があります。

Q44: ESTA の認証が認められず、商用であっても米国入国には B-1 ビザが必要。ただし、 現時点では渡米の予定はない。いつ渡米するか分からなくてもビザ申請は認められる か?

A44: 5 か月後に米国出張の予定があり、それまで海外出張が続いてビザ申請をする時間がない、アメリカ出張は頻繁に発生しており、現時点では決まっていないがまず間違いなく出張が入る、といったケースでは B-1 ビザの申請が認められたことはあります。このように、具体的な渡米の予定がなくても、ビザが必要な状況が十分予想できるのであれば、申請が認められる可能性は十分あるかと思います。ただし利用しないかもしれないが万が一に備えて、という申請はお勧めはできません。

Q45: E ビザカンパニーの子会社が E ビザカンパニーの条件を満たすならば、その親会社(E ビザカンパニー)の E ビザで子会社で働くことができるか?

A45: 子会社がEビザの条件を満たすのであれば、その子会社で働くことと親会社で働くこことは"substantial change"ではない ¹⁵⁰となっています。ある移民法弁護士によれば、移民局への amendment は必要なものの change of employer の手続きは不要であるとのことです。また親会社名が Annotation に入っている当初のビザと移民局でのamendment の手続きの書類とビザを提示することにより、入国は認められ、ビザの取り直しも不要とのことです。

• "Subsidiary employment. Treaty employees may perform work for the parent treaty organization or enterprise, or any subsidiary of the parent organization or enterprise. Performing work for subsidiaries of a common parent enterprise or organization will not be deemed to constitute a substantive change in the terms and conditions of the underlying E treaty employment if, at the time the E treaty status was determined, the applicant presented evidence establishing:

(A) The enterprise or organization, and any subsidiaries thereof, where the work will be performed; the requisite parent-subsidiary relationship; and that the subsidiary independently qualifies as a treaty organization or enterprise under this paragraph; (B) In the case of an employee of a treaty trader or treaty investor, the work to be performed requires executive, supervisory, or essential skills; and (C) The work is consistent with the terms and conditions of the activity forming the basis of the classification."

¹⁵⁰ CFR 214.2(e)(8)(ii) (https://www.ecfr.gov/current/title-8/chapter-I/subchapter-B/part-214/subpart-A/section-214.2)

Overseas Assistance

Q46: 商用でも米国拠点が負担できる費用はあるのか?

A46: 商用で滞在中の米国での活動に対して米国拠点は給与を支払えませんが、一時的な滞在のための、宿泊費、食費など、合理的な内容と費用であれば負担することができます ¹⁵¹。

• "A nonimmigrant in B-1 status may not receive a salary from a U.S. source for services rendered in connection with their activities in the United States. A U.S. source, however, may provide the applicant with an expense allowance or reimbursement for expenses incidental to the temporary stay. Incidental expenses may not exceed the actual reasonable expenses the applicant will incur in traveling to and from the event, together with living expenses the applicant reasonably can be expected to incur for meals, lodging, laundry, and other basic services."

Q47: ESTAの審査結果についてどこに問い合わせればいいのか?

A47: 情報はかなり前のものになりますが、国土安全保障省が出した電子公認証に関する質問と回答 ¹⁵²によると、ESTA の申請拒否に関しては、国土安全保障省是正プログラムに連絡するように、となっています。

- エスタ申請拒否、またはエスタ申請に関する特定の質問については国
- 土安全保障省是正プログラム 153 (www.dhs.gov/trip) に連絡してください。

Q48: 日本人は必ず B-1/B-2 でビザが発給されるのか?

A48: 国務省の FY2023 の統計 ¹⁵⁴を見ると、日本は B-1 ビザが 232 件、B-2 ビザが 2 件、B-1/B-2 ビザが 4,389 件となっています。基本的には B-1/B-2 で発給されるといえるものの、例外もあるようです。

Q49: 居住地以外でビザは申請できるか?

A49: 「居住地」を FAM では「居住地とは、その人の意図に関係なく、実際に住んでいる主な場所」と定義しています。したがって B、F、H(H1 を除く)、J、M、O2、P、および Q ビザの場合は、アメリカ国外の主たる居住地でビザを申請する必要があります 155。

• "a. The term "residence" is defined in INA 101(a)(33) as the place of general

¹⁵¹ 9 FAM 402.2–5(F)(1) Incidental Expenses or Remuneration

 $^{^{152}\ \}mathrm{https://www.sg.emb-japan.go.jp/ryoji_ESTA_FAQ_31-8-10.pdf}$

 $^{^{153}}$ DHS Traveler Redress Inquiry Program (DHS TRIP) (https://www.dhs.gov/dhs-trip)

 $https://travel.state.gov/content/dam/visas/Statistics/AnnualReports/FY2023AnnualReport/FY2023_AR_TableXVI.pdf$

 $^{^{155}}$ 9 FAM 401.1–3(E)(2) Residence Abroad Defined

Overseas Assistance

abode which means the person's principal, actual dwelling place in fact, without regard to intent. This does not mean that an applicant must maintain an independent household to meet the requirement of a residence abroad. If the applicant customarily resides in the household of another, that household is the residence in fact. Only the following visa categories are subject to residence abroad requirements: B, F, H (except H1), J, M, O2, P, and Q. When adjudicating this requirement, it is essential to view the requirement within the context of the visa classification. See the 9 FAM guidance related to the visa classification for the relevant discussion."

一方 L ビザや E ビザの申請条件にこの「居住地」は要件に含まれておらず、アメリカ国外であればどこでも申請は可能です。ただし日本人の E ビザの場合、東京の米国大使館または大阪の総領事館に登録されている米国拠点の情報をもとに審査が行われるため、日本以外の居住地での申請はお勧めしておりません。

Q50: スポーツ選手がアメリカの国際大会に参加するのにビザは必要か?

A50: 日本のプロスポーツ選手がアメリカの大会に参加するために渡米する場合、賞金を受け取る場合でも商用での渡米が可能です ¹⁵⁶。

- "a. Professional athletes, such as golfers and auto racers who receive no salary or
 payment other than prize money for their participation in a tournament or
 sporting event."
- "b. Athletes or team members who seek to enter the United States as members of a foreign-based team to compete with another sports team should be admitted if:
 - The foreign athlete and the foreign sports team have their principal place of business or activity in a foreign country;
 - The income of the foreign-based team and the salary of its players are principally accrued in a foreign country; and
 - The foreign-based sports team is a member of an international sports league, or the sporting activities involved have an international dimension."

一方アマチュアの場合は観光での入国となります 157。

• "(7) Amateur Entertainers and Athletes: A person who is an amateur in an entertainment or athletic activity is, by definition, not a member of any of the profession associated with that activity. An amateur is someone who normally performs without remuneration (other than an allotment for expenses). A

¹⁵⁶ 9 FAM 402.2-5(C)(4) Professional Athletes

¹⁵⁷ 9 FAM 402.2-4(A) Visitors for Pleasure

Overseas Assistance

performer who is normally compensated for performing cannot qualify for a B-2 visa based on this note even if the performer does not make a living at performing or agrees to perform in the United States without compensation. Thus, an amateur (or group of amateurs) who will not be paid for performances and will perform in a social and/or charitable context or as a competitor in a talent show, contest, athletic event, or other similar activity is eligible for B-2 classification, even if the incidental expenses associated with the visit are reimbursed."

Q51: 国によって渡航歴がビザ申請に影響を与えるのか?

A51: 例えば日本人がビザなしで渡航できない条件 ¹⁵⁸に「2011 年 3 月 1 日以降に北朝鮮、イラン、イラク、リビア、ソマリア、スーダン、シリアまたはイエメンに渡航また滞在したことがある。」というものがあります。また Automatic Revalidation という手続きの条件 ¹⁵⁹に「イラン、シリア、スーダンを含むテロ支援国家指定国の国民である。」というものもあります。これらの国の渡航経験はビザの審査になんらかの影響を与えると考えるべきでしょう。ただビジネス上これらの国に入国したことのある日本人は決して少なくありません。経緯をきちんと説明することができれば、それがビザの発給拒否につながるということはまずないと考えます。

Q52: ビザ申請中に渡米するとどうなるか?

A52: アメリカ国内での活動の内容と入国時に申告するステータスがマッチしていれば、入国 は認められるはずです。しかしながら入国審査官が申告内容を疑わしいと判断すれば、 入国が認められない可能性があります。商用で入国する人が就労ビザの申請準備をし ていることが分かれば、就労ビザを取得してから入国するように指示をするかもしれま せん。

移民局や大使館に申請書類を提出する前であれば、入国審査官は就労ビザの取得 準備をしていることを知りようがありません。入国の際にわざわざ就労ビザの申請準備を していると説明しなければ問題にはなりません。

一方書類提出はある意味就労の意図があることのオフィシャルなアナウンスです。入国 審査官も端末をたたけば申請書類が提出されているかが把握できる可能性があります。 そのため移民法弁護士も書類提出後の入国は勧めていないようです。

ただし入国が認められないわけではありません。あくまでも就労するのはビザを取得してからであり、その時点では、例えば赴任前の打ち合わせなど、商用であるという主張は認められるべきものです。

もちろんリスクはありますので、やむを得ず渡米する場合は、移民法弁護士がポケットレ

1

 $^{^{158}~\}rm{https://ustraveldocs.com/jp/ja/visa-waiver-program/}$

¹⁵⁹ https://travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/visa-information-resources/visa-expiration-date/auto-revalidate.html

Overseas Assistance

ターと呼ぶ、会社名で作成するレターを携行するのも一つの方法です。お守り替わりではありますが、それでも本人が口頭で説明するのに対し、会社のレターヘッドの入った紙に、責任のある方の署名が入っていれば、会社としてのオフィシャルな書類となります。ポケットレターにはアメリカ国内での活動内容が商用の範囲であること、滞在予定期間、滞在場所、コンタクト先の情報、申請者の職歴などを記載します。

Q53: 配偶者が外国籍の場合、Eビザの有効期間はどうなるか?

A53: 配偶者が米国の条約国の国籍の場合、その条約国に認められる最大有効期間か、主たる申請者のビザの有効期限か、どちらか短いほうの期間が適用されます。米国の条約国でない場合、主たる申請者のビザ有効期限までの期間となります ¹⁶⁰。例えば、フランスは米国の条約国で、Eビザの有効期間は 25ヵ月です。よって日本人の Eビザ保持者に帯同する配偶者の E ビザ有効期間はフランスの有効期間(25ヵ月)が適用されます。(領事の判断で有効期間や入国回数が限定される場合もあります。)

- "(1) Derivatives of treaty countries: The spouse and/or children of an E visa principal who possess the nationality of a treaty country should be issued visas valid for the maximum validity authorized by the reciprocity schedule of the derivative applicant's nationality, or for the length of the principal's visa and/or authorized stay, whichever is less. The reciprocity fees are also governed by the reciprocity schedule for fees of the derivative's nationality."
- "(2) Derivatives of non-treaty countries: Non-treaty country spouses and children are also entitled to derivative classification and may have their visas issued in the non-treaty country passport. However, since only treaty country reciprocity schedules provide data for E visas, the number of entries, fees and validity for non-treaty country applicants must be based on the reciprocity schedule of the principal applicant."

Q54: 転職しても C1/D クルービザは使い続けられるか?

A54: まず本来は雇用主に関わらず継続して使えるビザではないかと考えます。

- ビザの Annotation に会社名は入っていないこと
- 10年間も有効であること
- C ビザも兼ねていること
- FAM にも特に記載がないこと

ただ入国審査時にはどのキャリアかのデータを入国審査官は把握しているようでキャリアが違うことを指摘されることがあるそうです。そのため、他社からの転職した人はビザを取り直している航空会社もあり、入国トラブルを避けるのであれば、ビザは再申請す

 $^{^{160}}$ 9 FAM 402.9–9 Spouse and Children of E Visa Applicants

Overseas Assistance

べき、となります。

Q55: パスポートの残存期間が短いと切り替えを求められるのか?

A55: 日本人の場合は 1 日でも有効なパスポートがあればビザは申請できます。しかしケースではビザ取得後にパスポートを切り替えると説明したものの、数か月の有効期限では短いと判断され、パスポートの切り替え後のビザ発給になりました。ビザ申請でのトラブルを避けるのであれば、残存期間が 1 年を切った場合はパスポートの切り替え後にビザ申請をすることをおすすめします。

Q56: ビザ申請で提出する戸籍謄本のいつまでのものが認められるか?

A56: 大使館に問い合わせたところ、戸籍謄本に有効期間の決まりはないものの、領事によっては古いものの有効性を認めない可能性もあるため、3 か月以内に発行されたものを提出することを勧めるとのことでした。また翻訳に関しては公証を受ける必要はなく誰の翻訳でもかまわないが、必ず翻訳者の署名と翻訳日を直筆で記入するようにとのことでした。

Q57: 新しくグループ会社に入った場合、直近3年のうち1年の在籍期間はどうカウントする のか?

A57: A 社が資本関係のない B 社に売却され、B 社のグループ会社になりました。A 社の社員が B 社の米国子会社の C 社に赴任する場合、A 社で直近 3 年間のうち1年以上継続した在籍期間があれば、B 社グループでの在籍期間が 1 年なくても Blanket L ビザの申請は可能です。

Q58: 主たる申請者が帰任した場合の家族はいつまで滞在できるのか?

A58: 主たる申請者が家族より先に帰任しビザが無効になった場合、アメリカに残っている家族も基本的には速やかにアメリカを出国すべきと考えます。速やかという期間に関しては、1か月程度と考えるようです。

一方主たる申請者が帰任してもアメリカの拠点との雇用関係も維持し続ける兼務の場合は、そのビザはまだ有効であり、家族もアメリカに滞在し続けることが認められるべきと考えます。

しかしながらアメリカに残っている家族は I-94 が有効な限り合法的に滞在できると考える移民法弁護士もいます。

滞在許可に関して移民法弁護士にご相談されることをおすすめします。

Q59: 滞在期間が90日以下の商用でもB-1ビザを取得すべきことがあるか?

Q59: 購買契約に記載されている機器の設置や、H-1B に該当する業務を短期間で行う場合

Overseas Assistance

など、例外的に通常では商用では認められない作業することが認められています。 しかしながらこれらの例外的な商用のケースでは、滞在予定期間が90日以下であって もビザなしで入国しようとしたため入国審査で入国が許可されなかったり、ビザの取得 を要求されたりするケースが発生しています。またこれらのケースではビザなしでは入 国できないと考える移民法弁護士もいます。グリーンフィールドでは現地での就労が認 められる例外的な商用では、ビザの取得をおすすめしています。

Q60: アメリカの公立学校に留学できるか?

A60: 国務省のサイト 161 には以下のように記載されています。

- 「米国移民国籍法第 214 条 (I) に基づき、F-1 ビザ保持者は、公立の初等学校 (グレード K(幼稚園)からグレード8(8 年生)、およそ 5 歳から 14 歳)、および公立の成人教育プログラムによる外国語クラスなどを受講することはできません。公立高等学校(グレード9(9 年生)からグレード12(12 年生)、14 歳から 18 歳)であれば最長 12 ヶ月間通うことができます。ただしこの場合は、ビザ手続きの前に、補助を受けることなく教育費用の全額を支払ったことを示す証明が必要になります。」
- 「この規定は、私立の小・中・高等学校で学ぶ生徒には適用されません。」

Q61: I-129S の手書きの有効期限の記載は何と書かれているのか?

A61: ビザ発給後に返却される I-129S の有効期限に日付以外の単語が書き込まれています。 手書きで読みにくいのですが see page 2 と書かれており、I-129S の有効期限は 2 ページ目にある"Dates of Proposed Employment"の期間に準ずる、という意味です。

Q62: Blanket L ビザの滞在許可は移民局で延長できるのか?

A62: シンデル外国法事務弁護士事務所に確認したところ、移民局に I-129S を提出すれば I-797 が発行されるとともにハンコが押された I-129S も返送されるとのことでした。

Q63: 先に帰国した子どもは家族のビザで再入国できるか?

A63: 主たる申請者のビザが有効な限り家族のビザも有効と説明しますが、この場合お子さんが渡米するのは帯同家族としてではありません。あくまでも一時的な親族の訪問にあたります。アメリカでの主たる申請者との同居をやめ帰国した時点で家族のビザは無効となり、家族を訪問するのであればビザなしまたは観光ビザで入国すべきと考えます。

Q64: 米国滞在中に就労ビザの有効期限が切れた場合どうすればいいか?

A64: 例えば E ビザの場合、アメリカ滞在中に有効期限が切れても I-94 に記載されている滞

¹⁶¹ https://ustraveldocs.com/jp/ja/general-information/#faqs(「第 214 条」で検索)

Overseas Assistance

在資格の有効期限まで就労は可能です。アメリカ滞在中はビザではなく、I-94 が有効かどうかが問題になります。ただし米国企業の資本参加などで E ビザの条件を満たさなくなったような場合は速やかに帰国すべきと考えます。

Q65: Jビザ取得後にプログラム開始日が延期になった場合どうすればいいか?

A65: J-1 ビザ取得後に DS-2019 に記載されているプログラム開始日が大幅に延期になった場合、研修先から新しいプログラム期間が記載された DS-2019(同じ SEVIS 番号、プログラム番号に変更のもの)を再発行してもらう必要があります。

新しく取り寄せた DS-2019 (SEVIS 番号、プログラム番号に変更がなく、開始日、終了日が変更)の領事サイン欄には領事のサインが無い状態ですが、すでに取得済みの有効期限が残っている J ビザと新旧 2 通の DS-2019 を持って入国審査を受けています。新しい DS-2019 を米国大使館・領事館に送って領事サインを取り付ける必要はありません。なお、取得済みの J ビザの有効期限がすでに切れている場合は、新しい DS-2019 で J ビザの更新が必要です。

Q66: ビザ面接で 221g で追加書類を要求されたあとにビザが発給されても、ビザの発給拒否を受けたことになるのか?

A66: 国務省のサイト ¹⁶²を見る限り、ESTA の「米国へのビザを拒否されたことがありますか?」という質問には「YES」と回答するべきと考えます。

- 「米国移民国籍法第 221(g)条による申請却下は、申請に必須の情報が足りないこと、または事務手続きのために保留であることを意味します。米国移民国籍法 (INA)第 221(g)条に基づきビザ申請が却下になる場合は、面接終了時に領事から その旨を伝えられます。領事はあなたの申請は追加手続きが必要になるのか、追加書類の提出が必要なのか指示します。」
- 「追加書類が必要な場合は、領事から提出方法の指示があります。あなたのビザ申請が米国移民国籍法(INA)第 221(g)条に基づき却下された場合、通常は面接終了後に領事が説明のレターを渡します。大使館または領事館により追加情報または書類を求められた場合は、それらの書類を提出してください。」

Q67: I-797 に記載される申請地以外でビザ申請はできるか?

Q67: 申請者ごとに移民局でのペティション申請が必要な Individual L ビザなどで、移民局が発給する I-797(認可証)には申請地が入ります。一方面接枠が埋まっているような場合、当初予定していた I-797 に記載される申請地以外で申請が必要になることがあります。このような場合、I-797 に記載されている場所と異なる場所でもビザを申請することができます。

-

¹⁶² https://ustraveldocs.com/jp/ja/221g/

Overseas Assistance

Q68: 会社名が変更された場合、ビザは有効か?

A68: ビザ取得後、ビザ面(Annotation)に記載されている会社名が変更になった場合ビザの 取り直しは必要か、という問い合わせがありました。

以前大使館に問い合わせたところ、E ビザの場合はビザを申請し直すようにという回答をもらったことがあります。

シンデル外国法事務弁護士事務所に見解を求めたところ、社名変更だけでビザを取り 直すというレギュレーションはなく、取り直したこともないとのことでした。その代り、入国 審査でのトラブルをさけるため、その旨記載されたドキュメントを携行することを勧めるこ とはあるとのことでした。

Q69: グローバルエントリーは利用できるか?

A69: グローバルエントリーは事前に承認を取ることにより入国の際は通常の入国審査を受ける必要がなく、端末での手続きでスムーズに入国ができるようです 163。 ただし日本人の場合は永住権を持っていないと資格がないようです。164

Q70: 泥棒にビザの番号を見られた場合どう対応すればいいか?

A70: 泥棒に入られ、金庫を開けられてしまったお客様がいらっしゃいます。金庫の中にはパスポートもあり、ビザ番号も見られた可能性もあるため、念のため大使館に問い合わせました。

大使館からの回答は、恣難・紛失でなければそのままビザは使えるとのことでした。

Q71: グリーンカードの申請中に非移民ビザの申請はできるか?

A71: グリーンカード(移民ビザ)申請中に非移民(E、B、J、F、M 等)ビザを申請する場合、「移民の意思がある」とみなされ、ビザ発給拒否 214(b)になる可能性があります。ただし、H-1B、L、V ビザはその対象から除外されているため、グリーンカード申請中という理由でビザ発給拒否 214(b)になる可能性は低いと思われます 165。

 Congress expressly excluded H-1B, L, and V visas from the statutory presumption of immigrant intent contained in INA 214(b). When adjudicating visa applications in these categories, review FAM guidance and other statutory provisions, including INA 212(a) grounds of ineligibility that are applicable to these categories of visas.

また、シンデル外国法事務弁護士事務所に見解を求めたところ、E ビザは移民の意図 があれば発給が拒否される可能性のあるビザだが、実際拒否されたことは今までには

¹⁶³ https://www.cbp.gov/travel/trusted-traveler-programs/global-entry

 $^{^{164}\} https://www.cbp.gov/travel/trusted-traveler-programs/global-entry/eligibility$

¹⁶⁵ 9 FAM 302.1-2(B)(5) INA 214(b) Not Applicable in All Categories

Overseas Assistance

ないとのことでした。

Q72: 滞在許可の延長で、認められる滞在日数を超えて滞在することができるか?

A72: 例えば L-1A ビザは延長することで最長 7 年間の滞在が認められます。通常 3 年-2 年-2 年と延長は 2 回までですが、アメリカに滞在しなかった日数分 3 回目の延長をすることも可能です (recapture)。

一方滞在許可の延長申請の結果は 240 日以内に出ることになっており、その結果が出るまで合法的に滞在し、就労をすることができます。では、例えば残り 60 日間の滞在許可の延長をするとして書類を提出してから 240 日間滞在することができるのでしょうか?

シンデル外国法事務弁護士事務所に見解を求めたところ、まず許可が出ても滞在許可は残存日数の 60 日以上は出るはずがないとのこと。そのため、許可が出た時点でその滞在期限を超えていた日数のオーバーステイになるはずとのことでした。

A73: 戸籍に入っていない子どもは家族として認められるか?

A73: 再婚の相手の子どもが様々な事情で戸籍に入っていないことがあります。このような子 どもに家族としてのビザは発給されるでしょうか。

FAM の中の親子関係の定義では Stepchild(継子)として以下のように書かれています 166

• "(2) INA 101(b)(1)(B) makes no distinction between children born in wedlock and those born out of wedlock in respect to stepparent/stepchild relationship. The only requirement is that the child be under the age of 18 at the time the marriage creating the status of stepchild occurred. A stepparent/stepchild relationship can also be established for children who were born subsequent to the marriage between the natural parent and the stepparent. For example, a child who is born due to an out of wedlock relationship between a married man and another woman would qualify as the stepchild of the married man's wife, since the child was under 18 when the marriage between the natural parent and the stepparent occurred."

これを読む限り、再婚時にその子どもが 18 歳未満であれば結婚によって生まれた子どもと同じということになります。

シンデル外国法事務弁護士事務所の見解も、家族として認められるだろう、ただし親権の有無も条件に入ると思われ、ケース・バイ・ケースとなるだろうとのことでした。実際同様のケースで、B-2 ビザを申請するように指示されたとのことでした。

_

 $^{^{166}}$ 9 FAM 102.8–2(F)a. Creation of Stepchild Relationship:

Overseas Assistance

A74: メキシコへの出入国が多いとビザ申請に影響を与えるのか?

A74: あるお客様が E ビザの更新を郵送で申請をしたところ、面接を受けるように指示があり、 メキシコ滞在の説明を求められました。

国境近くのメキシコ側の生産拠点に、アメリカ側から毎日のように"通勤"しているケースがあります。そのためアメリカに現地法人があっても、実質的にはメキシコで就労し、アメリカでの居住が目的で就労ビザを取得していないかと、チェックが入ることがあります。メキシコで就労しているとみなされ、メキシコの就労ビザの取得を指示され、アメリカのビザの申請が認められなかったこともあります。

今回のケースではメキシコへの出張の頻度は高かったものの、ポジションや業務内容から、あくまでもアメリカ現地法人の業務としてのメキシコ滞在であることが説明しやすかったことなどから、ビザは無事発給されました。

メキシコの滞在日数が多い場合は、面接で説明ができるよう、滞在記録とその目的などを準備されることをお勧めします。また初めてアメリカに赴任する場合(更新ではない場合)でもメキシコ国境近くにオフィスがある場合やメキシコに子会社があるような場合は注意が必要です。

A75: Eビザカンパニーの親会社が変わった場合、どのような対応が必要か?

Q75: 親会社が変わってもその会社の国籍(親会社の国籍)が変わらず、会社自体が変わらなければ E ビザ企業の条件は満たし続けますが、求められる対応はケースによって異なります。

ケースA

• グループの再編で E ビザ企業の親会社が変わった場合は、そのことを示す書類を提出することで E ビザ登録のし直しは求められませんでした。

ケースB

• E ビザ企業が資本関係のない日本企業に買収されたケースでは、E ビザ登録をし直す(新規申請をする)よう指示を受けました。

ケースC

• E ビザ企業の親会社が資本関係のない企業に買収されたケースでは(E ビザ企業 とその親会社の関係は変わらない)、そのことを示す書類と買収した会社の国籍を 証明する書類を提出することで E ビザ登録のし直しは求められませんでした。

ケース A とケース B から、直接の親が変わる場合でも、企業グループが変わる場合は E ビザ登録が必要と考えられます。一方ケース B とケース C からは、企業グループが 変わっても直接の親が変わらなければ E ビザ登録は不要と考えられます。ただしケース・バイ・ケースで判断される可能性もあります。

Q76: 入国拒否を受けた時に書類を渡されなかった場合、どうやって入手するか?

Overseas Assistance

A76: 入国審査で別室に連れて行かれ、入国が認められなかった場合、入国審査官とのやり 取りをタイプアップした書類に署名し、そのコピーを渡されます。入国拒否を受けると ESTA の認証は通常認められず、その場合はビザを申請しなければアメリカに入国が できません。その際弊社では状況を説明するために、入国拒否の際に手渡された書類 を提出するようにしています。しかしあるお客様はその書類を渡されなかったとのことで した。

シンデル外国法事務弁護士事務所に問い合わせたところ FOIA¹⁶⁷に基づきリクエスト するとその書類は入手できるとのことでしたが、別の移民法弁護士からの情報では、書 類の入手には1年近くかかることもあるとのことでした。

一方入国拒否のレポートは移民局から大使館・領事館に届くのだそうです。そのため、 書類を提出することができなくても審査は行われるようです。ただし移民局からのレポートが届くまで審査は進まないのだそうです。

Q77: 移民局でステータスの変更中に帰国しても問題はあるか?

A77: シンデル外国法事務弁護士事務所に見解を求めたところ、ステータス変更中に滞在期限が過ぎた場合、結果が出る前に出国すると滞在期限から出国までの期間は不法滞在とみなされる可能性がある。申請を取り下げても放置してもその可能性はありるが、放置するよりは取り下げた方がよいだろう、とのことでした。

そのためその後のビザ申請に影響が出る可能性がありますが、ビザの発給拒否に至る かはケース・バイ・ケースだと思われます。

Q78: 主たる申請者がオーバーステイした場合、家族はビザを取り直す必要があるのか?

A78: シンデル外国法事務弁護士事務所の見解は、オーバーステイした場合、E ビザはキャンセルされる。家族のビザは主たる申請者のビザに紐づいているため、主たる申請者のビザがキャンセルされれば家族のビザもキャンセルされると考える、とのことでした。

Q79: 主たる申請者が E-1 から E-2 にビザを変更した場合、アメリカに滞在している家族のステータスはどうすればいいのか?

A79: 日米間の貿易比率が 50%を切るため、米国拠点の E ビザ登録を E-1 から E-2 に変更することがあり、主たる申請者が帰国して先に E-2 ビザを取得した場合、アメリカに残っている家族は E-1 ビザのままと、滞在ステータスが異なってしまいます。

シンデル外国法事務弁護士事務所に問い合わせたところ、主たる申請者がアメリカに 戻り次第、家族の滞在ステータスを E-1 から E-2 に変更する手続きを移民局で行うべ きとの回答でした。

_

¹⁶⁷ https://www.foia.gov/about.html

Overseas Assistance

Q80: 退職した社員の有効な就労ビザはどうすればいいのか?

A80: 退職した社員のビザが有効なため、キャンセルする方法の問い合わせを受けることが あります。

しかし大使館や領事館では一度発給されたビザをキャンセルする手続きはありません。 入国審査でもキャンセルをされる場合とされない場合があるようです。

既に退職した会社の就労ビザを利用してアメリカに入国することは不法入国になります。 雇用関係のない会社名が Annotation に入った就労ビザで、アメリカで働くことはできないことを退職時にきちんと説明することをお勧めします。

また、会社を退職時点で合法的な滞在ステータスを失います。60 日の猶予期間 ¹⁶⁸以内にアメリカを出国するか、他の滞在ステータスに変更する必要があります。

• "An alien admitted or otherwise provided status in E-1, E-2, E-3, H-1B, H-1B1, L-1, O-1 or TN classification and his or her dependents shall not be considered to have failed to maintain nonimmigrant status solely on the basis of a cessation of the employment on which the alien's classification was based, for up to 60 consecutive days or until the end of the authorized validity period, whichever is shorter, once during each authorized validity period. DHS may eliminate or shorten this 60-day period as a matter of discretion. Unless otherwise authorized under 8 CFR 274a.12, the alien may not work during such a period."

Q81: 滞在許可の延長申請をすることでどれぐらい就労期間を延ばせるか?

A81: シンデル外国法事務弁護士事務所によると、就労ビザの滞在許可の延長申請は、滞在期限までに移民局に申請すれば最終的な審査結果が出るまで合法的に就労し続けることができます。その最終的な審査結果は滞在期限から 240 日以内に出ることになっています。ただし追加書類の要求(RFE)が出た場合、12 週間以内に回答の提出が求められます。

仮に特急審査制度を使わず、滞在期限ぎりぎりに移民局に書類を提出し、追加書類が 要求され、追加書類も期限ぎりぎりに提出すれば、その結果却下されても合法的に恐 らく 5 か月近くは就労することができる、ということになります。ただし申請が拒否された 場合は速やかにアメリカを出国する必要があります。

Q82: マスターズに出場するプロゴルファーは B-1 ビザが必要か?

A82: 9 FAM 402.2-5(C)では Professional Athlete をはじめ、様々な仕事が例外的に business として認められると記載されています。シンデル外国法事務弁護士事務所に の見解は、ビザなしでも B-1 ビザでも business は全く同じレギュレーションであるため、 90 日を超えないのであればビザなしでの入国は認められるはずとのことでした。 ただし

^{168 8} CFR 214.1(I)(2) (https://www.ecfr.gov/current/title-8/chapter-I/subchapter-B/part-214)

Overseas Assistance

例外に該当するかで入国トラブルになるようなことは避ける(ビザを取得する)とのことで した。

- Q83: L-2(家族)として EAD で働いていた期間が L ビザの合計滞在期間として加算されるか?
- A83: シンデル外国法事務弁護士事務所に確認したところ、L-2 でアメリカに滞在していた期間は L-1 の期間(5 年、7 年)にはカウントされない、とのことでした。
- Q84: 家族として L-2 で米国に滞在していた人が、その後 L-1 の駐在員として派遣されることになった場合、L-2 での滞在期間は駐在員として滞在する滞在期間に影響するか?
- A84: シンデル外国法事務弁護士事務所に確認したところ、カウントされないとのことでした。
- Q85: 事業再編により、米国企業 A 社の親会社 B 社の資本比率は 49.9%となり、別資本の C 社が 50.1%を保有するようになりました。しかしながら、実質的な支配権は B 社のままです。この場合、A 社でこれまで使えた Blanket L ビザは引き続き使用できるのでしょうか?
- A85: シンデル外国法事務弁護士事務所に確認したところ、支配権(Voting rights など)があれば現状の Blanket はそのまま利用できるとのことでした。一方で出資などのオーナーシップが過半数でなくなった場合、その変更はsubstantial change なので、移民局への修正申請をすべきとのことです。
- Q86: 米国に子会社を設立しました。事業開始に伴い掛かった費用の総額は 30 万ドルほどですが、これら費用はすべて親会社が支払っています。このような場合でも E-2 ビザの投資として認められますか?
- A86: 基本的には米国子会社がリスクを負う必要があります。そのため親会社の支払は一時的に立て替えたものであり、貸し付け証明書や資本金への転換などで将来的に清算することが明記された合意書などがあれば、認められる可能性があります。
- Q87: 同性パートナーを配偶者としてビザ申請できますか? 居住地のパートナーシップ宣誓制度で、宣誓はしています。
- A87: 同性婚が合法的な婚姻として認められている国であれば、配偶者として認められる可能性はあります ¹⁶⁹。一方で現在の日本は憲法上同性婚が認められていないため、配偶者ビザは認められない可能性が高いと考えます。同性パートナーがビザを申請するとすれば、B-2 ビザの申請となりますが、ビザが発給されるか否かは領事の判断によります。

1

¹⁶⁹ 9 FAM 102.8-1(E) Same-Sex Marriages

Overseas Assistance

- "Same-sex marriage is valid for visa adjudication purposes, if the marriage is recognized in the "place of celebration," whether entered in the United States or a foreign country. The same-sex marriage is valid even if the applicant is applying in a country in which same-sex marriage is illegal."
- Q88: E-2 ビザを更新する予定ですが、事業内容が E ビザ登録した当時から変わっています。 更新は認められますか?
- A88: E-1 であれば日米間の貿易比率が 50%を下回っていれば E-1 カンパニーとして認められないように、E-2 の場合も投資として申請した資産を売却したような場合、継続が認められない可能性があります。一方ビジネスモデルが変わり、会社としての役割や機能が変わっても、新たな投資があることをエビデンスとともに説明をすることができれば、E-2 カンパニーとして継続が認められると考えます。実際 Request for Evidence が求められ、事業内容の変更に関する詳細を説明し、E-2 カンパニーの継続が認められた事例があります。
- Q89: 有効なビザが貼られたパスポートを紛失したと思い、大使館に報告した後、見つかりました。見つかったパスポートでビザを再申請することはできますか?
- A89: 紛失・盗難届を出したパスポートで米国に渡航することはできません。また同じ目的で ビザを取得する場合は、ビザの再申請が必要です。
- Q90: 現地法人 A 社は米国のグループ内派遣会社です。A 社で E ビザを取得し、実際働くのは他の米国グループ会社です。A 社との間に派遣契約があれば、米国グループ会社で就労することは可能でしょうか?
- A90: シンデル外国法事務弁護士事務所に確認したところ、このようなスキームでの就労は 法律上不可ではないとの認識であるものの、A 社による雇用とみなされるかどうか、最 終的には領事の判断によるだろうとのことでした。
- Q91: J-1 ビザによる業務研修において規定の労働時間である週 40 時間を超えて残業させることは可能でしょうか?
- A91: アンブレラスポンサーである Intrax に確認したところ、研修時間は週 32 時間以上であること以外、明確な制約はないとのことでした。ただし残業については、平均的な研修時間、例えば週 40 時間に対し、毎週 45 時間程度、を超えるような場合は、最初からその時間をトレーニングプランに記入すべきとのことでした。
- Q92: A 社と B 社が 50% ずつを出資し、日本にジョイントベンチャーを設立しました。A 社も B 社も設立したジョイントベンチャーにそれぞれの Blanket リストに登録できるでしょう

Overseas Assistance

カ?

A92: シンデル外国法事務弁護士事務所に確認したところ、ジョイントベンチャーに対しては 通常どちらかが拒否権や支配権を有しており、両社とも Blanket リストに登録することは 出来ないと考えるとのことでした。ただしこれを裏付ける法的な根拠はなく、両社がそれ ぞれに申請をすれば USCIS が承認するかもしれないとのことでした。

Q93: 前の質問の A 社と B 社がそれぞれが Blanket リストに登録できたとして、直近 3 年のうち 1 年以上のジョイントベンチャーでの在籍期間があれば、A 社と B 社両方の Blanket L ビザを取得することはできますか?

A93: シンデル外国法事務弁護士事務所に確認したところ、ジョイントベンチャーが出資しない契約上の取り決めによるものでない限り(資本を出資しているのであれば)可能とのことでした。

Q94: 配偶者が E-2 ビザで家族として入国したところ、I-94 のステータスが"E-1S"となっていました。本来は"E-2S"になるべきだと思いますが、修正が必要ですか?ソーシャルセキュリティーもすでに問題なく取れています。

A94: シンデル外国法事務弁護士事務所に確認したところ、特に修正の必要はないとのことでした。ただし状況によっては修正を推奨するケースもあるとのことですので、その必要性については、地域の Deferred Inspection Site 170 (追加審査場)に問い合わせをされることが確実とのことでした。

Q95: 米国に F-1 ビザで滞在している学生に、日本から翻訳業務を委託することを検討しています。報酬は学生の日本の銀行口座へ支払う予定です。このように米国での収入を得ることがなくても、就労と見做されてしまうのでしょうか?

A95: シンデル外国法事務弁護士事務所に確認したところ、お金の流れや業務依頼元に関わらず、厳密にはアメリカで働くには就労許可(就労資格)を必要とアドバイスしているとのことでした。また日米それぞれの税務上の問題も派生する可能性もあるため、税の専門家も含めて確認されることをお勧めするということです。

Q96: E ビザ、Blanket L ビザで米国子会社へ赴任している社員が退職する場合、退職から 何日以内に出国しなければならないといった決まりはありますか?

A96: シンデル外国法事務弁護士事務所に確認したところ、I-94 の期限を踏まえ ¹⁷¹、基本的には 60 日の猶予期間による滞在が可能と案内しているとのことです。

• "An alien admitted or otherwise provided status in E-1, E-2, E-3, H-1B, H-

 $^{^{170}\;} https://www.cbp.gov/about/contact/ports/deferred-inspection-sites$

¹⁷¹ 8 CFR 214.1(l)(2) (https://www.ecfr.gov/current/title-8/chapter-I/subchapter-B/part-214)

Overseas Assistance

1B1, L-1, O-1 or TN classification and his or her dependents shall not be considered to have failed to maintain nonimmigrant status solely on the basis of a cessation of the employment on which the alien's classification was based, for up to 60 consecutive days or until the end of the authorized validity period, whichever is shorter, once during each authorized validity period. DHS may eliminate or shorten this 60-day period as a matter of discretion. Unless otherwise authorized under 8 CFR 274a.12, the alien may not work during such a period."

Q97: 米国に子会社が 2 社(A 社、B 社) があります。A 社は E ビザカンパニーですが、B 社は E ビザカンパニーではありません。B 社の業務遂行のため親会社から人材を赴任させるにあたり、A 社の E ビザを取得して、B 社に出向させ就労をすることはできますか?

A97: 原則は雇用関係にある就労先のビザを取得することですので、A 社が B 社の業務を請け負い、A 社の社員が B 社でその業務を行うものであれば、A 社のビザで B 社で就労することは可能と考えます。ただしこれは A 社から B 社への出向ということではありません。 赴任者は A 社と雇用関係にあり A 社の組織に属し、B 社とは雇用関係にはなく、B 社の指揮命令系統に入らず、給与も B 社から支給されていません。

Q98: Grace Period 中に打ち合わせなどの商用の範囲の業務ができますか?

A98: Grace Period で B-2 の観光ができるのであれば B-1 の商用も認められそうな気もします。そのために研修が終わった人は入国しなおしているとも考えにくいですし、お咎めを受けるということもまずないと思います。ただルールとしてはやはり帰国の準備や旅行などの期間であり、ビジネス活動はすべきではなく、シンデル外国法事務弁護士事務所も同じ見解です。

XV. リファレンス

- Immigration and Nationality Act (https://www.uscis.gov/laws-and-policy/legislation/immigration-and-nationality-act)
- Foreign Affairs Manual (https://fam.state.gov/Volumes/Details/09FAM)
- Code of Federal Regulation (https://www.ecfr.gov/)
- アメリカ移民法&ビザマニュアル、シンデル法律事務所
- アメリカ大使館ビザサービス(https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/)
- USCIS (https://www.uscis.gov/)
- 国務省 (https://travel.state.gov/content/travel.html)

Greenfield Overseas Assistance

株式会社グリーンフィールド・オーバーシーズ・アシスタンス

〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-6-5 九段会館テラス 1F R38 (ビジネスエアポート九段下)

Tel. 03-6261-9500

e-mail: greenfield@green-f.biz URL: www.green-f.biz